

博士学位請求論文

モンゴル国における教員の資質能力向上政策に関する研究  
—教員養成制度及び教員研修制度の史的展開を中心に—

**BAT-ERDENE DAGIIMAA**

広島大学大学院教育学研究科

2022年3月

モンゴル国における教員の資質能力向上政策に関する研究  
—教員養成制度及び教員研修制度の史的展開を中心に—

目次

序章 研究の目的・方法及び先行研究の検討 .....	1
第一節 研究の目的と方法 .....	1
第二節 先行研究の検討 .....	5
第一章 モンゴル人民共和国における教員養成制度の史的変遷 .....	8
第一節 現代学校の創設と文字教育（1921年－1941年） .....	8
第二節 教員養成学校の創設と識字率の向上（1942年－1963年） .....	16
第三節 教員養成制度の体系化（1964年－1990年） .....	20
小括 .....	26
第二章 体制移行後のモンゴル国における教員養成制度 .....	27
第一節 新しい社会体制を目指した1991年教育法の特質 .....	27
第二節 1995年の教育関連法の体系化と教員養成関連規定 .....	32
第三節 2002年教育法における教員養成関連規定 .....	38
第四節 現行の教員養成制度の概要と科目履修表の分析 .....	41
小括 .....	48
第三章 教員研修制度の変遷と教員職能成長支援法による教員研修の充実 .....	49
第一節 モンゴル人民共和国における教員研修制度の概要 .....	49
第二節 モンゴル国における教員研修の展開 .....	53
第三節 教員職能成長支援法（2019年）による教員研修の充実 .....	58
小括 .....	60
第四章 教員専門性向上研究所における教員研修の実態と課題 .....	62
第一節 2012年の教員専門性向上研究所の再設置 .....	62
第二節 国家基本研修の教育課程 .....	67
第三節 教員専門性向上研究所による国家基本研修の運用実態と課題 .....	70
小括 .....	76
終章 モンゴル国における教員の資質能力向上政策の意義と課題 .....	78
第一節 「21世紀のモンゴルの教員」の資質能力の4領域に基づく教員養成及び教員研修制度の史的考察 .....	78
第二節 モンゴル国における教員の資質能力向上政策の展望と今後の研究課題 .....	81
主要資料及び主要参考文献一覧 .....	82

## 序章 研究の目的・方法及び先行研究の検討

### 第一節 研究の目的と方法

本研究は、「モンゴル教員<sup>21</sup> 21世紀のモンゴルの教員」(Монгол багш<sup>21</sup> “21-р зууны Монгол багш”) (以下、「21世紀のモンゴルの教員」) で示されたモンゴル国の教員に求められる資質能力の4領域を観点として、モンゴル国における教員養成制度及び教員研修制度の史的展開を考察するとともに、体制移行後の新しい社会体制に相応しい教員の再教育(研修)の中心を担ってきた教員専門性向上研究所による教員研修の運用実態の分析を通して、モンゴル国の教員の資質能力向上政策の意義と課題を考察することを目的としている。

モンゴルは200年の清朝の支配を経て、1924年に「モンゴル人民共和国」となり、約70年間社会主義体制の下、近代国家として発展してきた。しかし、1980年代後半ペレストロイカの影響を受け、民主化運動がはじまり、1990年に複数政党制が導入され、社会主義が終焉した。そして、1992年に新憲法「モンゴル国憲法」を制定し、国名を「モンゴル国」に変更した。1989年の時点でモンゴル人民共和国の国内総生産の53%を占めていたソ連の経済援助が1991年に7%にまで減少した<sup>1</sup>。また、モンゴル人民共和国の輸出額の90%がソ連に対するものであったため、輸出の深刻な停滞状況に陥った。市場経済に移行し、消費者物価安定政策が廃止されたことで1992年のインフレ上昇率は325.5%となった<sup>2</sup>。このような経済の停滞を脱出するため、モンゴル国は、諸外国・国際機関の援助に頼らざるを得ない状況に陥った。すでに1991年には、体制移行期の政府が国際通貨基金、世界銀行、アジア開発銀行、日本をはじめ14カ国と交渉を始めていた<sup>3</sup>。こうした経済不況の中、「モンゴル国人材開発プロジェクト・マスタープラン(1994年-1998年)」、1995年に「国家教育計画」、2000年に「モンゴル国教育開発戦略2000年-2005年」、2001年に「初等中等教員養成、専門性向上国家プログラム」、2008年にモンゴル国政府316号決定「就学前教育・初等中等教育教員養成研修国家プログラム」、2012年に「教養のあるモンゴル人」、2015年に「教師教育政策」、「教育国家プログラム2010年-2021年」等、決定と政策が次々と出された。

これらの政策は、国際機関からの経済的援助を受けるため、その実施が求められたものであった。モンゴル国の教育分野、特に教員に影響を及ぼしたのが、アジア開発銀行の融資を

---

<sup>1</sup> ギタ・スタイナー-ハムシ、イネス・イシトルフ『教育政策借用』アドモン、2007年、127頁。(Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе, “Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл Монголын орон нутгийн хүчин зүйл” Адмон, 2007 он, 127хуудас.)

<sup>2</sup> モンゴル国統計局「インフレと国家予算損失関係の調査」2018年、5頁。(Үндэсний Статистикийн Хороо “Инфляц, төсвийн алдагдлын хамаарлын судалгаа” 2018 он, 5хуудас.)  
([http://1212.mn/BookLibraryDownload.ashx?url=Inflation\\_and\\_budget.pdf&ln=Mn](http://1212.mn/BookLibraryDownload.ashx?url=Inflation_and_budget.pdf&ln=Mn))

<sup>3</sup> ギタ・スタイナー-ハムシ、イネス・イシトルフ、前掲書、126頁。

受け、「教職員数と学校組織の改善」を目的として1997年から実施された「教育分野発展プログラム」である。当時、モンゴル国では、体制移行による不安定な経済状況によって1990年から1992年の2年間に1,267人の教員が離職していた。さらに、1992年には、全国で1600人の教員が不足していたとされ、大学の教員養成課程を卒業した1,471人のうち25.7%が任命された職場に就いていなかった<sup>4</sup>。加えて、1992年には、アイマグ<sup>5</sup>、都市では、2,000人の教員を必要としていたが、教員養成系学校が養成していたのは1,400人であり、さらに、教員の約6.5%が離職していた<sup>6</sup>。このような状況の中にあつて、このプログラムによって8,000人以上の教職員が解雇された<sup>7</sup>。こうした大規模な解雇は、アジア開発銀行による融資の条件に基づくものであったが、これによって多くの優れた教員が学校から去ることになった。

このような、深刻な経済不況の中で、新しい国家体制に相応しい人材育成が求められていたため、国際機関の援助による短期間の研修によって教員研修を担う指導者の育成が行われた。例えば、ソロス財団（Soros Fund、現在はOpen Society Foundations）が援助した200–300時間の教授法コースを履修すれば、教員研修の指導を担当する「指導教員」（*Суррагч-Барш*）になることができた。一方、アジア開発銀行（Asia Development Bank、以下、ADB）の教育開発プログラム（Education Sector Development program）の支援によって教育文化科学省が実施した1日または2日間の研修を受けた教員が指導教員として、様々な教員研修に推薦されていた<sup>8</sup>。

一方、教員養成に関しては、モンゴル人民共和国1991年教育法（以下、1991年教育法）によって私立教育機関の設置が認められたことにより、教授法を身に付けていない私立教育機関（大学、高校）の多くの卒業生が僻地の教育現場に赴任することとなった。その後、国際機関から要請された予算削減のために、1990年代後半には、僻地の小中学校の閉鎖や合併によって都市部、特に首都・ウランバートルへの移住が増加し、2020年現在、全人口の46%が同市に居住している<sup>9</sup>。こうした経緯によって、社会主義からの体制移行後、民主主義国家・モンゴル国では、学校教育、とりわけ教員の資質能力の低下が大きな課題であり続けている。

以上を踏まえ、本研究は、モンゴル国における体制移行後の教員の資質能力向上政策を、

---

<sup>4</sup> シャラブ・シャグダル・B.バトサイハン『モンゴル教育史II』スターライン、2010年、459頁。

（Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” I боть, Старлайн, 2010 он, 459 хуудас.）

<sup>5</sup> モンゴルにおける地方自治体であり、日本の「県」に相当する行政区分である。

<sup>6</sup> シャラブ・シャグダル・B.バトサイハン、前掲書、459頁。

<sup>7</sup> ギタ・スタイナー・ハムシ、イネス・イシトルフ、前掲書、151頁。

<sup>8</sup> Effectiveness of official development assistance on rural area development, p.34.

（[https://www.forum.mn/en/index.php?sel=resource&f=resone&obj\\_id=528&menu\\_id=3&resmenu\\_id=5](https://www.forum.mn/en/index.php?sel=resource&f=resone&obj_id=528&menu_id=3&resmenu_id=5)Effectiveness <http://www.itpd.mn/article/199>）（最終アクセス：2021年4月1日）

<sup>9</sup> モンゴル統計局サイト（Үндэсний Статистикийн Хороо [http://1212.mn/stat.aspx?LIST\\_ID=976\\_L03](http://1212.mn/stat.aspx?LIST_ID=976_L03)（最終アクセス2020年5月30日））

教員養成及び教員研修の制度をその歴史的変遷に注目して考察する。その際、本研究では、モンゴル国の教員に求められる資質能力として、上述した「21世紀のモンゴルの教員」を基準とする。これは、「正しいモンゴルの子ども国家プログラム<sup>10)</sup>」の実施と教育改善の中心になるのは教員であるとし、2013年にモンゴル国立教育大学が作成したものである。これは、モンゴルの伝統と21世紀初頭からモンゴルで実施されてきた教育事業及び他国での取り組み<sup>11)</sup>を参考に、モンゴル国の教員に求められる資質能力を4つの領域で示したものである。それらの領域は、①資質（子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性）、②基礎能力（他者への理解と社会生活に積極的に参加する能力、伝統・文化を継承し、母語（モンゴル語）の高い能力を基盤とした自律的な創造力と問題解決能力）、③専門能力（教育学に関する知識と教育活動を実践する能力及び研究能力）④アカデミック能力（専門分野の知識と技能）、である。

「モンゴル教員<sup>21)</sup>（21世紀のモンゴル教員）」に求められる資質能力

①資質	子どもに対する愛情と理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを理解し、愛する。</li> <li>・学習者の個性を理解し、敬意をもって接する。</li> <li>・全ての子どもが上手く学べると信じる。</li> <li>・全ての子どもたちの可能性を最大限発揮できるようにする。</li> <li>・子どもの成長、発達に全面的に関わる。</li> </ul>
	倫理性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の名誉、倫理を大切にする。</li> <li>・法律、規則、決定を尊重する。</li> <li>・ロールモデルとなる。</li> <li>・伝統的な文化・風習を尊重する。</li> </ul>
	協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ専門の仲間を応援し、支援する。</li> <li>・協働する者の責任と貢献を評価し、成功を喜ぶ。</li> <li>・斬新で、革新的なことに敏感である。</li> <li>・チーム、公共の利益を尊重する。</li> <li>・父母、子どもから信頼されている。</li> </ul>
	責任感・真摯さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育という仕事に真摯に誠実に取り組む。</li> <li>・熱心に研究する。</li> </ul>

<sup>10)</sup> 2013年政府295号決定「正しいモンゴルの子ども国家プログラム」（Засгийн газрын 2013 оны 295 дугаар тогтоолын хавсралт “ЗӨВ МОНГОЛ ХҮҮХЭД” ҮНДЭСНИЙ ХӨТӨЛБӨР）

<sup>11)</sup> ここで参考にされた他国とは、①専門職としての教員の能力基準を設けている、すなわち教員に求められる能力を基に作成したスタンダードを有し、長年の経験をもつアメリカ、イギリス、②学習者が国際的なテストで高く評価されているフィンランド、シンガポール、③専門職である教員の核となる能力の基準を決定するため、国際共同事業において他国の研究者が参加するEU加盟国を指している。

（<https://buteel.msue.edu.mn/File/Download?id=9cf412e4-c47f-42cd-9677-4b22a8c32ee4TailanMonTeacher21.pdf> 最終アクセス2020年6月15日）。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・真摯で責任感を強く持つ。</li> <li>・一筋に取り組む。</li> </ul>
② 基礎能力	個人的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化の発展を支援しつつ、伝統を守る。</li> <li>・流ちょうな母語能力</li> <li>・普及している外国語での読解力と理解力</li> <li>・IT 技術を活用する。</li> <li>・自分を知り、表現し、自己を管理、成長させる</li> <li>・創造力</li> <li>・自立して働く。</li> <li>・問題解決能力</li> </ul>
	社会的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に話を聞き、議論する。</li> <li>・他者理解</li> <li>・社会生活への参加</li> <li>・柔軟性</li> <li>・リーダーシップ、マネジメント能力</li> </ul>
③ 専門能力	教育方法、心理学、教授法の総合的知識と理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の成長、発達、社会的パターン</li> <li>・子どもー学習者の成長、発達の包括的アプローチ</li> <li>・教師としての自分自身</li> <li>・教育原理、思想、政策</li> <li>・教育の法的環境</li> <li>・教育スタンダード、カリキュラム</li> <li>・学習（学習者の個人差（個性）、ニーズ、興味関心、学習形態、学習原理、思想、学習に与える社会的文化的影響と経験、学習動機、学習能力）</li> <li>・教育（学習のための快適な環境、環境構成、教科知識の内容構成、構造化、授業内容の関連性、生活での活用；学習における一般的な誤解、よくある間違いとそれを修正する方法、学習計画、学習方法、選択及び適用、学習グループや教室での作業）</li> <li>・評価（学習過程とその結果、教師の自己活動）</li> <li>・学校（学校ーすべての子どもが成長、発達し、生活する環境）</li> </ul>
	専門能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究</li> <li>・学習（様々なリソースから情報収集する、批判的に判断する、選択する、新しいアイデアに活用する；知的活動の一般および特別な方法を使用する）</li> <li>・学習環境づくり（学習者が互いに協力し、学ぶことを奨励する、オンライン環境）</li> <li>・担当科目によって習得すべき知識を構造化し、他の科目の内容と繋ぐ。</li> <li>・授業、教育活動を計画し、実践し、根拠に基づいて評価し、結果を公開する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習活動を導き、助言を行う。</li> <li>・担当科目の学習にあたって、よくある誤解や誤りを見つけ、修正する。</li> <li>・発見し、共有し、作成する。</li> <li>・コミュニケーション（口頭、筆記）</li> <li>・協力（学習者と個別的、集团的）</li> <li>・専門団体の活動に参加し、リーダーシップを発揮する。</li> </ul>
④ アカデミック能力	アカデミック知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学の基礎理論、概念、原則、法則、規制</li> <li>・基礎概念、定義、科学言語、研究方法及びツール</li> <li>・学習者が主題の基本的な概念とトピックをどのように理解しているかに関する経験（一般的な画像、一般的な例）</li> <li>・モンゴル語、歴史、文化、思考の伝統</li> </ul>
	アカデミック能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の科学的言語を使用する。</li> <li>・科学知識を使用する。</li> <li>・研究</li> <li>・グローバリゼーション、孤立、持続可能な開発、健康教育、市民教育をコアカリキュラムに関連させる。</li> <li>・学際的な科学的成果を学び、適用する。</li> </ul>

出典：一般教育政策コンサルティングチーム『「教員モデル作成」ワーキング・グループ報告書』（Ерөнхий боловсролын бодлогын зөвлөх багийн “Багшийн загвар боловсруулах” ажлын хэсгийн тайлан）  
<https://buteel.msue.edu.mn/File/Download?id=9cf412e4-c47f-42cd-9677-4b22a8c32ee4TailanMonTeacher21.pdf> 最終アクセス 2020 年 6 月 15 日）を基に筆者作成。

## 第二節 先行研究の検討

モンゴル国における教育分野に関する先行研究は、教員研修、評価を中心に一定程度あるものの、それらを含め教員の資質能力向上政策を教員養成制度及び教員研修制度の歴史的変遷から明らかにし、その意義と課題を考察したものは管見の限り見当たらない。しかしながら、例えば、小出<sup>12</sup>は、教育改革の中心を担っていた当時のエリートを対象にし、彼らのライフヒストリーと社会移行過程に強い影響を与えた国際機関報告書、モンゴル国政府報告書などを合わせて分析することで、体制移行期の教育の実態を明らかにした。ギタとイネス（Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе）<sup>13</sup>は、モンゴルは、1990年代以前から教育やその他の分野の政策を借用した国であるが、それらの政策借用は社会主義であれ、民主主義であれ、モンゴル国にとって受け入れざるを得ない条件付きの政策であったと指摘した。ルハグワ

<sup>12</sup> 小出達夫「モンゴル人と教育改革（1）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第98号、北海道大学大学院教育学研究院、2006年、263-302頁。

<sup>13</sup> ギタ・スタイナー-ハムシ、イネス・シトルフ、前掲書。

(LKHAGVA)<sup>14</sup>は、体制移行期の1991年、1995年、2002年の各教育法をその成立の背景とともに紹介し、特にその地方分権化に注目して、高等教育有料化、私立学校への助成、教材作成について考察を行った。また、教員養成よりも教員研修が重視されていたことを明らかにし、これらの政策の背景には国際機関の条件付き投資があったことも指摘している。しかし、教員養成や教員研修制度に関する詳細な考察は行われていない。シャラブ・B.バトサイハン(Шаравын Шарав, Б.Батсайхан)<sup>15</sup>は、モンゴルの教育史を紀元前から2010年までの多様な資料を用いて記述したものであり、多くの先行研究で引用されているものの、教員養成や教員研修については十分な考察がなされていない。トルバト<sup>16</sup>は、1990年以降のモンゴル国教員評価の改善を中心に、教員研修にも触れ、教員評価の基準、過程についても記述しているものの、教員養成制度については言及していない。小川<sup>17</sup>は、教員のやりがいという観点から見れば、体制移行期後のモンゴル国における教職は魅力が乏しいことを指摘し、これによって教員の離職率が高いと指摘している。教員評価に関しては、年ごとの業績契約書、給与に連動する四半期パフォーマンス評価、さらには、資格上位評価などの教員評価に関する評価基準に触れているが、教員研修や教員養成の制度については触れていない。

以上のような先行研究の課題を踏まえ、本研究では、上述した教員の資質能力の4つの領域を観点として、モンゴル国における教員養成制度及び教員研修制度の史的展開を明らかにするとともに、教員の再教育(研修)の中心を担ってきた教員専門性向上研究所による国家基本教員研修の運用実態の分析を通して、教員の資質能力向上政策の意義と課題を考察する。

また、本研究では、先行研究の成果や課題を踏まえながら上記の研究目的に迫るため、モンゴル国の教員に求められる資質能力の4つの領域を観点としつつ、次のような研究方法を採用した。

- ① 先行研究の知見や一次資料等に依拠しつつ、モンゴルにおける教育制度の史的変遷を明らかにする。
- ② 関連の一次文献及び実定法規上の規定内容の詳細な分析を通して、体制移行後の教育関連法における教員養成及び教員研修制度の法的枠組みを明らかにし、それらの法規定の変容と特徴や意義、課題を明確化する。

---

<sup>14</sup> LKHAGVA・ARIUNJARGAL『現代モンゴル地方教育行政制度に関する研究 ―1990年代以降の教育改革関連諸法の分析を中心に―』広島大学大学院教育学研究科、学位論文、2013年。

<sup>15</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009年。および、シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン『モンゴル教育史 II』スターライン、2010年。(Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” II боть, Старлайн, 2010 он.)

<sup>16</sup> ボロルマ・トルバト「モンゴルにおける教員評価 ―給与制度を中心に―」『日本国際教育学紀要』第21号、2015年、23-40頁。

<sup>17</sup> 小川佳万「教員評価の意義 ―中国、モンゴル、イタリア、イギリスの事例から―」『日本国際教育学紀要』第21号、2015年、1-8頁。



- ③ 教員専門性向上研究所の関係者を対象にインタビュー調査を行い、現在のモンゴル国における教員研修制度の運用実態と課題を明らかにする。
- ④ 以上の分析結果を通して、今日のモンゴル国における教員養成及び教員研修制度の意義と課題を考察し、今後のモンゴル国における教員の資質能力向上政策の改善に向けた展望を試みる。

## 第一章 モンゴル人民共和国における教員養成制度の史的変遷

本章では、文字教育の普及を主目的としてはじまった近代モンゴルの教員養成、資質能力について考察するため、教員養成制度の史的展開を当時の社会状況に関する史的資料や関連法令の分析し、モンゴル人民共和国における教員養成制度の史的変遷を明らかにする。

### 第一節 現代学校の創設と文字教育（1921年－1941年）

本節では、社会主義国家・モンゴル人民共和国における現代学校の創設および文字教育を関連する一次資料及び法令の分析をする。

モンゴルにおける近代学校制度の成立を明らかにするためには、モンゴルが清朝支配を経て、ソ連の十月革命の影響を受け社会主義国家・モンゴル人民共和国（1924年）となった1920年代以降を対象として研究する必要がある。当時のモンゴルについては、教育分野に限らず、様々な分野に関する歴史的資料が入手困難な状況にあるものの、近年、モンゴルの教育制度に関する文献が少しずつ刊行されている。例えば、モンゴル国教育文化科学省『教育分野法令集』（2012年）<sup>18</sup>、エム・デルゲルジャワ『教員発展－法令集－』（2018）<sup>19</sup>などが挙げられる。その中で、現在、モンゴル教育史の先行研究として唯一のものと言えるのが、イシ・シャグダルらの『モンゴル教育史』である。本書は全3巻から成り、その第1巻は、モンゴルの教育史を紀元前から1957年まで、多様な資料を使いまとめたものである。しかし、社会主義時代のモンゴルの教員養成制度についての記述はなく、モンゴルの教員養成制度を研究するには不十分なものである。

近代モンゴルの教員養成は、1940年の大学の制度化<sup>20</sup>以前から「教員（養成）学校」によって行われており、教員養成に関する規定としては、1933年に国民大臣委員会の10月13日31番会議第1決定として、モンゴル初の教員養成機関について規定した「教員養成学校規則」（以下、1933年規則）と、その後、1945年に制定されたモンゴル人民共和国大臣委員会3月23日20番決定「モンゴル人民共和国教員学校規則」（以下、1945年規則）がある。

そこで、本節では、1933年規則と1945年規則の比較分析を通して、1945年の「教員学校」の特質及び意義とその課題を明らかにする。

#### (1) 近代学校の誕生と表記文字の変遷

---

<sup>18</sup> モンゴル国教育文化科学省『教育分野法令集』ビットプレス、2012年。この法令集は、モンゴル国における近代教育の成立90周年を記念して編集されたものである。

<sup>19</sup> エム・デルゲルジャワ『教員発展－法令集－』ソヨンボ・プリンティング、2018年。

<sup>20</sup> 国民大臣委員会1940年12月6日45号決定「ウランバートル市での大学設立について」（Ардын Сайд нарын Зөвлөлийн 1940 оны 12 сарын 6-ны өдрийн 45 дугаар тогтоол “Улаанбаатар хотноо улсын университетыг байгуулах тухай”）

モンゴルにおける近代学校の創設は、モンゴル国政府による 1921 年 8 月 31 日の決定「小学校が内務省に直接管轄されること及び学校管理部の設立<sup>21)</sup>」に基づく。一方、1920 年代を通じて、全人口の識字率は 3%弱であり<sup>22)</sup>、1930 年代に入っても識字率は、10%程度であったとされる<sup>23)</sup>。このような当時のモンゴルにおける識字率の低さの背景には、表記文字の短期間での度重なる変更が大きく影響している。

1925 年、モンゴル人民革命党第 4 大会議において、12 世紀から利用されてきたモンゴル縦文字は、現在の話し言葉に適用できないため、その代わりに世界中で普及しているラテン文字を利用した方がよいとの提案が出され<sup>24)</sup>、モンゴル人民共和国政府の 1927 年 9 月 9 日 31 番会議決定（Ардын Засгийн газрын 1927 оны 9 дүгээр сарын 9-ний өдрийн 31 дүгээр тогтоол “Араб тоо, Лажин үсэг хэрэглэх тухай”）<sup>25)</sup>により、ラテン文字が試用されることとなった。しかし、ラテン文字の使用は困難であったため、それが普及する間もなく 1941 年 5 月 7 日の共同 25/27 号会議の決定「新文字決定 — ロシア文字を基にした新しいキリル・モンゴル文字の決定について—（Ардын сайд нарын зөвлөл, МАХН-ын Төв хорооны тэргүүлэгчдийн 1941 оны 5 дугаар сарын 7-ны өдрийн хамтарсан 25/27 дугаар хурлын тогтоол “Орос үсэг дээр үндэслэсэн кирилл монголын шинэ үсэг батлах тухай”）<sup>26)</sup>によって、キリル文字の試用が決定された。同決定 6 条に基づき、1946 年 1 月 1 日からすべての公文書はキリル文字を使用して記述されることとなった。

このような短期間での表記文字の変更とそれを背景とした識字率の低さから、当時最も重要な教育行政課題とされたのが識字教育を普及させるための教員の養成であった。

## (2) 1933 年「教員養成学校規則」と 1945 「モンゴル人民共和国教員学校規則」

上述したような、当時のモンゴルにおける高い非識字率を背景に、教員養成機関の設置が進められた。その根拠となったのが、1933 年「教員養成学校規則（Багш нарыг бэлтгэх сургуулийн дагаж явах дүрэм）」（以下、1933 年規則）である。1933 年規則は、モンゴル人民共和国初の教員養成学校に関する規則であり、全 5 章 26 条からなる。その後、1945 年に制定されたのが「モンゴル人民共和国教員学校規則（БНМАУ-ын Багшийн сургуулийн дүрэм）」

（以下、1945 年規則）であり、全 8 章 78 条からなる。前述したように、社会主義時代のモンゴルにおける教員養成は、両規則に基づいて設置された「教員養成学校」において行われ

<sup>21)</sup> エム. デルゲルジャワ、前掲書、216 頁。

<sup>22)</sup> シャラブ・シャグダル、В.バトサイハン『モンゴル教育史I』スターライン、2009 年、263 頁。

（Шаравын Шагдар, В.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” I боть, Старлайн, 2009 он, 263 хуудас.)

<sup>23)</sup> モンゴル国教育文化科学省『教育分野の歴史的文集—モンゴル国に現代教育誕生 90 周年—』第 1 巻、ビットプレス、2012 年、79 頁。

<sup>24)</sup> シャラブ・シャグダル、В.バトサイハン、前掲書、2009 年、245 頁。

<sup>25)</sup> モンゴル国教育文化科学省『教育分野の歴史的文集—モンゴル国現代教育誕生 90 周年—』第 1 巻、ビットプレス、2012 年、64 頁。

<sup>26)</sup> 同上書、88 頁。

た。そこで両規則の規定を内容ごとに比較分析すると以下ようになる。

#### ①目的

1933年規則では、小学校教員<sup>27</sup>と国民教養所（Ардын гэгээрлийн газар<sup>28</sup>）で働く、成績が中程度の指導経験のある人材を養成することを目的としていた（第1章1条）。このように、この教員養成学校では、二種類の教職員を養成することが規定されている。ただし、この学校で養成される教員は、前述したような当時のモンゴルの非識字率の高さによって、主に識字教育を行う教員がほとんどであったと指摘されている<sup>29</sup>。

一方1945年規則では、「教員学校」が小学校教員のみを養成すると定められている（第1章1条）。加えて、母国のため誠実に努力する教養のある、指導力を身に付けた者（сурган хүмүүжүүлэх ухааныг сайнаар мэдэж авсан）としての資質が高く、優れた教授法を身に付けた教員の養成が目的とされている（第1章2条）。ここから、1945年規則は、1933年規則と比較して、小学校教員の養成に特化するとともに、より質の高い教員養成を目指していたことが分かる。

#### ②設置・管理

1933年規則では、「教員養成学校」の設置・管理はともに国民教養省（Ардын гэгээрлийн яам）である（第1章2条）。1945年規則では、「教員学校」の管理は国民教養省が行い、設置は大臣委員会（Сайд нарын зөвлөл）になっている。

#### ③入学資格

1933年規則では、17歳から25歳までの国民中学校を卒業した者、もしくは相当する能力をもつ者（第5章21条）と定められている。一方で、1945年規則では、モンゴル人民共和国の14歳から25歳までの7年間の初等中等教育を受け、教職を希望する者（第1章4条）であると定めている。すなわち、1945年規則では、学歴だけではなく、教職を希望する者でかつ資格年齢が低くなっている。

#### ④修学期間

1933年規則では、小学校教員の養成期間（修学期間）は3年間、国民教養機関の職員として働く場合2年間である（第2章9条）。1945年規則では、「教員学校」は1年生から3年生までの3学年からなる（第1章3条）とされている。また、第2章21条には、年度末に1・2年生は試験を受け、その結果によって3年生に進級することとされ、3年生は、国

---

<sup>27</sup> 少数民族の子どもを対象とした幼稚園の教員養成も含まれる（第1章4条）。

<sup>28</sup> 国民教養機関については、現在入手できる資料ではその詳細は不明である。

<sup>29</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009年、224頁。

国民教養省の規則に沿って実施される卒業国家試験を受験しなければならないとされた。このように 1933 年規則では、生徒の成績評価について明確な規定がなかった一方、1945 年規則では、試験による成績評価（能力主義）が導入されていた。

#### ⑤カリキュラム・授業科目

1933 年規則では、カリキュラムに関してはモンゴル人民共和国・国民教養省による 3 年間の教育課程（программ төлөвлөгөө）にしたがって教育活動を実施することが示された。教育課程の編成ができるのは国民教養省のみである（第 2 章 8 条）。このように、1933 年規則では、国民教養省の指示通りに教育活動をおこなうことが求められていた。1945 年規則でも、同じく国民教養省の直接管轄下において教育活動をおこなう（第 1 章 1 条）とされた。また、授業科目数は 21 科目であり（第 2 章 11 条）、1933 年規則では示されていない授業科目数が明示された。

#### ⑥校長

1933 年規則では、「教員養成学校」の校長は学校運営の指導者でありその責任を負う者であるので、教職員や生徒は校長の命令に従わなければならないとされた（第 3 章 13 条）。また、学校で起こった問題は、校長が委員長を務める学校委員会（сургуулийн зөвлөл）を通して解決すると定められている（第 3 章 15 条、16 条）。

これに対して、1945 年規則では、「教員学校」の校長は、国民教養省から任命される。また、校長は大学を卒業し、小学校の実態をよく知る教員として 10 年間以上の経験がある者でなければならない（第 3 章 34 条）とされた。ただし、モンゴルでは、1942 年に大学が創設されたばかりであり、事実上、大学を卒業していたのは、ソ連（ロシア）等に留学し、学位を取得した者であったと考えられる。また、モンゴルでは、社会主義革命後の 1937 年から政治的大粛清が行われ、エリートの多くがその対象となっていたことに留意する必要がある。

また、校長は、国民教養省に任命される教頭、軍人教員（Цэрэгжлийн багш）、その他の教員を国民教養省に推薦する（第 3 章 36 条）。そして、校長は、教員の中から職務に適応しない、責任を果たしていない教員を免職するよう国民教養省に意見を述べることができ（第 3 章 36 条）、事務職員と技術職員を雇用・解雇することができるなどとされた。

#### ⑦家庭学習支援者（Гэрээр сургахад захирлын туслах）

家庭学習支援者に関する規定は、1933 年規則にはなく、1945 年規則において、家庭学習支援者は、大学を卒業し、教員経験 5 年以上の者を認定する（第 3 章 41 条）とされている。家庭学習支援者は、校長と国民教養省の命をうけ、教員学校の生徒で家庭学習を行う者の家庭学習を支援、管理する（第 3 章 42 条）。

### ⑧教頭

1933年規則では、教頭は、教員が行う授業を指導しなければならず、科目外活動を行う責任がある（第4章19条）。1945年規則では、教頭は、大学を卒業し、小学校の実態をよく知る10年以上の教職経験のある者ではなければならない（第3章38条）とされた。続く第3章39条において、教頭の役割について詳細に規定されている。

### ⑨教員

1933年規則では、「教員養成学校」の教員は大学もしくは専門学校を卒業した者で、指導経験及び十分な指導能力がなければならない（第4章20条）とされている。1945年規則では、国民教養省が特別に教員として認定した場合を除いて、必ず大学を卒業することが求められている（第3章49条）。

### ⑩その他の職員

1933年規則では、その他の職員について詳細定められていないのに比べて、1945年規則では、家庭学習支援者（Багшлах дадлагын эрхлэгч）、軍人教員（Цэрэгжлийн багш）、医師、図書館司書（номын сангийн эрхлэгч）の権限と義務について定められている（第3章51条～61条）。

表1 1933年「教員養成学校規則」と1945年「モンゴル人民共和国教員学校規則」の項目別比較

	1933年規則	1945年規則
(1) 目的	小学校および幼稚園の教員及び国民教養機関（Ардын гэгээрлийн газар）で働く、成績が中程度で、労働経験のある人材を養成すること。 正式名称：教員養成学校	・小学校教員の養成 ・母国のため誠実に努力する教養のある、教授法才能が長けている、優れた教授法を身に付けた教員を養成すること。
(2) 設置・管理	設置・管理：国民教養省	設置：大臣委員会 管理：国民教養省
(3) 入学資格	17歳から25歳までの国民中学校を卒業した者もしくはそれに相当する能力をもつ者。	モンゴル人民共和国籍の14歳から25歳までの7年間の中等教育を受け、教職を希望する者。
(4) 修学期間	小学校教員：3年間 学校以外の教養機関で働く専門職員：2年間	小学校教員：3年間

<p>(5) カリキュラム・授業時数</p>	<p>国民教養省の教育課程にしたがう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国語と国語の教授法</li> <li>2. 文学・数学と文学・数学の教授法</li> <li>3. 物理</li> <li>4. 歴史</li> <li>5. モンゴル人民共和国の法律</li> <li>6. モンゴル人民共和国の歴史</li> <li>7. モンゴル人民革命党の歴史</li> <li>8. 地理と地理の教授法</li> <li>9. 生物学と生物学の教授法</li> <li>10. 家畜に関する基礎知識</li> <li>11. 教授法</li> <li>12. 美術</li> <li>13. 心理学と心理学の教授法</li> <li>14. 綺麗な文字を書くための教授法</li> <li>15. 歌と歌の教授法</li> <li>16. 軍事に関する科目 (цэрэгжилт)</li> <li>17. 体育</li> <li>18. 化学及び化学の教授法、教材作成</li> <li>19. 衛生</li> <li>20. 学校活動を援助する副業</li> <li>21. ロシア語</li> </ol> <p>などである。</p>
<p>(6) 校長</p>	<p>教員養成学校の校長は当学校の指導者であり責任を負う者なので、校長が出した命令に教職員と生徒はしたがうべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した者。</li> <li>・小学校の実態をよく知る者。</li> <li>・教員として10年間以上の経験がある者でなければならない。</li> </ul> <p>ア) 教員学校の授業担当の教頭、軍人教員、その他の教員を国民教養省に推薦する。</p> <p>教員の中から職務に適応しない、責任を果たしていない教員を解雇する意見を提出する。</p> <p>イ) 優れている教員を表彰するよう推薦する。</p>

		<p>ウ) 教員と他の職員が義務を果たしていない場合、懲戒処分を行う。</p> <p>エ) 教員学校から成績が不良、将来教員になれる見込みのない生徒を退学させる。</p> <p>オ) 事務職員と技術職員を雇用し、解雇する。</p> <p>カ) 教員学校の教員に与えられている権利も与えられる。</p> <p>キ) 住宅、電気、燃料は無料で利用できる。</p> <p>ク) 教員学校の予算を管理する。</p> <p>ケ) 教員学校のすべての財産を管理する。</p>
(7) 家庭学習支援者		<p>家庭学習支援者は学位を取得し、教員経験が5年以上の者を任命する。</p> <p>家庭学習支援者は教員学校の校長と国民教育省の代理として家庭学習を行っている生徒の支援を行う。</p>
(8) 教頭	<p>所属学校の授業活動を導き、必ず実施されなければならない。科目外活動を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学を卒業している者。</li> <li>・ 小学校の実態をよく知る者。</li> <li>・ 10年以上の教員として経験のある者。</li> <li>・ 学校教育活動を円滑に実施する。</li> <li>・ カリキュラムの実施を管理する。</li> <li>・ 生徒の授業活動と道徳の状態、教育実習の状態の把握している。</li> <li>・ 教育実習における生徒の自立的活動を援助する。</li> <li>・ 生徒が自宅で読む本に関する配慮を行う。</li> <li>・ 科目外活動をおこなう。</li> <li>・ 生徒の公的期間の活動を援助する。</li> <li>・ 担任教員、教員の勤務、小学校の教授法を導く、学校の農業活動を管理する、校</li> </ul>



		長が不在の場合責任を果たす。
(9) 教員	大学もしくは専門学校を卒業した者。 生徒を教育する指導経験をもつ者。 十分な専門知識を有している者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した者。</li> <li>・小学校の実態をよく知る者。</li> <li>・教員学校の卒業証明書を取得した者(国民教養省による認定)。</li> </ul>
(10) その他の職員	職員に関する詳細な規定なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習支援者 (Багшлах дадлагын эрхлэгч)</li> <li>・軍人教員 (Цэрэгжлийн багш)</li> <li>・医師</li> <li>・図書館司書 (номын сангийн эрхлэгч)</li> </ul>

出典：1933年「教員養成学校規則」及び1945年「モンゴル人民共和国教員学校規則」をもとに筆者作成。

### (3) 1933年規則と1945年規則の比較分析

以上のように、1933年規則と1945年規則を比較分析し、1945年規則に基づく「教員学校」の特質及び意義とその課題をあげれば以下のようなになる。

特質及び意義としては3点が挙げられる。第1に、制度上、入学者に求められる教育水準が上がった点である。1945年規則は、教職を希望する者でかつ7年間の初等中等教育の修了が必修条件となった。これは、1933年規則が国民中学校(3年制)を卒業した者もしくは相当する能力を持つ者とされていたことからすると、より高い教育水準を求めるものであった。なお、1933年規則では、入学者の年齢制限が17歳(から25歳)であり、1945年規則では14歳(から25歳)に引き下げられた。これは、1933年以降、モンゴルの学校教育が普及し、中等教育を修了する年齢が低下していたことが考えられる。

第2に、生徒の評価方法が明確にされ、能力主義が導入されたことである。1933年規則では、生徒の成績評価について明確な規定がなかった一方、1945年規則では、試験による成績評価(能力主義)が導入され、質の高い教員養成を担保しようとしていることがわかる。そして、授業科目数は21科目であり、1934年当時の小学校の授業科目<sup>30</sup>に比べると多様な科目が「教員学校」で教授されていた。このことは、1933年規則と比較して教員に求められる資質・能力が幅広く求められるようになったと言える。

第3に、校長の資格要件と権限及び義務が定められたことである。1933年には規定されていなかった校長の資格要件について、1945年規則では、校長は大学を卒業し、小学校の実態をよく知る教員として10年以上の教職経験がある者でなければならないとされた。また、校長の権限については、人事に関する国民教養省への推薦権や意見具申権が認められた。

<sup>30</sup> 1934年当時の小学校の授業科目は、国語、数学、生物、地理、政治、軍人教育(цэргийн сурлага)、体育となっており、1945年規則に比べ少数である。さらに実際には、これらの科目を担当する教員が十分いなかったとの指摘もある(イシ・シャグダル・ベバトサイハン、前掲書、2009年、249頁)。

これらを踏まえると、学歴の高い校長が組織編成に自らの意志を反映して学校運営を進めることが可能な制度になったと言えよう。

1945年規則の課題としては、以下のことが挙げられる。1945年規則では、上述のように校長等に資格要件として大学卒業を求めていたものの、事実上、ソ連等での留学経験を有し、政治的大粛清<sup>31</sup>の後にも教員として勤務していた者たちであったと考えられる。1945年規則に基づく「教員学校」は、教員養成制度としての様々な条件を整備した、近代的な「教員養成学校」だったと言える一方、政治的大粛清後の国家による管理のもとでの教員養成を行う学校でもあったことから、教員養成の自律性や専門性が十分発揮された学校に成りうるかどうかについては疑問が残るものであったと言えよう。

## 第二節 教員養成学校の創設と識字率の向上（1942年－1963年）

第一節で考察したように、社会主義国家・モンゴル人民共和国では識字率は低いままであったものの、教育の質的向上を目指してきたと言える。

しかし、第二次世界大戦直後は、学校設備をはじめ、学校教育に必要とされる教材も大変厳しい状況に置かれていた。1940年代末からはソ連の教育内容がモンゴル語に翻訳されただけの教科書しか使っていなかったため、モンゴルの実状には適さない教育活動がおこなわれていたと考えられる。さらに、1940年半ばからのソ連からの強い政治的影響により、モンゴル縦文字に変え、キリル文字を公的に使用するようになった<sup>32</sup>。

1942年に大学が設立されたことにより、モンゴルにおける学校制度は、初等中等教育から高等教育まで、一応の完成をみた。また、アイマグの中心部といくつかのソム<sup>33</sup>に1944年に7年制の学校、1951年に10年制の学校が設立されたことは、地方の教育水準を向上させた重要な要因の一つである<sup>34</sup>。1941年から1957年における、全ての国民に初等教育をという目標<sup>35</sup>は、1941年－1957年にはすべてのソムに小学校が設置され、全ての子どもに初等教育を受けさせることが可能となったことで達成された<sup>36</sup>。

以上のような1941年から1957年間のモンゴルの教育分野に影響をもたらした主な出来事としては、以下のことが指摘できる。すなわち、1942年の国立大学の設立による学位（学士号）をもつ人材の国内での養成の開始、1946年からの労働者に文字教育を受けさせる公的な教育活動の普及、1955年の成人夜間学校の設立、1951年の国立大学附属教員養成専門学校（Улсын багшийн институт）の設立による「準学士」を持つ教員の養成の開始、1957

<sup>31</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009年、202頁。

<sup>32</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010年、598頁。

<sup>33</sup> アイマグの下には郡にあたる区分である。全国的に330のソムがある。

<sup>34</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010年、599頁。

<sup>35</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009年、304頁。

<sup>36</sup> 同上書、331頁。

年に国立大学附属教員養成専門学校（Улсын багшийн институт）が国立師範大学（Багшийн дээд сургууль）となり学位（学士号）をもつ教員の国内での養成が開始されたことである。そこで、以下では、モンゴルの教育養成において画期的な出来事である、国立教育大学における教員養成の開始、すなわち大学における教員養成がどのように制度化されたのかについて考察する。

モンゴルでの大学における教員養成に関する最初の規定は、モンゴル人民共和国大臣委員会 1945 年 3 月 23 日 20 号決定「国立大学規則決定について（Монгол улсын их сургуулийн дүрэм）<sup>37</sup>」である。本決定において、国立大学（モンゴル国立大学）の設置目的について、前文「目的と目標」の中で以下のように述べられている。

モンゴル国立大学の目的は、憲法第 71 条に定められているモンゴル国民の学習権を保障し、最新の科学、技術を身につけ、マルクス主義・レーニン主義の思想を武器にし、自国を防衛するために努力する、当国の非資本主義の道で発展する活動に誠実に努力する新しい人材を育成することである。

また、本規則の第 1 条には、モンゴルの国籍をもち、中等教育の卒業証明書を有する 17 歳から 35 歳までの国民を性別・階層・民族を問わず入学させることが規定され、続く第 2 条では、入学には試験が課されることが定められている。また、第 3 条では、すべての学生に食費と奨学金を与えることが規定されている。このように、本規則においては、社会主義イデオロギーを基にした人材養成とよりよい人材を確保するために奨学金だけではなく、物的援助を与えることが規定された。しかしながら、本規則は国内での学士号をもつ人材養成に関する正式な決定であるが、教員養成に関して詳細に規定したものではなかった。

前述したように 1941 年から 1957 年までにすべての国民に公的な初等教育を受けさせる目標を達成するとともに、1944 年には県の中心部、いくつかのソムに 7 年間の初等中等教育学校が設立され、1951 年にすべての県の中心部に 3 年間の後期中等教育学校が創設された<sup>38</sup>。このように中等教育の整備が進んだことにより教員の需要が拡大した。そこで、1951 年に、モンゴル人民共和国大臣委員会の 8 月 9 日 178 号決定「教員人材養成について（Багшлах хүчнийг бэлтгэх тухай）」<sup>39</sup>が出された。

本決定では、1951 年に、前期中等教育段階の第 5 学年から第 7 年学年の教員を養成する 3 年間の国立大学附属教員養成専門学校（Улсын багшийн институт）の創設、創設に関する費用、ツェツェレグ（Цэцэрлэг）県とチョイバルサン市で教員養成専門学校を一つずつ創設し、1 年生を 60 人ずつ入学させること、などが規定されている。さらに、教員夜間学校、

---

<sup>37</sup> 本決定は大臣委員会の 1962 年 3 月 23 日 535 号によって無効となった。

<sup>38</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009 年、373 頁。

<sup>39</sup> 本決定は大臣委員会の 1989 年 182 号決定によって無効となった。

1945年に創設された国立大学附属教員養成学校における前期中等教育(5年生から7年生)を担う教員養成クラスの閉校などが決定されている。すなわち、前期中等教育の普及に伴う教員不足を補う一つ的手段として、教育養成系学校、すなわち教員夜間学校と教員養成学校において行われていた前期中等教員養成を国立大学附属教員養成専門学校が行うようになったのである。ただし、本決定は、上述のような前期中等教員に関する規定はあるものの、教員養成に関する詳細な事項は示されていない。

その後制定されたのが、モンゴル人民共和国大臣委員会 1954年1月22日23号「国立大学附属教員養成専門学校(Улсын багшийн институт)規則<sup>40</sup>」である。本規則は全9章41条からなる。この学校の責務と目的については、以下のように規定されている。

#### 責務と目的

国立大学附属教員養成専門学校(Улсын багшийн институт)は、モンゴル人民共和国憲法90条に規定されたように、モンゴル人民共和国のすべての国民の教育を受ける権利を保障し、マルクス主義・レーニン主義の科学と指導法を武器にした、母国に誠実で、友好国ソ連の恒常的な援助のもとで社会主義を普及させることのできるような教員人材を養成するのが目的である。

1) 7年制の初等中等教育学校(дунд сургууль)における5から7年生の歴史、物理・数学、生物・化学、国語・文学、ロシア語などの授業を担当し、「準学士」を所持する、最新の科学知識を身につけた、自分の専門分野の科学知識、最新の発見を実践に繋げることのできる、専門性を有する教員を養成する。

このように、国立大学附属教員養成専門学校の責務と目的は、ソ連の影響のもと社会主義イデオロギーに基づいたものであり、その後の体制移行を考慮すれば歴史的継続性の観点から現在の教員養成制度との関連には一定の考慮が必要である。しかし本規則は、公教育の普及後の諸決定の中で教員養成に関して最も詳細に規定されたものである。本学校の学生については、以下のように規定されている。

#### 第一章 学生

1. モンゴル人民共和国の国籍をもつ、17歳から35歳までのすべての国民のうち、高校、専門学校すなわち教員(養成)学校の卒業証明書を有する者、もしくは3年間以上の職務経験のある者が、男女、肌色、民族、社会階層を問わず、国立大学附属教員養成専門学校に入学し、無償で学習できる権利を有する。
2. 入学を希望する場合、本学校規則に定められている科目の試験を受けなければならない

---

<sup>40</sup> 本規則は大臣委員会 1957年383号決定によって無効となった。

ない。

3. すべての学生には奨学金を与える。奨学金は校長が学期始めに学生の前学期の成績を考慮し、決定する。
4. 学生は「国立大学附属教員養成専門学校カリキュラム」のすべての科目で試験を受けなければならない。
5. 学生はカリキュラムに規定されているすべての科目の試験を受けた後、モンゴル人民共和国国民教養省が決定した規則に従って、国家試験委員会の国家試験を受ける義務がある。
6. カリキュラム通りにすべての基準を満たし、国家試験を受けた学生は、国立大学附属教員養成専門学校の卒業証明書と 5 年生から 7 年生に教える権利のある中学校教諭 (цол) となる。
7. すべての科目で優秀な成績を修め、国家試験で良い成績をあげた学生には、優秀学生卒業証明書が与えられる。

以上のように、本規則第一章では、モンゴル人民共和国の国籍を持つ者で、民族、性別、肌色、階層を問わず入学できるが、前期中等教員になるための条件として 17 歳から 35 歳までのすべての国民のうち、高校、専門学校すなわち教員（養成）学校を卒業した者もしくは 3 年間以上の職務経験のある者が求められている。ただし、すべての学生に奨学金が与えられることになっており、教員養成により良い人材を確保することが企図されていると指摘できる。

この 1954 年の「国立大学附属教員養成専門学校規則」によって前期中等教員養成の普及、すなわち「準学士」を持つ者を育てる教員養成は、モンゴル人民共和国大臣委員会の 1957 年 9 月 12 日 383 号決定「国立教育大学設立について<sup>41</sup>」によって、学位（学士号）をもつ教員養成、すなわち大学における教員養成へと発展した。本決定は以下のようなものである。

1. 「準学士」を取得した教員を養成していた国立大学附属教員養成専門学校（Улсын багшийн институт）は、1957 年から、学位を取得した教員を養成する「国立教育大学（Улсын багшийн дээд сургууль）」として設立し、4 つの学部・10 の学科で活動をおこなう/大臣委員会の 1977 年 153 号決定によって無効/。
2. 国立大学教員養成専門学校（Улсын багшийн институт）を国立教育大学として創設するためのすべての準備を国民教養省（Гэгээрлийн яам）/Н.ジャムスラン（н.Жамсран）/に任せる。
3. 国立教育大学の学生への奨学金は 1957 年 9 月 1 日から以下の通りである。

---

<sup>41</sup> この決定は、体制移行後、モンゴル国政府 1990 年 154 号決定によって無効となった。

1年生の学生に毎月 225 トウグルグ (төгрөг)

2年生の学生に毎月 250 トウグルグ

3年生の学生に毎月 275 トウグルグ

4年生の学生に毎月 300 トウグルグ

すべての科目の成績が秀である学生は 30%、優である学生は奨学金が 20%増額されるが、成績が不良の場合、当セメスターが終わるまで 10%減額される。/党中央委員会・大臣委員会の 1965 年 271/321 号決定によって無効/。

このように、国立教育大学を通して、学位をもつ教員の養成がはじまった。本規則に指摘されている通り、すべての学生に奨学金を与えることでより優秀な人材を集めようとしていたことが伺える。

上述のように、1945 年の小学校の教員養成からはじまった社会主義時代の教員養成制度は、1951 年決定によって国立大学附属教員養成専門学校 (Улсын багшийн институт) が創設され、前期中等教員の養成が開始された。1954 年決定においては、「準学士」をもつ 5 年生から 7 年生の教員の養成すなわち前期中等教員養成が規定されており、高校、専門学校すなわち 1945 年創設の教員 (養成) 学校を卒業した卒業証明書を有する、もしくは 3 年間以上の職務経験のある者が、男女、肌色、民族、社会階層を問わず、国立大学教員養成専門学校 (Улсын багшийн институт) に入学し、無償で学習できることが詳細に示されているのは特徴的である。

以上を踏まえると、モンゴルでは、社会主義時代の 1957 年から大学での教員養成が制度化されたことが明らかとなった。すなわち、モンゴルの教員養成は、初等教員養成については教員 (養成) 学校 (1945 年規則)、中等教員養成は国立大学附属教員養成専門学校 (1951 年、1954 年は「準学士」) 開始され、1957 年からは、国立教育大学において教員養成が行われることになったのである。

### 第三節 教員養成制度の体系化 (1964 年—1990 年)

本節では、1963 年及び 1982 年モンゴル人民協和国教育法における教員養成制度に関する法令について考察する。

1958 年から 1986 年の間は、就学年齢のすべての子どもたちに中等教育を受けさせるということが目標とされた時代である。しかし短期間のうちに初等教育機関 (小学校) を拠点にし、増設された中学校には (1971 年から 1976 年までの 5 年間で 50 校以上が設立<sup>42</sup>) 教育活

---

<sup>42</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010 年、617-618 頁。

動を迅速かつ適切に行うために最低限必要と考えられる教材は確保されたものの、急激な学校増設による深刻な教員不足の問題があった。特に地方の学校では、教科に関する専門の教員がいないため、ほとんどの科目が教えられていない状況が続いていた<sup>43</sup>。

一方、当時は、公教育の普及により小学校に入学し、中学校、高校を経て大学に進学するという学歴も一般化してきた。1970年代の学校の教育課程では、特に文系の科目が中心に授業時間が割かれ、さらには、ロシア語教育に多くの時間が当てられていた。加えて、学校制度の相次ぐ変更もあった。中等教育の学年が、1963年度に8-11年生(4・3・3)であったものが、1972年には、8-10年生(3・5・2)、1986年には、9-11年生(4・5・2)に変更された。このような制度変更にはソ連が直接関与していたことが指摘されている<sup>44</sup>。当時の次々に行われた学校制度の変更、生徒数の増加もあり、学校教育の条件整備が十分行われていなかったと考えられる。

このような状況の中でも、1961年には国民の識字率は99.7%となった<sup>45</sup>。これは、モンゴルの教員養成制度の発展がその重要な要因となっていたと考えられる。すなわち、1933年の教員養成学校、1945年の教員学校における初等教員養成、1951年決定、1954年決定に基づく国立附属教員養成専門学校における前期中等教員養成、そして、1957年からの国立教育大学における教員養成によって、教員養成制度が一応の完成を見たことである。

#### (1) 1963年人民共和教育法における教員関連規定

1957年の国立教育大学の創設に伴う、大学における教員養成の開始後、1963年2月9日に、国民会議(Ардын их хурал<sup>46</sup>)において「学校と生活と結合の強化と教育システムの一層発展に関する法律」(Сургууль, амьдарлын холбоог бэхжүүлэх ардын боловсролын системийг хөгжүүлэх тухай хууль) (以下、1963年人民共和教育法)が制定された。本法は、全4章(第1章 中等教育、第2章 技術-専門学校、第3章 特別専門学校、第4章 大学)49条から成る。本法においてモンゴル人民共和国における学校の基本目的は、次のように定められている。

#### 第1章 中等教育 (Дунд сургууль)

第1条 モンゴル人民共和国の学校の基本目的は、青春時代の若者を質の高い教育を受け、肉体労働と知的労働を両立できる、社会主義イデオロギーに深い敬意を持った人間として育成することである。

<sup>43</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2009年、375-383頁。

<sup>44</sup> ルハグワ・アリウンジャルガル(Лхагва Ариунжаргал)『現代モンゴルにおける地方教育行政制度に関する研究 —1990年以降の教育改革関連諸法の分析を中心に—』広島大学大学院教育学研究科、学位論文、2013年、21頁。

<sup>45</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010年、441頁。

<sup>46</sup> 1960年に制定されたモンゴル人民共和国第三憲法では立法権を有する国家の最高機関である。

この目的は、学校教育活動を生産労働と社会主義創設の実践に深く結びつけ、それを生活に反映させることによって達成される。

言い換えると、社会主義国家建設のために、生産や生活と結びつけられた学校教育によって、生徒を教育することが目的とされている。

第2条において、生徒の母語<sup>47</sup>による学校教育を保障することが規定された。また、第3条では、(国立)学校の無償性と孤児に対する国家的な保護が規定されている。そして、第4条で義務教育年限を8年(4・4)とすることが国家目標であると規定された。

次に教員養成に関しては、第1章21条で以下のように定められている。

第21条 小学校の教員を都市と地方の教員学校を中心に養成するとともに、小学校に学士号をもつ教員を配置する活動を拡大する。教員学校には、指導法に関する教育を受けたことのある人々を教員<sup>48</sup>として働かせ、かれらを違う職場に就かせるのを止め、安定して働かせる条件整備を県と都市の国民代表会議に担わせる。

教員に技術教育(политехник боловсрол)、工業生産及び農業の基礎知識を与えると共に、かれらのイデオロギー・理論的規範、指導法の能力を向上させ、再研修を定期的におこなう。

小学校教員の養成を、教員学校を中心に行いつつ、大学を卒業した者(学士号取得者)を教職に就かせることを促進することが規定された。このことから、大学での教員養成制度を確立し、学士号を有する者を教員として定着・普及させる方向性が明確にされた。また、すでに教職に就いている者に対して、継続的に勤務するための条件整備を地方に委ねることが規定された。第二項からは、教員の定期的な再研修も重視されていることがわかる。

## (2) 1982年モンゴル人民共和国教育法に基づく教員養成制度

1982年12月9日に「モンゴル人民共和国国民教育法」(以下、1982年人民共和国教育法)が公布された<sup>49</sup>。本法は11章82条からなる。本法の目的(第1条)は、次のように定められている。

モンゴル人民共和国教育法は、国民の関心や利益、社会主義社会の要請に合わせ、労働者の教育水準を常に向上させ、国家、産業、文化などの全ての分野に高等専門職員、遊牧民の専門家(малчин мэргэжилтэн)が十分供給されることを目的として、国民教育

<sup>47</sup> モンゴルにおいて、モンゴル語を母語としない言語マイノリティは主にカザフ民族をさす。

<sup>48</sup> 教員養成学校の卒業生が想定されている。

<sup>49</sup> 本法は、民主主義体制の移行により、1991年8月1日より無効となった。



の条件整備を行う。

このように、国民の関心や利益、社会主義社会の要請に応えるような教育水準の向上とともに、国家社会の全領域において専門職を供給することが、本法の目的として明示されている。また、国民の教育を受ける権利が以下のように保障されると定められている。

## 第2条 モンゴル人民共和国の教育法及び関連規定

モンゴル人民共和国の教育関連法は、本法律とその他の法律の関連規定からなる。

## 第3条 国民の教育を受ける権利

モンゴル人民共和国憲法に定められている通り、すべての国民には教育を受ける権利が保障される。学習を生活、生産と繋ぐことを基本として、就学年齢のすべての子どもに前期中等教育を与え、さらに後期中等教育を受けさせることができるように条件整備を行い、技術—専門学校と専門学校、大学を拡充し、開発する。再研修制度をつくり、教育機関を増やし、夜間学校制度を拡大し、母語で学習できるようにする。そして、すべての段階の学校で無償教育を受けさせ、大学、技術—専門学校と専門学校の生徒、学生規定にしたがって国から奨学金を与え、物的その他の援助を行う。また、労働者を教育し、専門性を向上させる方式を全面的に開発する方法によって権利を保障する。

ここでは、憲法に保障された国民の教育を受ける権利が確認され、社会主義体制下の教育の特徴でもある生活、生産と結びついた学習を基盤としつつ、全ての国民に対して中等教育を保障することが方針として示されている。また、教育の無償性や専門教育及び高等教育の充実や奨学金による機会保障について規定されている。

このような権利としての教育は、次のような基本方針によって行われることとなっている。

## 第4条 国民教育の基礎方針

モンゴル人民共和国国民教育は以下の方針に基づく。

- 1/ モンゴル人民共和国国民は教育を受ける際、性別、肌色、民族、宗教、階層によって差別されない。
- 2/ すべての子ども、若者に必ず教育を受けさせる。
- 3/ 学習—しつけのすべての機関は国、公的な性格を有する。
- 4/ 母語で教育を受ける権利を保障する。
- 5/ すべての段階の学校に無償で学習させる。学生、生徒へ規定通りに国から奨学金を与え、物的とその他の援助、割引を与える。

- 6/ 国民教育制度は総合的で、すべての段階の学校教育は下の段階から上の段階に移る可能性のある繋がりをもつ。
- 7/ 学習-しつけ（道徳）活動は総合的で、子ども、若者の涵養に学校、家族、国民で協力する。
- 8/ 若者を学習させる、しつけする活動を生活、社会主義創設の実践に深く繋ぐ。
- 9/ 国民教育の科学的質を満たし、これを最新の科学の成功、技術、文化を基に改革する。
- 10/ 教育、しつけは思いやりと道徳的規準の高位な性質をもつ。
- 11/ 男性と女性と一緒に学習する。
- 12/ 教育の政治的中立を確保する。

ここでは、単線型学校体系による教育の平等、無償性（5/）、政治的中立性が保障されるとともに、男女共学（11/）も規定されている。また、教育制度については、以下のように規定され、就学前から高等教育からなるとされた。

#### 第5条 モンゴル人民共和国の教育制度

モンゴル人民共和国の教育制度は、就学前、初等中等教育（*ерөнхий дунд боловсрол*）学校外教育、技術専門教育、特別中等教育（*тусгай дунд боловсрол*）、高等教育から成る。

次に、教員の権利、責任及び教員養成については、「第9章 教員養成、教員・教育者の権利、責任」に以下のように定められている。

#### 第9章 教員養成、教員・教育者の権利、責務

第63条 学習-教育機関の教員を大学、特別専門学校で養成する。

教育機関の教員人材を大学、特別専門中学校で養成する。

第64条 学位をもつ（修士号、博士号）教員、研究職員の養成

学位をもつ教員、研究職員を大学、研究機関所属機関の職員として大学院で養成する。大学院生は学位をもつ教員、研究職員を養成する基礎である。大学院には学位を取得したモンゴル人民共和国の国民を入学させる。大学院の規則をモンゴル人民共和国大臣委員会が決定する。

第65条 教育活動を実施する

就学前教育と学校外活動を通して教育を与える機関、学校、技術-専門学校と特別専門中学校、大学においては、相応しい教育、専門性のある者を教員、教育者、工業マス

ターとして働かせる。

教員人材の専門性、教育を向上させ、創造性を発展させる目的で教員の認定評価を定期的におこなう。

専門、能力、身体の健康が原因で職務に不適格な状況に陥った場合、もしくは、教育活動に携わるものとして相応しくない態度を取った場合、モンゴル人民共和国労働法決定通りに仕事から解雇する。

#### 第 66 条 教員、教育者の基本権利

- 1/ 指導法の成功、優れている経験に基づいた教育活動を効果的にこなう最新の方法を選び、利用する。
- 2/ 国民の教育を発展させ、教育活動の質向上に関して提案を出し、課題解決に積極的に参加する。
- 3/ 教育機関の教室、ホール、研究室、その他の設備を規則通りに使う。
- 4/ 父親、母親、かれらの代表者に助言を行う。必要なときに成績、子どものしつけに関してかれらの両親が働いている向上、企業に学校管理を通して報告する。
- 5/ 担当クラスの生徒、学生を次の段階の学校に進学する、仕事、工場現場に配分するときに投票（意見を言う）する。
- 6/ 法律、規則に定められている通りに生徒、学生を褒め、注意する。

#### 第 67 条 教員、教育者の基礎責務

- 1/ 教育活動をイデオロギー、科学、指導法の高いレベルで、プログラムの要件通りにおこない、科目の内容・質を担当し、生徒、学生に深い知識を与え、かれらの自律した創造性を発展させ、いつも知識を豊富にし、生活と生産につかう動機をつける。
- 2/ 生徒、学生に共産主義の誠実な質を涵養させ、教育活動のしつけの影響をいつも向上させる。学校外活動を質よくおこない、成績を評価する。
- 3/ 生徒、学生を社会財産、労働に共産主義のイデオロギーで対応する、専門を正しく選べる能力をもつようにする。
- 4/ 生徒、学生の才能、関心を発揮し、開発させる。自由時間を正しく過ごすことを援助し、部活、選択科目を担当する。
- 5/ 学校の生徒の学習実態、成績、性格に関する書類を規則通りに書く。
- 6/ 父親、母親、労働者の中に教授法の知識を広げる。
- 7/ 生徒、学生の模範になり、教員の名誉を損なわないようにする。
- 8/ 自分の理論的知識、指導法、能力を定期的に向上させ、学習観察、調査研究を行い、優れている経験を導入させる。

このように、教員の権利と責務に関して、詳細に規定された。

## 小括

本章は、社会主義時代のモンゴルにおける教員養成制度の史的展開を明らかにした。

1924年のモンゴル人民共和国の成立後、1930年代の識字率は非常に低く、その向上のために、1933年に制度化された教員養成学校、そして1945年に制度化された教員学校において初等教員の養成を行なっていた。また、1951年創設の国立大学附属教員養成専門学校において前期中等教員の養成が開始された。さらに、1957年からは、国立教育大学、すなわち教員養成を主目的とした高等教育機関が設立された。その後、1930年代に10%未満だった識字率は、1961年には99.7%となった。これは、モンゴルの教員養成制度が発展、整備されたことがその重要な要因になっていたと考えられる。

そして、1963年教育法では、無償教育が保障されるとともに、社会主義国家建設のための生産や生活と結びつけた学校教育に必要とされる、専門職（教員）の養成がより重視された。また、当時は、小学校教員の養成を、教員学校を中心に行いつつ、大学を卒業した者（学士号取得者）を教職に就かせることを促進する規定が設けられた。このことから、大学での教員養成制度を確立し、学士号を有する者を教員として定着・普及させる方向性が明確になった。さらに、すでに教職に就いている者に対して、継続的に勤務するための条件整備については、地方に委ねることとされた。

1982年教育法は、国民の関心や利益、社会主義国家の要請に対して、労働者の教育水準を常に向上させるためにすべての子どもに不完全（前期）中等教育を受けさせ、その後、専門学校、高等教育機関の普及を進めることによって、国民教育の条件整備を行うことが目的であった。そして、教員養成に関しては、大学および特別専門学校において養成すると規定された。体制移行期まで有効であった本法の教員に関する規定を見ると、全国的に教育水準を向上させ、国内での学位取得を促進し、大学を含むすべての段階の学校を無償化するとともに、学生に対して国の奨学金を支給し、物的その他の援助、割引を与えることなどが規定されており、経済的な支援を充実させることで教員の質向上を図ろうとするものであったと言える。

## 第二章 体制移行後のモンゴル国における教員養成制度

### 第一節 新しい社会体制を目指した 1991 年教育法の特徴

モンゴルでは 1990 年に、1924 年から続いていた社会主義体制から民主主義体制へ移行したことにより、一党独裁から複数政党制となり、1990 年 5 月にはじめて総選挙（複数政党制民主選挙）が行われ、新政府が樹立された。そして、1992 年に民主主義国家・モンゴル国が成立した。

過去 70 年間（1921 年－1990 年）に渡る社会主義体制のもとでは、一党独裁のため、教育への政治的影響が強かった一方、ほぼ全ての成人が読み書きできるようになった。就学年齢のすべての子どもに前期中等教育を与え、すべてのソム（сум）<sup>50</sup>に中等学校が創設され、全国的に教育、文化の水準が向上した時期でもあった<sup>51</sup>。ただし、一党独占体制とソ連の強い影響により、モンゴル人というアイデンティティが失われた時期であるとも指摘されている<sup>52</sup>。

モンゴル人民共和国の人民小会議<sup>53</sup>（Бага хурал）で、1990 年 12 月 28 日に決定した「モンゴル人民共和国政府行動基本方針」（БНМАУ-ын Засгийн газрын үйл ажиллагааны үндсэн чиглэл）には、学校教育に関して次のような方針が定められた。これらの方針は、1990 年以降の教育法の基本方針となった。

- ・教育水準は、国民の将来、社会発展に直接関連する基礎であり、社会の重要な分野に位置付ける必要がある。
- ・すべての国民に基礎教育を多種多様な方法で身に付けさせる形態をつくる。そのため、教員の専門性向上のための学習の改革、教員養成系学校を根本的に改革する。
- ・教育分野の財源として国家予算、寄付基金、(国際機関からの) ローンなどを利用する。
- ・モンゴル縦文字の利用を復活させ、1994 年から公文書を作成するための正式な文字にするための準備を進める。
- ・少数民族の子どもにその子どもの母語で教育を受ける権利を保障する<sup>54</sup>。

<sup>50</sup> モンゴルにおける地方自治体のことである。

<sup>51</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン『モンゴル教育史II』スターライン、2010 年、449 頁。

(Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” II боть, Старлайн, 2010 он, 449хуудас.)

<sup>52</sup> 小出達夫「モンゴル人と教育改革（6）－社会主義から市場経済への移行期の証言－」『北海道大学大学院教育学研究員紀要』第 111 号、2010 年、49 頁。

<sup>53</sup> 人民大会議の休会中は常設機関である。

<sup>54</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010 年、452－453 頁。

このような基本方針のもと、1991年6月21日にモンゴル人民共和国教育法（БНМАУ-н Боловсролын хууль）（以下、1991年教育法）が制定され、1991年8月1日から施行された。これに伴い、社会主義体制下において制定された1982年モンゴル人民共和国教育法は、1991年8月1日に無効となった。

この1991年教育法は、6章30条からなる。各章は、第1章一般原則、第2章教育機関の体系、第3章教育行政、第4章教育機関の予算、学校寮、第5章教育活動に参加する関係者の権限と義務、第6章その他、である。

#### (1) 1991年モンゴル人民共和国教育法の特徴

1991年モンゴル人民共和国教育法は、民主主義体制及び市場経済への移行に備えるための基本原則を定めた法律である。しかし、教育の基本法としての性格から、第21条において教員の権利に関する規定が、第22条において教員の責務が定められているものの、どのように教員を養成するかについては規定されていない。

1991年教育法は、体制移行後の教育の根本理念を定めたものであるが、完全に脱社会主義化していなかった。なぜなら、モンゴル人民共和国からモンゴル国へと国名を変更し、新憲法が制定される前に制定されたものだからである。ただし、この法律は、1992年に新憲法・モンゴル国憲法（Монгол Улсын Үндсэн Хууль）が定められ、国名がモンゴル国となった後に制定された1995年モンゴル国教育法（以下、1995年教育法）（1995 оны Монгол улсын хууль Боловсролын тухай хууль）の基盤になったものである。このように、1991年教育法は、1990年からの民主主義体制への移行期初期、経済、社会が混乱する中で、短期間で作成、制定された法律である。

1991年6月に1991年教育法が制定された後、1991年7月に「モンゴル人民共和国教育発展基本方針」（БНМАУ-ын боловсролын хөгжлийн үндсэн зарчим）が定められた。本方針によると教育機関として、就学前学校、一般教育学校（Ерөнхий боловсролын сургууль）<sup>55</sup>、専門学校、さらに、子どもの才能を幼い頃から開発することに力を入れるため、才能のある子どものための特別学校を創設することが方針として示された。そして、1991年から1995年の間に行われる一般教育学校のカリキュラム改革の方針が以下のように示された。

- ・ 国家の伝統的な文化、知恵を基にし、国民性の特徴を保つとともに、人類の文化の発展をより豊かなものとする。
- ・ （教育の）政治的中立性を確保する。
- ・ 科学技術、テクノロジーの開発、自然、経済、環境の現代的課題の積極的な解決に関

---

<sup>55</sup> その後、1995年教育法第3章第12項3において、一般教育学校とは、子どもに初等教育、義務教育、完全中等教育（高校を含む）を実施する教育機関である、とされている。一般教育学校は、小学校、中学校、高校に区分される。

わる。

以上のように、1991年教育法とその後に出されたモンゴル人民共和国教育発展基本方針によって、新しい政治経済体制への移行、教育の質的向上に求められる基本理念が示された。また、教育大臣は教育に関する国の政策にしたがい、国および地方のすべての教育機関を管理するとされた。さらに、モンゴル国政府1993年9月1日141号決定（Монгол Улсын Засгийн газрын 1993 оны 9 сарын 1-ний өдрийн 141 дүгээр тогтоол “Боловсролын талаар авах зарим арга хэмжээний тухай”）「政府は、教師の自己啓発や研修に向けて行われるあらゆる活動を支援し、教員を目指している生徒を選抜し、地方のニーズを踏まえた教員を養成することを通して教員の質を保障する」と定められた。しかしながら、経済的困難のため、社会主義時代に実施されていた5年ごとの教員研修は実施されなかった。一方、急激な体制移行に対応するため、社会のニーズに相応しい新しい分野の専門家を養成する方針が見られる。さらに、1991年教育法第17条第1項に「教育活動を実施するための施設、設備、教員としての人材を確保している場合設置形態を問わず創設は可能である」と定められた。つまり、私立教育機関の創設が可能となった。

しかし、1991年教育法はその規定上、自由な新しい国家体制に相応しい法律と言えるものの、広く当時の国民の理解を得ることが難しく、また、それを実現するための諸条件が整っていなかったため、その理念の実現は困難であったとされる<sup>56</sup>。

また、1991年教育法第1章（一般原則）では、本法の目的や国民の教育を受ける権利について以下のように規定されている。

## 第1章 一般原則

### 第1条 モンゴル人民共和国教育法の目的

モンゴル人民共和国教育法の目的は、国民の教育を受ける権利を保障するための関連規定を整備することである。

### 第3条 教育の基本原則

- 1.モンゴル人民共和国の教育は人文的、民主的、かつ継続的（тасралтгүй）であり、民族及び人類文明の文化と伝統、科学を基本原則とする。
- 2.国家は教育政策の実施に当たって以下の原則に従う。
  - 1 教育は国家の管理統制下にある。
  - 2 国民は教育上に差別されない。
  - 3 国民に必ず義務教育を受けさせる。

---

<sup>56</sup> 小出、前掲書、2010年、49頁。

- 4 公立学校において、初等教育、中等教育（高校）を無償で提供する（以下、普通教育という）。
- 5 教育機会は多様な方法により、様々な実施形態で、すべての国民に開かれる。
- 6 国民に母語で学習する機会を保障する。

#### 第4条 国民の教育を受ける基本的な権利及び責任

- 1 各段階の学校、コースにおいて無償および有償で教育を受ける権利を有し、就労期間中の教育を保障し、多くの専門分野を学習し、学位を取得することができる。
- 2 国民は17才までに、義務教育を修了しなければならない。

このように、1991年教育法の目的は、国民の教育を受ける権利を保障するための関連規定を整備することであった。そして、教育の基本原則として、人文的、民主的で、継続的な、民族の文化と伝統を教育することであるとされている。そして、国民の教育を受ける権利は、初等中等教育（公立学校）における無償性に基づくものであり、母国語（母語、第一言語）で教育を受ける権利も保障されることとなった。

上記の規定は、遊牧民、労働者の教育水準の向上など、特定の階級を重視している1982年教育法とは異なり、1991年教育法は、国民（全体）の教育を受ける権利を保障するための関連規定を整備することであることが明示されている。また、1991年教育法では、社会主義時代の教育の（完全）無償性から一部有償性を認めるとともに、1982年教育法に規定されていた奨学金に関する規定がないことも一つの特徴である。また、1991年教育法では、第5条（教育体系（制度））において「モンゴル人民共和国の教育制度は就学前教育、義務教育、職業教育からなる」と規定された。

そして、国民が受けることのできる教育が、以下のように定められている。

#### 第6条 教育の機会（Боловсрол эзэмших）

- 1 モンゴル人民共和国の国民は、フォーマルな教育あるいはインフォーマル教育を受けることができる
- 2 インフォーマル教育は民間企業、民間団体、個人が行うことができる
- 3 フォーマル教育の内容は国家が決定する。インフォーマル教育の教育内容は自由である。

ここでは、インフォーマル教育を行うことができるのが、民間企業、民間団体、個人であるとされた。これに関連して、第12条で宗教学校の設置が認められた。これは、社会主義時代の1940年の政治的大粛清後、宗教教育を批判していた時代が終わり、1970年代にはガ



ンダン寺所属宗教学校<sup>57</sup>があったものの、初めて法律で宗教教育が認められたことを意味した。

## (2) 1991 年教育法における教員関連規定

1991 年教育法の教員に関する規定は、以下のように定められている。

### 第 5 章 教育活動に参加する関係者の権限と義務

#### 第 21 条 教員の権利

教員は以下の権利を有する。

- 1 教育活動を行う際の必要な条件を提供される権利
- 2 教育を行う際に、科学に基づいた方法を選択し、使用する権利
- 3 必要に応じ、生徒やかれらの両親、その他の保護者による教育活動に対する意見具申、助言する権利
- 4 学習者を評価し、かれらの能力、体力について評価を行なう権利
- 5 学習者に教育の選択を与え、特殊教育を受けさせ、その特殊教育を実施し、研究を行う権利
- 6 教職の専門性に応じた学位の授与

上述のように、1991 年教育法は、民主主義体制及び市場経済への移行に備えるための基本原則を定めた体系的な法律である。そのため、第 21 条において教員の権利について重要な規定が定められているものの、どのように教員を養成するかについては定められていない。そのため、1990 年からの民主主義体制への移行期初期は、すべての政治、行政分野が混乱しており、(現在入手できる) 国レベルの法令を踏まえれば、民主主義体制移行期は、社会主義時代の教員養成制度がそのまま実施されていたと考えられる。

以上のように、1991 年人民共和国教育法とその後に出されたモンゴル人民共和国の教育発展基本方針によって、新しい政治経済体制への移行、教育の質的向上に求められる基本理念、法律、概念などが明示された。しかしながら、本法は、自由な新しい国家体制に相応しい法律になっていると言えるものの、それを実現するのは困難であった<sup>58</sup>。すなわち、体制移行のために 1991 年教育法は制定されたものの、教員養成制度も未整備であったと考えられ、そのための条件整備が十分に行われていなかったと考えられる。

---

<sup>57</sup> シャラブ・シャグダル・B.バトサイハン『モンゴル教育史II』スターライン、2010 年、455 頁。

(Шаравын Шагдар, Б.Багсайхан “Монголын боловсролын түүх” II боть, Старлайн, 2010 он, 455 хуудас.)

<sup>58</sup> 小出達夫「モンゴル人と教育改革 (6) : 社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第 111 号、北海道大学大学院教育学研究院、2010 年、49 頁。

## 第二節 1995年の教育関連法の体系化と教員養成関連規定

### (1) 1995年教育法における教員養成関連規定

1992年の初の総選挙によって国家大会議（Улсын Их Хурал）（以下、国会）の議員が選出された。この総選挙で革命党が76議席中72議席を獲得し、新しい内閣を組織し、「モンゴル国憲法」が制定された。

モンゴル国憲法は、第16条第7項において次のように規定している。

国民の教育を受ける権利は保障される。中等教育は国家が無償で提供する。国民は国の基準を満たした場合、私立学校を創設することができる。

ただし、すでに述べてきたように、体制移行の混乱の中、モンゴル国単独での教育改革が困難であったため、アジア開発銀行やその他の国際機関の援助を受けることになった。これらの国際機関は援助条件の一つとして教員養成よりも教員研修を重視した、経済的、人的援助を行ったとされる<sup>59</sup>。

しかし、体制移行による不安定な経済状況を背景に、1990年から1992年の2年間に1267人の教員が離職し、全国で1600人の教員が不足したとされる。例えば、首都ウランバートル市の101の学校で438人の教員が不足するなか、1992年に大学の教員養成課程を卒業した1471人の25.7%が任命された職場に就いていなかった<sup>60</sup>。また、1992年には、アイマグ、都市において、2000人の教員を必要としたが、教員養成系大学が養成していたのは1400人であった<sup>61</sup>。さらに、同年には、給与の未払いなどにより1000人以上の教員が離職した。このように、教員の離職と教員養成を受けた新卒者が教職に就かなかったことで、特に、人口密度の低い地方では、教員不足が深刻となった。教員不足により、特に、ドルノド県、スフバートル県、トゥブ県、セレンゲ県のいくつかの学校は一時的に教育活動を中止しなければならなかった。また、バヤンホンゴル県、ドルノゴビ県、ザブハン県のいくつかの学校は、温暖になった3月中旬から教育活動を開始したものの、教員不足のためカリキュラムを実施し、生徒にどのように教育を行うかについて十分な条件整備がなされていなかった<sup>62</sup>。

その一方で、市場経済の導入によって創設可能となった私立高等教育機関が増加し、表1に示したように、わずか10年で私立大学数が0校から134校になった<sup>63</sup>。社会主義時代と

<sup>59</sup> LKHAGVA・ARIUNJARGAL『現代モンゴル地方教育行政制度に関する研究 —1990年代以降の教育改革関連諸法の分析を中心に—』広島大学大学院教育学研究科、学位論文、2013年、42頁。

<sup>60</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010年、459頁。

<sup>61</sup> シャラブ・シャグダル、B.バトサイハン、前掲書、2010年、459頁。

<sup>62</sup> 同上書、461頁。

<sup>63</sup> Orkhon, Gantogtokh, Higher Education Systems and Institutions, Mongolia, Teixeira P., Shin J. (eds) Encyclopedia of International Higher Education Systems and Institutions, Springer, 2018, p.2.をもとに筆者作成。

異なり学費がかかるにもかかわらず、1993-94年から1996-97年の間に、国立大学におけるフルタイム学生が1万7535人から2万5751人の増加（約1.5倍）であったのに対し、私立大学におけるフルタイム学生は3875人から1万456人へと急増（約2.7倍）した<sup>64</sup>。このような状況から、教員不足を補う一つの手段となったのが、専門性が必ずしも高くないとされる私立大学の卒業生たちであったと推察される。

表1 1991年-2001年のモンゴルにおける高等教育機関数の推移

	1991年-1992年	1993年-1994年	1998年-1999年	2000年-2001年
国立大学	14	32	33	38
私立大学及び 海外大学の分校	0	25	71	134
合計	14	57	104	172

出典：Orkhon, Gantogtokh, *Higher Education Systems and Institutions, Mongolia*, Teixeira P., Shin J. (eds) *Encyclopedia of International Higher Education Systems and Institutions*, Springer, 2018, p.2.をもとに筆者作成。

以上のような背景のもと、モンゴル国憲法を踏まえて1992年に制定されたのが1995年モンゴル国教育法（以下、1995年教育法）である。

先述の通り、1990年代のモンゴルは、体制移行に伴う混乱期にあり、教育財政が厳しい状況に陥った。そのため、1994年には、アジア開発銀行の援助で「モンゴル教育、人材開発マスタープラン」を作成したが、これは、モンゴルの当時の状況には合わない条件も含んでいた。このマスタープランでは、長期の国家教育計画を定め、人材開発と個人の選択を重視し、教育サービスの多様化と競争原理に基づく新しい法律を制定するとの方針が示された。この方針のもとで制定されたのが1995年教育法であり、その後の初等中等教育法、高等教育法であった。

そして、この1995年教育法をもとにモンゴル国となって初めて教育法が体系化された。すなわち、1995年教育法の制定を受け、初等中等教育法、高等教育法が制定されたのである。1995年教育法は、1991年教育法を踏襲した法律であり、改正案が1994年11月に国家大会議に提案され、1995年6月13日に決定され、8月1日から施行された。

1995年教育法は、第1章一般原則、第2章教育内容、スタンダード、第3章教育機関、第4章教育行政、第5章教育経済、第6章教育活動に参加する者の権利及び責任、第7章その他、の全7章、42条からなり、1991年教育法と比較して、やや詳細な規定となってい

<sup>64</sup> Weidman, John C., and John L. Yeager, *Mongolian Higher Education in Transition, International Higher Education*, 1999, p.23.

る。ただし、1991年教育法と同様、教員養成に関して詳細に規定されていない。

1995年教育法第1条において、本法の目的が次のように定められている。

第1条 本法の目的は、教育制度、基本方針、教育内容、教育活動に参加する者の権利、義務、責任を明確にし、国民の教育を受ける権利を保障するための関連法を整備することである。

また、第2条には、モンゴル国憲法と1995年教育法が基盤となって教育法が体系化されること、及びモンゴル国の法律に対する国際条約の優越の原則が示されている。続く、第3条では、教育の目標に関して、教育の目標は、国民が身体、精神ともに健康であり、法律を尊重し、人文主義の精神に則り、モラルがあり、母国、環境を愛し、守り、美的感覚をもち、自主学習ができて、生活する力を身に付けることである、とされ、環境保全や自主学習、(自立的な)生活を営む能力の育成などが教育目標として掲げられている。これらは、1995年教育法によってはじめて採用された目標概念であり、民主主義、市場経済体制の下での個人の自律性を重視したものと言える。

さらに、第4条第2項の6には、設置者を問わず、各教育機関は平等であること、第8条第1項には、教育証明書は国民の修得した教育内容およびその学位、その専門分野を証明する公的な証であること、そして第8条第2項には、教育証明書や免許、学位の授与に関する規則は中央政府機関が決定し、権限をもつ各段階の教育機関が既定の教育課程を修了した者に対して証明書を授与する、とされた。

## (2) 初等中等教育法及び高等教育法における教員養成関連規定

1995年教育法の規定を踏まえ、初等中等教育法、高等教育法が制定された。

1995年6月19日に制定された高等教育法(以下、1995年高等教育法)は、全9章23条から成る。本法第6条では、高等教育機関は大学、単科大学、カレッジからなり、大学は学位、修士号を授与し、専門向上、学位の人材育成する学習、研究機関であるとされた。

第9条では、大学、カレッジには、完全中等教育学校もしくはこれ以上の教育を身に付けている人々を入学させること、第10条第4項には、大学・カレッジのカリキュラムは中央教育行政機関の規定にしたがって学長が決定すると規定された。上述した1995年教育法に定められている通り、基本的に8歳で学校に入学し、10年間の初等中等教育を受けたものが(教員養成系)大学に入学することができることとなった。

また、第15条において大学等の教員について規定された。

## 第15条 教員

1. 大学、単科大学、カレッジにおける必修科目は修士号を修得した者もしくはそれ以上

の学位を修得した教員が教える。

2. 教員の専門性を身に付けていない大学、単科大学、カレッジの非常勤講師は指導法を身に付けること。

このように、1995 年高等教育法において、民主主義国家への移行後に求められる学歴について定められた。加えて、非常勤講師であれ、常勤教員であれ、必修条件として指導法の修得が求められるようになっている。

また、高等教育法と同じく 1995 年に制定された初等中等教育法は、1991 年教育法では規定されていなかった、教員（養成）制度に関する基本事項が体制移行後はじめて規定された法律であった。本法第 24 条では、学校および幼稚園の教員養成について以下のように規定された。

#### 第 24 条 学校、幼稚園の教員養成

1. 幼稚園、学校教員を教員養成系の大学、単科大学、カレッジで養成する。
2. 教員の専門性を身に付けていない個人を指導法教育に参加させた上で教員として働かせる。
3. 教員に教える権利、上位資格を与える。
4. 教員の上位資格及び失効に関する規則を政府が決定するなどが示されている。

このように、幼稚園、学校の教員は、教員養成大学(их сургууль)、単科大学(дээд сургууль)、カレッジ(коллеж)で養成することが規定されている。そして、教職に関する専門性を身に付けていない者に指導法教育を受けさせた上で教員として働かせること、さらには、教育権(Багшлах эрх)及び上位資格を与えることが規定されるとともに、教員の上位資格及び失効に関する規則を政府が定めると規定されている。

また、第 8 条には、初等教育が 4 年間、前期中等教育が 4 年間、完全中等教育（後期中等教育）が 2 年間であると定められている。また、第 13 条第 7 項には、一般教育学校に 8 歳の子どもを入学させること、例外として学校の定員に余裕がある場合には、7 歳の子どもを入学させることができると規定されている。

#### (3) 「教員の上位資格及び失効に関する規則」の概要

初等中等教育法が制定された翌年のモンゴル国政府 1996 年 2 月 23 日 38 号決定「教員の上位資格及び失効に関する規則」（以下、1996 年教員規則）は、中央教育行政機関が決定し、権限をもつ教育機関が既定の教育課程を修了した者に対して、国立私立を問わず教育を受

けた教育機関の証明書を授与する<sup>65</sup>」と規定されており、教員免許については、本規則に基づき、中央教育行政機関、すなわち科学教育省（Шинжлэх Ухаан Боловсролын яам）が制定した規則に基づき、学長が授与するとされている。

本規則第1章一般原則において、本規則は幼稚園、一般教育学校、カレッジ、大学に教員として勤務する際、上位資格の授与及び失効については本規則にしたがうとされた。幼稚園、一般教育学校、カレッジでは準学士もしくは学士号の取得者、大学、単科大学、カレッジの場合（専門科目担当）教員は修士号取得者ではなければならないこと、すなわち、それに相応しい卒業証明書（学位）が必要であることが規定されている。第2章教育権（Багшлах эрх）の授与と失効において、教員養成系の国立大学および私立大学、カレッジ（教員養成系学校）の卒業生には、教員免許を卒業証明書に添付して授与するとされている。

そして、非教員養成系の大学等を卒業した者については、指導法教育コースを修了した場合、教員免許を授与するとされた。教員としての専門性を身に付けていない者に対する指導法教育コースは、以下の表2の通りである。

表2 非教員養成系大学卒業生等に対する指導法教育コースの概要

学 歴	期 間	担当できる教育機関
A) 大学、単科大学、カレッジ、技術学校と専門学校で教える学位をもつ者	1 年半	大学、単科大学、カレッジ、技術学校と専門学校
B) 技術学校と専門学校の修了者「準学士」	3 カ月	専門学校と技術学校
C) 特別な才能、能力を求められる専門分野を師弟関係に基づく指導によって、後期中等教育もしくはそれ以下の学歴を持つ者	4 カ月	大学、カレッジ、技術専門学校、専門学校
D) 高校を優秀な成績で卒業した者	6 カ月	一般教育学校が教員不足に陥った場合、教職に関心のある高等学校の卒業生から選抜し、指導法教育コースに参加させた後、契約教員にする。計画に契約教員の勤務期間を指定する。契約が切れると教育権が無効になる。

出典: 1996年教員規則をもとに筆者作成。

表2のA)の場合、通常教員養成と言え、就学前あるいは初等中等教育段階の教員養成を指すが、本規則によって、大学で必修科目を教えることができる修士号を取得しているものの、教授法の単位を取得していない修了生、もしくは現職の大学教員で教授法の単位を取得していない者（例：英語の翻訳専攻で修士号を取得した者）は1年半の指導法教育コース

<sup>65</sup> 1995年教育法第4条第2項6には、設置者を問わず、各教育機関は平等であると定められている。

を修了することによって、大学で働く権利が与えられることとなった。指導法教育コースは昼、夜間、集中講習の形態が規定されている。

初等中等教育段階の教員養成に関しては、表 2 の「D) 高校を優秀な成績で卒業した者」が注目される。これは、前述したように、当時、モンゴルでは、深刻な教員不足にあり、その対応を想定したものと考えられる。

このように、1996 年教員規則は、当時の教員不足対策としての性格が強いものであったと考えられる。しかしながら、指導法教育コースの履修条件（学歴）や期間の短さには疑問が残るものであった。例えば、「D) 高校を優秀な成績で卒業した者」は大学を卒業しなくても、6 ヶ月間という短期間の指導法教育コースを修了すれば、教員免許が授与されるからである。

また、本規則には、指導法教育コースの認定は、中央教育行政機関が行い、カリキュラム編成等は、中央教育行政機関の承認を得て学長が決定すると規定されているが、現在収集している資料には、これに関する資料が含まれておらず、詳細は不明である。

#### (4) 1995 年教育法における教員養成制度の特徴と諸課題

以上のように、1995 年教育法の重要な意義としては、この法律を基盤として、現代モンゴルにおいてはじめて教育法が体系化したことである。すなわち、本法を踏まえ、高等教育法、初等中等教育法が制定されたのである。特に、初等中等教育法では幼稚園、学校の教員養成は教員養成系大学、カレッジで養成されること、教職に関する専門性を身に付けていない個人に指導法教育に参加させた上で教員として認められるなどが規定されている。しかしながら、1995 年の教育関連法において、そして 1998 年教育法においても教員養成に関する規定は十分であったとは言えなかった。すなわち、1990 年代のモンゴル国の教育法は理念上、教員や教育環境を重視しているにも関わらず、教員養成制度に関する十分な規定がなされなかったと言える。

ただし、1995 年教育法全体を通して最大の特徴は、教育行政、学校管理に関する規定内容の変更であり、したがって、中央で所掌されていた教育に関する諸権限が地方に移譲されたことである。同法第 24 条では、教育省の権限と義務について具体的に定められている。その規定内容を要約すれば、教育省は、教育に関する法律、決定を全国的に執行するとともに、地方教育行政機関と共同して教育機関の設立や廃校、さらには公立教育機関の長の任命や変更などの業務また人材育成、専門知識人の育成や再訓練などに関する適切な制度を設立させ、実行させるなどを権限としていた。また、同法第 33 条では、教育予算は国家予算全体の 20%以上の割合を当てなければならないという規定があり、民主主義体制への移行後初めて教育予算について明白に 20%以上と規定した。

### 第三節 2002 年教育法における教員養成関連規定

#### (1) 2002 年教育法における教員関連規定

2000 年以降、体制移行期の経済、社会の混乱から、モンゴル経済が復活し始めた。そして、世界各国における教育スタンダードに相当する教育水準を実現するため、新しい教育法の制定が求められ、2002 年教育法が制定された<sup>66</sup>。また、2000 年 8 月 3 日に制定されたモンゴル国政府関連法（Монгол Улсын Засгийн Газрын тухай хууль）によって、教養省（Гэгээрлийн яам）が教育文化科学省（Боловсрол соёл шинжлэх ухааны яам）と改称された。

2002 年教育法は、全 7 章 48 条から構成され、2002 年 5 月 3 日に制定された。2002 年教育法の目的は、その第 1 章一般原則において、教育制度、概念、教育内容、行政、教育活動に参加する参加者の権利、義務、責任を明確にし、国民の教育を受ける権利を保障するための関連規定を制定することである、と規定されている。また、1995 年初等中等教育法及び高等教育法も合わせて改正され、2002 年初等中等教育法及び高等教育法が制定された。以下では、1995 年と 2002 年の各教育法をそれぞれ同項目で比較し、その特徴について考察する。

まず、教員の権利に関して、1995 年及び 2002 年教育法を比較すると表 3 のようになっている。

表 3 教員の権利に関する規定についての 1995 年教育法及び 2002 年教育法の比較

1995 年教育法「教員の権利」	2002 年教育法「教員の権利」
37.1.1.教育を行う際に、必要な機会を提供される権利	44.1.1.学習活動を通常通り行うための機会を提供される権利。
37.1.2.教育活動を行う際に、科学に基づいた方法を選択し、教育スタンダードに即した教材を自由に選択し、使用することができる	44.1.2.教育活動を行う際、科学に基づいた方法を選択し、教育スタンダードに即した、教科書、学習材を自由に選択し、使用する。
37.1.3.教育活動を行う際に、 <u>必要に応じ</u> 、学習者や彼らの父母、その他の保護者に教育に関する要求や助言をする権利	44.1.3.学習者や彼らの父母、その他の保護者に教育に関する要求や助言をする権利。
37.1.4.生徒を評価し、彼らの能力、体力について評	44.1.4.生徒を評価し、彼らの能力、体力について評価を行う権利。

<sup>66</sup> 2000 年以降教育分野で実施された政策について、教育大臣エンフトゥブシン（Ө.Энхтүвшин）は、2007 年末に行われた教育に関するシンポジウム（「モンゴル教員会談（Монголын багш нарын улсын（анхдугаар） зөвлөгөөн）」）における講演（「教育改革における教員の役割」）において、社会主義時代には国民の飛躍的な識字率の向上、文化レベルの向上があり、このような成果は今後の教育改革でもめざすべきであるとの発言を行なっている。このように、2002 年教育法制定を端緒とする当時の教育改革では、社会主義時代の学校教育の水準を回復することが意識されていた。



価を行うこと 37.1.5.学習者に教育の選択権を与え、特殊教育を受けさせる機会の提供 37.1.6.研究および教職専門や教育学位の取得、専門学位の取得 37.1.7.子どもの健康や権利を脅かした父母やその他の保護者について、未成年の生徒の代理人として、当該機関に訴訟を起こす権利。 37.1.8.基本業務を果たした上で、自由時間に専門、や関心にしたがって他機関と契約を結んだ上で働くこと。	44.1.5.学習者に教育の選択権を与え、専門や特殊教育を受けさせる学習機会を提供する。 44.1.6.研究、教職専門や教育学位の取得、専門学位を取得する権利。 44.1.7.子どもの健康や権利を侵害した父母やその他の保護者について、未成年の生徒の代理人として、当該機関に提訴し、判決を行う権利。 44.1.8.基本業務を果たした上で、自由時間に専門、や関心にしたがって他機関と契約を結んだ上で働くこと。
---	---

このように、1995年と2002年の教育法における教員の権利には、二重下線部以外の目立った改正は行われていない。次に、教員の責務に関して第44条2から2.4までの規定が以下の通りである。

次に、表4からわかるように、教員の責務に関しては、1995年教育法の「学習-しつけ (хүмүүжил)」が2002年教育法では、削除されている以外、目立った修正は行われていない。

表4 教員の責務に関する規定についての1995年教育法及び2002年教育法の比較

1995年教育法「教員の責務」	2002年教育法「教員の責務」
37.2.1.教員としての自覚を高め、教員の地位を尊重する	44.2.1.教員の倫理や地位を尊重する。
37.2.2.学習- <u>しつけ (хүмүүжил)</u> や教育活動を日常生活や生産に関連づけ、科学に基づいて行う責務	44.2.2.学習や教育活動を日常生活や生産に関連づけ、科学に基づいて行う責務
37.2.3.理論的知識や教授法、修養を高める責務	44.2.3.理論的知識と教授法や修養を高める責務。
37.2.4.学習者に自主学習を行わせ、専門知識の習得と生活習慣を学ばせる責務	44.2.4.学習者に自主学習を行わせ、専門知識の習得と生活習慣を学ばせる責務
37.2.5.担当するクラスの学習者の健康に配慮する	44.2.5.担当するクラスの学習者の健康に配慮する

教員養成の関連規定については、1995年及び2002年初等中等教育法に表5のように規定されている。

表5 教員に関する規定についての1995年初等中等教育法及び2002年初等中等教育法の比較

1995年初等中等教育法「教員に関する規定」	2002年初等中等教育法「教員に関する規定」
<p>第6章 幼稚園、学校教員</p> <p>24条 学校、幼稚園の教員を養成する</p> <p>1.幼稚園、学校教員を教員養成系の大学、単科大学、カレッジで養成する。</p> <p>2.教員の専門性を身に付けていない個人に指導法の教育を行い、教員として働かせる。</p> <p>3.教員に教育権、上位資格を与える。</p> <p>4.教員の上位資格及び失効に関する規則を政府が決定するなどが示されている。</p>	<p>第6章 初等中等教育機関の教員</p> <p>21条 幼稚園、学校の教員養成と研修</p> <p>21.1.幼稚園、学校教員を教員養成系の大学、大学、カレッジで養成する。</p> <p>21.2. <u>教員は教育権を有する。</u></p> <p>21.3. 教員の専門性を身に付けていない個人を指導個人に指導法教育を与える学習に参加させた上で教員として働かせる。</p> <p>21.4. <u>指導者教員 (Заах аргач)、優れている教員 (Тэргүүлэх багш)、助言教員 (Зөвлөх багш) という上位資格がある。</u></p> <p>21.5. 教員の上位資格及び失効に関する規則は教育担当中央行政機関によって決められる。</p> <p>21.6. <u>幼稚園、学校の教員の指導法、専門能力向上学習を中央、地域、遠隔学習形態で行うときに、専門性、指導法管理を提供するのは教育担当中央行政機関である。</u></p>

表5からわかるように、1995年初等中等教育法の場合、教員には教える権利を与える(3.)と規定されていたが、2002年法では、教員は教える権利を有すると規定されている(21.2)。また、2002年法では、教員の専門能力向上の機会を提供する機関が中央教育行政機関であるとされている。

表6では、1995年及び2002年高等教育法における教員養成を担う大学教員に関する規定について比較すると、2002年法では、教員の昇進基準等(13.4.及び13.5.)について詳しく規定されている。

表6 教員に関する規定についての1995年高等教育法及び2002年高等教育法の比較

1995年高等教育法「教員に関する規定」	2002年高等教育法「教員に関する規定」
<p>第7章 教員、学習者</p> <p>15条 教員</p> <p>1.大学、単科大学、カレッジでは必修科目は修士号を修得した者もしくはそれ以上の学位を修得した教員が教える。</p> <p>2.教員の専門性を身に付けていない大学、単科大学、カレッジの非常勤は指導法を身に付ける。</p>	<p>第7章 教員、学習者</p> <p>13条 教員</p> <p>13.1. 大学、単科大学、カレッジでは必修科目は修士号を修得した者もしくはそれ以上の学位を修得した教員が教える。</p> <p>13.2. 教員の専門性を身に付けていない大学、単科大学、カレッジの非常勤は指導法を身に付ける。</p> <p>13.3. <u>大学、単科大学、カレッジの職位上位は教授、准教授、リーダー教員、教員、研修教員と区分される。</u></p> <p>13.4.<u>高等教育機関で働いた年数、経験、研究論文を基準に博士号修得した者に准教授、教授の職にかせる。</u></p> <p>13.5. <u>高等教育機関の職位、准教授、教授の基準を決定するのは教育担当中央行政機関である。</u></p>

#### 第四節 現行の教員養成制度の概要と科目履修表の分析

##### (1) 1990年以降の高等教育機関における教員養成

モンゴル人民共和国政府1990年11月16日154号決定「高等教育制度改善、人材育成に関する対策について」(БНМАУ-ын Засгийн газрын 1990 оны 11 сарын 16-ний өдрийн 154-р дүгээр тогтоол “Дээд боловсролын тогтолцоог шинэчлэх, боловсон хүчин бэлтгэх зарим арга хэмжээний тухай”)によって、「教員単科大学創設」1957年9月12日431号決定(Багшийн дээд сургууль байгуулах тухай)が無効となった。これにより、教員単科大学が拡大され、1990年以降、教員養成は、単科大学ではなく、(総合)大学で行われるようになった。さらに、1991年教育法第17条第1項において、会社や個人による私立学校の設置が認められ、私立大学を含む私立教育機関の創設が可能となった。その後、1992年に制定されたモンゴル国憲法を踏まえて制定されたのが1995年モンゴル国教育法(1995年教育法)であり、これをもとにモンゴル国となって初めて教育法が体系化された。すなわち、1995年教育法の規定を受けて、1995年初等中等教育法、1995年高等教育法が制定されたのである。

高等教育機関については、同法第6条において、大学(их сургууль)、単科大学(дээд сургууль)、カレッジ(коллеж)が表7のように規定された。

表7 1995年高等教育法第6条における高等教育機関の規定

大学	学士号、修士号を授与し、専門性の向上と学位取得者を養成し、研究－学習、学習－研究、学習－研究－生産の機関である。大学は伝統的かつ様々な分野がある。
単科大学	学士と修士の学位を授与させる教育機関である。単科大学は大学の一部もしくは附属としても設置される。
カレッジ	学士学位（Дипломын сургалт）段階の履修期間が3年間の教育－学習－生産機関である。カレッジは大学、単科大学の一部もしくは附属としても設置される。

さらに、1995年高等教育法第10条5項において、カレッジでは3年間で準学士号（ディプロマ（Дипломын сургалт））、単科大学及び大学では4年間（医学部は5－6年間）で学士号が取得でき、修士号1年半、さらに最低2年間の履修によって、準博士号（эрдмийн зэрэг）が取得できると規定された。

教員養成については、1995年初等中等教育法第24条において、幼稚園、学校の教員は、大学（их сургууль）、単科大学（дээд сургууль）、カレッジ（коллеж）で養成すると定められた。

その後、2002年高等教育法第10条5項において、学位の最低単位として初めて、準学士号は90単位以上、学士号は120単位以上、修士号は150単位以上、博士号は210単位以上であると定められた。

## (2) 2001年以降の教員養成に関する国家プログラム

2001年6月5日120号決定第1添付モンゴル国政府「初等中等教員養成、専門性向上国家プログラム（Бага, дунд боловсролын багш бэлтгэх, мэргэжил дээшлүүлэх үндэсний хөтөлбөр）」は、モンゴル国の教育改善をより進展させ、教育サービスの質の向上を図り、教育活動を市民、学習者のニーズに合わせ、教員養成のカリキュラムと指導法を改善するなどの教員の専門性向上の必要性が、社会の発展によって求められているとしている。そして、現代の教員は、常に教育効果の向上のため、常に研究し、人々（学習者、保護者）と協力者する研究者であるとともに、教材、指導力を改善する技術者であり、教育活動を効果的に管理するマネージャーであることが求められているとしている。

また、教育サービスの質を向上し、次の段階に上げ、教員養成、（教員の）専門性向上を図る制度を改善し、都市及び地方の学校に専門性のある教員を均等に配置するとともに、赴任した地域で教員が継続して勤務できるような支援を行い、専門性を絶えず向上させることが、本国家プログラムの意義があるとしている。

つまり、2001年国家プログラムでは、教員養成の改善、教員の専門性向上に関する制度の改善、さらには、全国に専門性のある教員を均等配置することを目指すものであった。

以上のような目的を達成するために、以下のような目標が掲げられた。

- ・教員養成制度の改善
- ・教員の専門性向上のための柔軟性があり、各地域で実施できる制度の整備
- ・教員養成、教員の専門性向上、教育環境の改善のための予算の充実
- ・教員評価の改善

そして、地方においても継続して勤務できる環境を整備するため、地域のニーズを基に、教員養成系高等教育機関の入学定員を計画的に確保することが目指された。また、複数の科目を担当できる教員を養成できるように教員養成の教育課程を改善することも求められた。さらに、教員の専門性向上に関して、教員の関心、ニーズを踏まえた、国家レベル、地域レベル、職場レベルで継続的に専門性を向上できる制度を整備することが目指された。

本国家プログラムの実施期間は、第1段階 2001年－2004年、第2段階 2005年－2010年であった<sup>67</sup>。

その後、2008年8月13日316号決定第1添付モンゴル国「就学前、初等中等教育教員養成、専門性向上国家プログラム（Сургуулийн өмнөх болон бага дунд боловсролын багш бэлтгэх, мэргэжил дээшлүүлэх үндэсний хөтөлбөр）」が策定された。ここでは、モンゴル国は現在、授与された免許の教科を担当している教員は95.7%であるものの、教員養成カリキュラムの改善が遅く、初等中等教育における学制改革に対応できていないこと、さらには、教員養成系の高等教育機関の教育水準および学習環境に格差があると指摘している。

また、新たな教育スタンダードやカリキュラムの実施のためには、教員の専門性向上や指導方法の改善、教員の処遇改善が必要であり、そのためには政府からの総合的な支援が求められているとしている。

以上を踏まえ、本国家プログラムの目的は、教員養成及び教員研修制度を一般教育学校制度の改革（学制改革）に対応させ、教育スタンダードおよびカリキュラムを学習者のニーズに合わせて実施できる能力のある教員を養成し、教員の専門性を継続的に向上させ、絶えず発展させることのできる環境づくりであるとされた。

### (3) 現行の教員養成制度と教育課程

モンゴル国では、2003年以降、高等教育機関（大学）における教員養成の教育課程認定（教職課程認定）は、教育省によって行われてきた<sup>68</sup>。その後、2014年4月28日モンゴル国教育科学大臣 A/174 令添付「大学教育課程一般基準（Бакалаврын хөтөлбөрт тавих нийтлэг шаардлага）（以下、2014年基準とする）」によって、教育省が認定していた教育課程は各大

---

<sup>67</sup> しかしながら、資料の制約から、本国家プログラムの実施状況や成果については、確認できていない。  
<sup>68</sup> モンゴル国における教職課程認定が教育省によって行われようになった時期については、モンゴル科学技術大学教授およびモンゴル国立教育大学教授から教示されたものであり、法令上の根拠については、確認できていない。

学が 2014 年基準を踏まえて編成することが可能となった。このことは、それまで、教育省によって認定された教育課程を実施する大学とそうではない大学あるいは学部等が存在しており、2014 年基準によって、すべての高等教育機関の教育課程が統一した基準によって編成されるとともに、各高等教育機関の裁量に基づく編成も可能となった。

ここでは、モンゴル国における教員養成課程の定員の 50%以上を占めるモンゴル国立教育大学の教育課程、特に、体制移行後、伝統的な文化の継承、モンゴル人というアイデンティティに深くかかわるモンゴル語の教員養成の教育課程をモンゴル国の教員に求められる資質能力「21 世紀のモンゴルの教員」の 4 つの領域の観点で分析する。

2014 年基準が制定され、翌年の 2015 年からモンゴル国立教育大学は「教授規則」を更新した。モンゴル国立教育大学の発展政策には「各々の子どもを発達させる能力のある教員、教育分野の専門家を養成する<sup>69</sup>」と定められている。

教授規則においては、教職課程の目的は完全中等教育（後期中等教育）を受けた国民に、教育分野で必要とされる特定の科学の基礎知識を身に付けさせ、自己啓発論理、指導法の知識・技能を身に付けた教育機関の専門家を養成することである（1.3.）とされている。

この目的を達成させるための履修方法は、以下のようになっている（表 8）。2015 年以降、モンゴル国立教育大学では、単位選択制度に移行し、さらに、一つの専攻だけではなく、ダブル・ディグリーを取得した教員を養成している。

学位取得を目指している入学者の在籍する最短の履修期間（卒業年限）は、3 年半であり、2 年半の延長が可能である（4.5.22）。

---

<sup>69</sup> モンゴル国立教育大学アート・技術学校「デザイン・家庭教育教員養成教育課程」28 頁。（МУБИС, ДУТС, Багш урлагын боловсролын, “Дизайн техногийн багш” Бакалаврын сургалтын хөтөлбөр, 28хуудас。）

表 8 2015 年以降のモンゴル国立教育大学における教員養成課程

	履修内容	取得すべき 最低単位数	履修期間	取得学位
A	<b>教科教育</b>	120 単位	3.5-4.0	学士
	一般基礎科目	18 単位		
	教師教育関係科目	39 単位		
	9-18 単位（教科）の基礎科目	15 単位		
	教科科目	45 単位		
B	<b>教科教育と専門教養</b>	145 単位	4.0-5.0	学士・学士 (ダブル・ディグリー)
	一般基礎科目	18 単位		
	教師教育関係科目	39 単位		
	9-18 単位（教科）の基礎科目	15 単位		
	基礎教科 (Major)	40 単位		
	副教科 (Minor)	30 単位		
C	<b>教科教育と資格学習</b> 一般基礎科目と教師教育関係科目 から相応しい科目を算入し、不足 単位を取得	取得単位数に対応	単位取得による	学士・学士 (ダブル・ディグリー)

出典：モンゴル国立教育大学学習教育課程（4.5.15.）を基に筆者作成。

教職課程は、①教育学、②心理学、③教授法、④教育実習に関するかもくから編成されている。さらに、2018年6月27日に制定され、2019年1月1日から実行されているモンゴル国初の教員法である「教員職能成長支援法 (Монгол улсын хууль Багшийн хөгжлийг дэмжих тухай)」において教員養成、特に教育実習に関して教員専攻で学位を授与する高等教育機関の教育課程には6ヵ月間実習教員として働く内容を含むとされた。実習教員は地方で実習教員として働いた（実習期間中）場合、奨学金が授与される。

モンゴル国立教育大学は、2018年に、教育実習について校長、教頭、教員から意見聴取した結果、在学中に4回（13単位）の教育実習を課すこととした。これには、1年次の見学実習（1単位）、2年次の研究実習（2単位）、3年次の教育実習事前指導（5単位）、4年次の教育実習（5単位）が含まれている。教育実習の目的は、学生－教員を一般教育学校教員の基準、職務内容、モンゴル国立教育大学の目的である知識・能力のある、各々の子どもを背成長させる方法を身に付けた、創造性のある教員として育成する環境を提供し、指導力を身に付けさせることである。各教育実習の目的は表9の通りである。

表9 2019年度の教育実習の概要

学期	実習名称	単位	目的／結果	実習方法／アクション・リサーチ 及び PBL
I	見学実習	1	学校、教員、生徒、授業活動を見学し、理解を得る	学習活動を研究する、関連性、関係性の理由を明確にし、説明し、結論づける
II	研究実習	2	子どもの心理及び学習過程を観察、研究し、成果を公表する	学習者が直面している課題を明確にし、理由を研究し、解決方法を考える
III	教育実習 事前指導	5	教員の教育活動を観察し、研究する	教員が直面している課題を明確にし、理由を研究し、解決方法を探す
IV	教育実習	5	授業内容、方法を計画し、実施することを学ぶ	各々の学習者の特徴、ニーズにあった内容、指導法を計画し、実施し、評価する
合計単位		13		

出典：モンゴル国立大学アート・技術学校「デザイン・家庭教育教員養成教育課程」29頁、を基に筆者作成

次に、表10のモンゴル国立教育大学の「モンゴル語－文学教育」教員養成カリキュラムの履修表を「21世紀のモンゴルの教員」で示されたモンゴル国の教員に求められる資質能力の4領域を観点として分析する。分析方法は、表3に示されている通り、履修表の各必修科目が該当する領域に単位数を記入し、領域ごとのバランスを把握した。必修科目のみを分析の対象とした理由は、選択科目では、様々な科目選択が可能であり、教育課程として求める資質能力を把握できないと考えたからである。

その結果、領域が重複する科目があるものの、①資質（子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性）18単位で16.4%である。②基礎能力（他者への理解と社会生活に積極的に参加する能力、伝統・文化を継承し、モンゴル語の高い能力を基盤とした自律的な創造力と問題解決能力）31単位で28.2%、③専門能力（教育学に関する知識と教育活動を実践する能力及び研究能力）32単位で29.1%、④アカデミック能力（専門分野の知識と技能）75単位で68.2%、である。

以上を踏まえると「モンゴル語－文学教育」教員養成カリキュラムをモンゴル国の教員に求められる資質能力の4領域で分析してみると、高等教育レベルの④アカデミック能力を基盤として、②基礎能力と③専門能力が同程度に求められていると言える。一方、①資質（子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性）3領域に比較すると18単位、16.4%と低いものの、これら4領域が全て同じ割合（単位数）である必要は必ずしもなく、教員養成段階で習得すべき資質能力、あるいは、就職後、研修等で習得すべき資質能力もあると考えられる。また、今回は履修表の分析に留まっており、シラバスの内容や実際の授業を分析する必要がある。



表 10 モンゴル国立教育大学 「モンゴル語－文学教育」 教員の教育課程

決定、モンゴル国立教育大学学長		D.Mandakh		決定、モンゴル国立教育大学学長		D.Mandakh			
モンゴル国立教育大学									
人間社会学部									
教員、「モンゴル語－文学教育」科目履修者									
カリキュラム Index:	011407								
授与学位:	学士								
入学者教育基準:	完全中等教育(前期中等教育)								
学習形態:	昼								
科目コード	科目名称	単位	継続履修	学期	授業形態	①教育(子どもへの理解と経験、指導性)	②基礎能力(教員への理解と社会生活に積極的に参加する能力、伝統と教育活動を実施する能力及び研究能力)	③専門能力(教員法に関する知識と教育活動に必要とする能力及び研究能力)	④アカデミック能力(専門分野の知識と技能)
<b>I. 一般基礎科目</b>		<b>25</b>							
<b>必須科目</b>		<b>21</b>							
S.IT101	IT技術	2		春	0:0:4(0:5)		2		
S.EL102	基礎II	3	S.EL101	自由	0:2:0(4:5)		3		
S.ML101	モンゴル語、文章構成法	3		秋	2:2:0(0:5)			3	
S.SS101	思想	2		秋	1:2:0(0:3)				
S.SS102	創造的思考	1	S.SS101	春	0:2:0(0:2)		1		
S.MH101	モンゴルの歴史、文化	3		春	2:2:0(0:5)		3	3	
S.PT101	体育I	1		自由	0:0:3(2:2)				
S.PT102	体育II	1		自由	0:0:2(2:2)				
S.SS108	理科	2		自由	1:2:0(0:2)				
S.SS103	防災	1		自由	0:0:2(2:2)				
S.VH199	ボランティア	2		活動			2		
単位(小計)		21				0	14	0	6
履修比率						0.0%	66.7%	0.0%	28.6%
<b>選択科目</b>		<b>4</b>							
S.SS109	健康、生きる知恵	2		自由	1:2:0(0:2)				
S.ML103	モンゴル文学	2		自由	0:4:0(0:5)				
S.EL101	英語I	3		自由	0:2:0(4:5)				
S.FL101	ロシア語	2		自由	0:0:4(4:5)				
S.FL102	中国語	2		自由	0:0:4(4:5)				
S.FL103	韓国語	2		自由	0:0:4(4:5)				
S.FL104	日本語	2		自由	0:0:4(4:5)				
S.FL105	ドイツ語	2		自由	0:0:4(4:5)				
H.BT104	文章構成法 3х зохион найруулах үндэс	2		自由	1:2:0(0:2)				
S.EL106	文学と道徳	2		自由	1:2:0(0:2)				
S.EL103	英語III	2	S.EL102	自由	0:0:4(4:5)				
S.PL101	社会学	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.PL101	法律	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.PL102	政治学	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.EC101	経済学	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.GC108	グローバル化と文化	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.GS109	ジェンダーと持続可能な発展	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.SS106	心理学	2		自由	1:2:0(0:3)				
S.SS107	数理解科 1. Математикын ухаан	2		自由	1:2:0(0:3)				
<b>II. 専門教育基礎科目</b>		<b>21</b>							
<b>必須科目</b>		<b>14</b>							
S.TL201	教員入門	1		秋	0:2:0(0:2)	1		1	
E.GP202	心理学	2		春	1:2:0(0:3)	2		2	
E.EP207	教育心理学	3	E.GP202	秋	2:0:0(0:5)	3		3	
E.ES201	学習と教育の基礎理論 Суурцаагүй ба Башлаагүй үндэс	3		秋	1:4:0(0:5)			3	
E.ES211	学習理論と実践	3		春	2:2:0(0:5)			3	
E.ER201	研究方法	2		秋	1:0:2(0:3)			2	
単位(小計)		14							
H.TP232	実学実習	1	S.TL201	秋	0:0:2(2:2)	1		1	
H.TP255	研究実習 Судлах дадлага	2		春	0:0:4(4:5)	2		2	
単位(小計)		17				9	0	17	13
履修比率						52.9%	0.0%	100.0%	76.5%
<b>選択科目</b>		<b>4</b>							
E.EL203	オンライン学習方法	2	S.TL101	自由	0:0:4(0:5)				
E.CP320	習熟基礎	1		自由	0:2:0(0:2)				
E.ES204	カリキュラム研究	1		自由	0:2:0(0:2)				
E.ES205	教員の倫理	1	E.ES201	自由	0:2:0(0:2)				
E.ES207	学校研究	2		自由	1:2:0(0:3)				
T.PE204	特別支援教育の基礎	2		自由	1:2:0(0:3)				
E.EL202	オンライン学習教材作成法	2		自由	0:2:0(2:2)				
S.EM201	教育調査 Боловсролын хэмжилтэй	2		自由	1:2:0(0:3)				
E.EP201	人間発達心理学	2		自由	1:2:0(0:3)				
<b>III. 専門科目</b>		<b>78</b>							
<b>必須科目</b>		<b>70</b>							
H.FH401	フォニクス Агмы судлал	2		秋	1:2:0(0:3)			2	
H.SM402	発音	2		春	1:2:0(0:3)			2	
H.SW403	言語学 (Хэл зүйн үг судлал)	2		秋	1:2:0(0:3)			2	
H.LX404	語彙学	2		春	1:2:0(0:3)			2	
H.SM403	文章研究 I Өгүүлбэр судлал I	2		春	1:2:0(0:3)			2	
H.SM407	文章研究 II Өгүүлбэр судлал II	2	H.SM403	秋	1:2:0(0:3)			2	
H.TL407	文法研究 3х судлал	2		春	0:4:0(0:3)			2	
H.ST408	モンゴル語構文論 Монгол хэлний найруулга зүй	2		春	1:2:0(0:3)		2	2	
H.GU411	応用言語学 Хэрэглээний хэл зүй	2		春	1:2:0(0:3)		2	2	
H.MS410	モンゴル語文字	3		秋	0:6:0(0:5)		3	3	
H.FO411	口承文学	3		秋	2:3:0(0:5)			3	
H.OL412	モンゴル古典文学	2		春	1:2:0(0:3)			2	
H.OL413	モンゴル中世文学	2	H.OL412	秋	1:2:0(0:3)			2	
H.ML414	現代モンゴル文学	2		秋	1:2:0(0:3)		2	2	
H.ML415	モンゴル現代文学	2	H.ML414	春	1:2:0(0:3)		2	2	
H.WL416	近代漢学	2		春	1:2:0(0:3)			2	
H.WL417	現代漢学 2 Шинэ үеийн өрнө дахины уран зохиол	2	H.WL416	秋	1:2:0(0:3)		2	2	
H.EL418	近代漢学 3 Эртний дорно дахины уран зохиол	2		秋	1:2:0(0:3)		2	2	
H.EL419	近代漢学 4 Шинэ үеийн дорно дахины уран зохиол	2	H.EL418	春	1:2:0(0:3)		2	2	
H.OL420	子ども文学	2		春	0:4:0(0:3)			2	
H.ML301	モンゴル語と思考 Монгол хэл, сэтгэлгээ	2		春	0:4:0(0:3)			2	
H.LM302	綴り方 Зөв бичих зүй	2		秋	0:4:0(0:3)			2	
H.ML418	モンゴル語研究方法	1		秋	0:2:0:0			1	
H.ML419	文学研究方法	1		春	0:2:0:0			1	
H.LI303	言語学入門	2		春	1:2:0(0:3)		2	2	
H.IT304	文学基礎入門	2		秋	1:2:0(0:3)			2	
H.TL307	文学基礎実用	2		春	0:4:0(0:3)			2	
H.IE401	文学学習指導法	3		春	2:2:0(0:5)		3		
H.IE402	モンゴル語学習指導法	3		秋	2:2:0(0:5)		3		
H.TP401	教育実習事前指導 Туршин заах дадлага	5	H.TP255	春	0:0:10(8)	5		5	
H.TP402	教育実習 5 H.TP401	5		秋	0:0:10(8)	5		5	
単位(小計)		72				12	17	18	56
履修比率						16.7%	23.6%	25.0%	77.8%
<b>選択科目 (合計)</b>		<b>8</b>							
<b>モンゴル語</b>		<b>4</b>							
H.EW422	エッセイ、作文基礎	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.HW423	モンゴル語習字	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.PT425	言語学の基礎概念 Хэл шинжлэлийн нэр томъёоны он	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.SL424	モンゴル語文字のデジタル表記 Монгол бичгийн цахим	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.SM426	セマンティクス Утга судлал	2		自由	1:2:0(0:3)				
H.HL309	モンゴル言語学の歴史	2		自由	1:2:0(0:3)				
<b>文学</b>		<b>4</b>							
H.TE429	文学の一般理論と美学 Уран зохиолын ерөнхий онол	2		自由	1:2:0(0:3)				
H.TL428	近代モンゴル文学史料研究 МЭУЗ-ын сурвалж бичгийн	2		自由	1:2:0(0:3)				
H.AL313	小説研究 Уран сайхны зохиолын задал	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.VL316	書籍の美観と文学 Төвт зүйлийн өөрчлөлт ба уран з	2		自由	0:4:0(0:3)				
H.HL430	近代モンゴル文学の理論と歴史 ОММЗ-ын онол, турши	2		自由	1:2:0(0:3)				
H.RL314	芸術資料分析 Уран сайхны зх үнэмх аргагүй	2		自由	0:4:0(0:3)				
合計単位		124				18	31	32	75
履修比率		110				16.4%	29.2%	29.1%	60.2%

## 小括

本章では、1990年以降の体制移行の混乱の中で定められた1991年教育法の背景、諸特徴、教員及びその養成に関する規定について考察し、さらに、1991年および1995年教育法における教員養成に関する規定を比較した上で、現行の教員養成制度と教育課程を考察した。

1991年、制度上は、未だ社会主義時代のままであったモンゴル人民共和国において、自由な選択性をもつ1991年教育法が制定された。本法において、教員養成が大学で行われることが規定され、高等教育段階での教員養成が制度化された。その後、初の総選挙を経て、1992年に憲法が公布され、正式に脱社会主義すなわち民主主義国家となった。その後、1995年教育法が制定された。1995年教育法の重要な意義としては、モンゴル国においてはじめて教育法が体系化されたことである。すなわち、教育法に続いて、高等教育法、初等中等教育法が制定されたのである。

1995年教育法および1995年初等中等教育法において、高等教育段階での教員養成を規定したことによって、制度上、「21世紀のモンゴルの教員」における④アカデミック能力（専門分野の知識と技能）を大学レベルで保障するようになった。また、非教員養成系高等教育機関の卒業生は、指導法教育コースを受講してから教員として勤務すること、および教員の上位資格授与失格に関する規定が出されたことによって③専門能力（教育学に関する知識と教育活動を実践する能力及び研究能力）を確保しようとするものであったと言える。ただし、基本的に教員養成が高等教育段階で行われるようになった一方、体制移行後の経済社会の混乱の中、教員養成において高校の卒業者に指導法教育コースを履修させるルートが残されていた。すなわち、大学レベルの④アカデミック能力を前提とした教員養成を原則としながらも、教員不足への対応を優先させることで、④アカデミック能力あるいは、①資質、②基礎能力を十分持たない教員の養成が制度化されていたと言えよう。

現行の教員養成制度を考察するため、教員養成の定員の50%を占めるモンゴル国立教育大学の「モンゴル語—文学教育」の科目履修表を事例に、「21世紀のモンゴルの教員」の4つの領域に関して、必修および選択必修科目が該当する領域の単位数を合計し、領域ごとのバランスを把握した。その結果、高等教育レベルの④アカデミック能力を基盤として、②基礎能力と③専門能力が同程度に求められていた。一方、①資質（子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性）は、3領域と比較すると少なかった。しかし、これら4領域が全て同じ割合（単位数）である必要は必ずしもなく、教員養成段階で習得すべき資質能力、あるいは、就職後、研修等で習得すべき資質能力もあると考えられる。

### 第三章 教員研修制度の変遷と教員職能成長支援法による教員研修の充実

#### 第一節 モンゴル人民共和国における教員研修制度の概要

本節では、モンゴル人民共和国（1924年－1991年）における教員研修制度の史的展開を概観しておきたい。

モンゴルにおける近代学校の創設は、モンゴル国政府による1921年8月31日の決定「小学校が内務省に直接管轄されること及び学校管理部の設立」（Монгол Улсын Засгийн газар 1921 оны 8 дугаар сарын 31-ний өдөр “Бага сургуулийг дотоод яаманд захируулах ба сургуулийн хэлтэс байгуулах тухай”）<sup>70</sup>に基づく。一方、1920年代を通じて、全人口の識字率は3%弱であり<sup>71</sup>、1930年代に入っても識字率は、10%程度であったとされる<sup>72</sup>。このような当時のモンゴルにおける識字率の低さの背景には、表記文字の短期間で度重なる変更が大きく影響している。

その後、社会主義革命によって、1924年に憲法が制定され、モンゴルは、モンゴル人民共和国となった。1925年、モンゴル人民革命党第4大会議において、12世紀から利用されてきたモンゴル縦文字は、現在の話し言葉には適用できないため、世界中で普及しているラテン文字を利用した方がよいと提案された<sup>73</sup>。そして、モンゴル人民共和国政府の1927年9月9日31番会議決定（Ардын Засгийн газрын 1927 оны 9 дүгээр сарын 9-ний өдрийн 31 дүгээр хурлын тогтоол）<sup>74</sup>により、ラテン文字が試用されることとなった。しかし、ラテン文字の使用は困難であったため、それが普及する間もなく1941年5月7日の共同25/27号会議の決定「新文字決定 —ロシア文字を基にした新しいキリル・モンゴル文字の決定について—」（Шинэ үсэг батлах тухай тогтоол Ардын сайд нарын зөвлөл, МАХН-ын Төв хорооны тэргүүлэгчдийн 1941 оны 5 дугаар 7-ны өдрийн хамтарсан 25/27 дугаар хурлын “Орос үсэг дээр үндэслэсэн кирилл монголын шинэ үсгийг батлах тухай”）<sup>75</sup>によって、キリル文字の試用が決定された。同決定第6条に基づき、1946年1月1日からすべての公文書はキリル文字を使用して記述されることとなった。

上述のような状況の中、1940年のモンゴル人民革命党第10大議会では学齢期のすべて子どもに初等教育を受けさせる目標を掲げたことによってすべてのソムに小学校、すべての

<sup>70</sup> エム. デルゲルジャワ 『教員発展—法令集—第3版』ソヨンボ・プリンティング、2018年、216頁。

<sup>71</sup> イシ. シャグダル・ベバトサイハン 『モンゴル教育史I』スターライン、2009年、263頁。

<sup>72</sup> モンゴル国教育文化科学省 『教育分野の歴史的文集—モンゴル国に現代教育誕生90周年—』第1巻、ビットプレス、2012年、79頁。

<sup>73</sup> イシ. シャグダル・ベバトサイハン、前掲書、2009年、245頁。

<sup>74</sup> モンゴル国教育文化科学省、前掲書、第1巻、2012年、64頁。

<sup>75</sup> 同上書、88頁。

アイマグに7年制もしくは10年制の学校を創設した。これに関連して1940年、1955年にカリキュラムが改革され、学校数増加もあり教科専門の教員養成、再教育が求められてきた。

さらに、1950年代初期に教員不足によって、初等中等学校では質の悪い数多くの教員が勤務しているとされ、教員を審査し、初等中等学校教員という上位資格を授与する大臣委員会の1953年150号決定によって、当時勤務していた2000人の教員が審査され、1244人の教員が上位資格を授与され、652人の教員は専門性を向上するよう課題が与えられた<sup>76</sup>。1956年には、教養省副大臣（D.Sodov）およびアイマグの教養所長、校長ら25人のソ連への訪問調査を踏まえ、モンゴル人民共和国教養省（Гэгээрлийн яам）1956年10号決定によって、教員専門性向上研究所（Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институт）（以下、研究所）が創設された。研究所は、管理職と一般教員を対象にした研修を実施し、優れた経験をもつ教員を選定することで、その経験を普及させることを目的とした機関であり、社会主義体制が終焉するまで、業務の拡大に合わせて組織改編が行われた。

表1 モンゴル人民共和国における教員専門性向上研究所の組織変遷

1956年－1963年	教員専門性向上研究所（Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институт）
1963年－1969年	指導力研究所（Сурган хүмүүжүүлэх ухааны хүрээлэн）
1969年－1983年	教授法研究所の教員専門性部門（СХУХ-ийн Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх салбар）
1983年－1991年	教員専門性向上研究所（Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институт）

出典：教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所『教員専門性向上研究所60周年』2016年、3頁を基に筆者作成。

1961年に開催されたモンゴル人民革命党第14回会議において一般教育学校学習をより生活と密につながることによって学習活動の質を上げる方法で改善する目的を掲げ、1963年「学校と生活との結びつきを強化するための人民教育制度を発展させる法律」（Сургууль, амьдарлын холбоог бэхжүүлэх ардын боловсролын системийг хөгжүүлэх тухай хууль）制定によって法的環境が整った。1961年教員第3会議において、当時の学制を、一般教育（中等教育）の8年制、一般教育および技術専門教育を身付ける11年制に変更したことによって、農業、文化等の各分野で働く専門性を身に付けさせるために、土木、農業、電気、工業に関する授業を導入に実習時間を増やした。

そこで、1963年に、研究所はよりモンゴルの実情にあった教員研修を実施する機関として拡大され、指導力研究所（1963年－1969年）となった。

表2に示したように、当時の研究所は15日から6ヶ月のコース（1～4）によって教員を

<sup>76</sup> 教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所『教員専門性向上研究所60周年』2016年、6頁。（Боловсрол, Соёл, Шинжлэх Ухаан, Спортын яам, Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт 60 жил” 2016он, 6хуудас.）

養成する機関でもあり、学制改革に伴って必要となった教員の専門性向上のための研修（10日から14日間（5～20））を実施する機関でもあった。すなわち、当時の研究所は、不足していた教員の養成および学制改革によって新しく導入された教科を担当する教員の再教育のための研修を行う機関であった。

表2 1963年指導力研究所の実施する教育活動

	コース、ゼミナール名称	期間	開始日付
1	幼稚園教員養成コース	3ヵ月	4月15日
2	家庭教員養成コース	50日間	4月15日
3	校長養成コース	45日間	10月1日
4	数学・物理教員養成コース	6ヵ月	1月15日
学制改革（8年制、11年制）にともなう研修（5～20）			
5	数学・物理教員ゼミナール	14日間	6月21日
6	言語、文学教員ゼミナール	14日間	6月1日
7	自然・科学教員ゼミナール	14日間	6月1日
8	地理教員ゼミナール	14日間	6月1日
9	歴史教員ゼミナール	14日間	6月1日
10	ロシア語教員ゼミナール	14日間	6月1日
11	小学校教員ゼミナール	14日間	6月1日
12	社会研究教員ゼミナール	10日間	6月1日
13	音楽教員ゼミナール	10日間	6月1日
14	技術専門教頭教員ゼミナール	14日間	7月1日
15	校長、教頭ゼミナール	10日間	6月
16	家庭教員ゼミナール	2ヵ月	9月
17	車研究教員ゼミナール	45日間	9月
18	カザフ学校のモンゴル語担当教員ゼミナール	15日間	7月
19	非正規指導者ゼミナール	10日間	10月
20	技術専門学校教員ゼミナール	7日間	11月

出典：教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所『教員専門性向上研究所60周年』2016年、11頁。

その後、1969年モンゴル人民共和国大臣委員会5月31日176号決定「一般教育学校教員の専門向上に関する対策（Ерөнхий боловсролын сургуулийн багш нарийн мэргэжил дээшлүүлэх зарим арга хэмжээ）」によって、すべての教員は5年ごとに1か月間の専門性向

上研修を受講し、それに基づいた評価が行われることとなった<sup>77</sup>。指導力研究所の教員専門性向上部門は一般教育学校教員の指導法、政治知識、理論知識向上、カリキュラム、指導案、手引き、教材作成、優れている経験を導入される役割を果たしてきた。また、1974年からは、すべての教員は5年ごとに1か月間の専門性を向上させる中央研修を受講することになり、1974年－1994年の間、毎年3000人弱の教員が参加していた<sup>78</sup>。

1982年には、モンゴル人民共和国国民教育法が制された。本法は社会主義体制が終焉するまで有効であった。翌年の1983年4月1日に教員専門性向上研究所の再設置（組織拡大に伴う名称変更）に関する大臣委員会の84号決定が出された。本決定において、指導力研究所の教員専門性向上部門、国立教員大学の教員専門性向上学部を合併させ、一般教育学校教員、管理職、専門学校および技術専門学校の一般教養担当教員、園長、教員の専門理論及び政治的知識を向上させる「教員専門性向上研究所」を創設し、国民教育省に附属するとされた。

教員専門性向上研究所は1983年－1991年の間、以下のような事業を行っていた。

- ① 教員の専門性を向上させる卒業後の基本研修実施
- ② 学校現場において、学校、教員への助言
- ③ 指導法の指導助言
- ④ 学校、教員の優れている経験を研究し、公表する
- ⑤ 特別ニーズに合った研修を実施する
- ⑥ アイマグの研修・指導法研究室と協力する
- ⑦ 国内外の共同

教員専門性向上研究所の目的は、教員に必要なサービスを提供することであった。そのために、各研修実施後、アンケート調査し、分析の結果、次に実施する活動に配慮させていたため、研修受講者が良い印象をもっていることがうかがわれる<sup>79</sup>。

教員専門性向上研究所の重要な活動は、1969年からモンゴル人民共和国大臣委員会「教員専門性向上に関する諸政策」（БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1969 оны 5 сарын 30-ны өдрийн 176 дугаар тогтоол）を基に幼稚園、学校の教員の専門性を向上させるため、5年ごとの基本研修が導入された。

1987年から「教員の専門性ノート」が導入され、これは、教員の自主的な学習および研修、ゼミナール参加を通じた専門性向上に関する諸活動を記録するものであり、勤務年数による給与増額の根拠となる書類でもあった。本ノートは表紙以外7頁からなる。

---

<sup>77</sup> 同上書、30頁。

<sup>78</sup> 同上書、31頁。

<sup>79</sup> 同上書、58頁。

- ① 教員が行った発表、論文の記録：勤務に関する記述を新聞、印刷物に出版された資料を書いて良い。
- ② 基本研修受講記録：実施者が記入する。
- ③ 表彰：アイマグ、国家レベルの表彰。学校管理職が記入する。
- ④ 賞罰：学校管理職が記入する。
- ⑤ 勤務状況の評価：アイマグ、都会の選抜委員会が記入する。
- ⑥ 専門能力評価：教員専門性向上研究所が記入する。
- ⑦ 基本研修後の課題：課題に対する取り組み状況に関して教員専門性向上研究所の指導者（заах аргач）が5年後に記入する。

「教員の専門性ノート」の最後のページに国民教育所、所属機関管理職が勤務年数を記録し、勤務年数による給与の増額が行われた。このノートによって、基本研修の受講を通じて得られた新しい知識や情報を実践に十分活用できていないことを改善する一つ的手段として位置づけられていたものの、1991年の研究所「廃止」によってその効果がわからないままになったと指摘されている<sup>80</sup>。

## 第二節 モンゴル国における教員研修の展開

前述したように、社会主義国・モンゴル人民共和国では、1956年に「教員専門性向上研究所（Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институт）」が創設され、その目的は、管理職と一般の教員を対象にした研修を実施し、優れた経験をもつ教員を選定し、その経験を普及させることであった<sup>81</sup>。実際、本研究所は、教職経験が5年、10年、15年、20年、25年の教員を対象に、1983年から1991年の間に毎年700人から800人程度の研修を実施していた<sup>82</sup>。しかし、本研究所は、体制移行に伴い、モンゴル人民共和国政府1990年154号決定<sup>83</sup>によって（一旦）廃止された。

### (1) 国際機関の援助による教員研修の実施

<sup>80</sup> 同上書、61頁。

<sup>81</sup> 大臣委員会1956年1月20日10号決定添付資料「教員専門性向上研究所規則」（Сайд нарын Зөвлөлийн 1956 оны 1-р сарын 20-ны өдрийн 10 дугаар тогтоолын хавсралт “Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институтгийн дүрэм”）

<sup>82</sup> 教員専門性向上研究所『職能成長』第3号、2016年、11頁。1974—1994年の間毎年約3000人の教員が研修に参加していた。（Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт 『Багшийн хөгжил』 №3, 2016он, 11хуудас。）

<sup>83</sup> モンゴル人民共和国政府1990年11月16日154号決定「高等教育制度改善、人材育成に関する対策について」（БНМАУ-ын Засгийн газрын 1990 оны 11 сарын 16-ний өдрийн 154-р дүгээр тогтоол “Дээд боловсролын тогтолцоог шинэчлэх, боловсон хүчин бэлтгэх зарим арга хэмжээний тухай”）

1990年154号決定に基づき国民教育省（Ардын Боловсролын Яам）4月18日151号決定によって大学は、教育研究機関であるとの方針が出され、それに伴い研究所は国立教員大学（Улсын багшийн их сургууль）の附属機関となった。

また、社会主義制度から民主主義体制移行に伴い、民主主義体制に相応しい新しい教育内容改善、教育制度全体の改善を図る活動が実施された<sup>84</sup>。1992年国民小会議（Улсын бага хурал）は「モンゴル人民共和国教育発展指針（БНМАУ-ын боловсролыг хөгжүүлэх үзэл баримтлал）」及び、モンゴル人民共和国教育法を制定し、教育は国家政策の中心であり、社会の優先分野であるという方針を示した。

そして、1995年に教育関連法が制定された。しかし、1995年教育法第14条第2項では、アイマグ及び市の教育所（Боловсролын газар<sup>85</sup>）は当該地域の教員の専門性向上を支援する役割を果たすとされているものの、教員研修に関する詳細な規定はない。また、初等中等教育法第24条第3項では、教員には教育権（Багшлах эрх<sup>86</sup>）と上位資格を授与すると規定されている。これを受け、1996年に教員免許の授与および上位資格に関する新しい決定<sup>87</sup>が出された。本決定の目的は、5年以内に専門性を有した教員を確保し、1996年から1998年間に非教員養成系学校で養成された現職教員に教授法の研修を受講させることである。また、現職教員の教授法の研修は、国の中央教育行政機関に認可された教員養成系大学で実施されることとなった。

しかしながら、当時のモンゴル国が直面していた大きな教育行政課題は、全国で平等な教育機会を保障することであった。特に、地方と都会の教育格差の是正が重要であり、それには、国際機関の援助が重要な役割を果たした（表3）。

---

<sup>84</sup> 教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所、前掲書、110頁。

<sup>85</sup> 1995年教育法第16条によると、教育所は、当地域の幼稚園、学校教員、職員のニーズを合った継続的専門性を支援するサービスする。

<sup>86</sup> 1995年初等中等教育法第24条第1項幼稚園、学校の教員は教員養成系カレッジ大学によって養成されると規定されている。つまり、教員養成系高等教育機関の卒業者に教育権（Багшлах эрх）がある。もし、非教員養成系大学の卒業者の場合、教授法のコースを受講させた上で教員として採用する（24条第2項）。体制以降後、私立教育機関の創設が自由になったため、非教員養成系大学の卒業者が増加した。

<sup>87</sup> モンゴル国政府1996年2月23日38号決定「教育権の授与および資格、上位資格に関する規則」（Монгол Улсын Засгийн газрын 1996 оны 2 сарын 23-ны өдрийн 38 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах тухай журам”）



表3 モンゴル国の教育分野における諸外国の援助

実施期間	事業名称	合計金額
1995年－2000年	国連児童基金の就学前教育推進	148万ドル
1996年－1999年	世界銀行一般教育推進	130万ドル
1998年－2001年	モンゴル Open Society Foundations 教育分野	600万ドル
2000年－2002年	JICA ウランバートル市の学校改善	2400万ドル
2001年	ADB 中等教育推進	920万ドル

出典：教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所『教員専門性向上研究所 60周年』2016年、110-111頁を基に筆者作成

上述のように、体制移行後、国際機関の援助によって、教育水準の向上を目指した事業は絶えず実施されてきたものの、2001年6月に開催された国際援助機関の会議において、就学前児童の70.4%が教育を受けていないことが指摘された<sup>88</sup>。

こうした状況を踏まえ、1997年には、22の科目で1500人の教員を対象に研修が行われ、1998年には14の科目で607人が研修を受けた<sup>89</sup>。一方で、アジア開発銀行（ADB）の支援によって1万人以上の教員を対象とした研修が実施された<sup>90</sup>。

ただし、体制以降後、教員研修に関するはじめての法令が出されたのは1998年であった。1998年の「専門性向上対策費用負担について」（Мэргэжил дээшлүүлэх арга хэмжээг санхүүжүүлэх тухай）（以下、1998年規則<sup>91</sup>）によると、研修期間は49時間とされ、学校、幼稚園、専門学校の管理職、教員の研修に関する費用について規定され、その費用はバウチャー（Эрхийн бичиг、権利券）で賄われることになった（1998年規則1.1.）。そして、研修は国の中央教育行政機関の認定を受けた教員養成系の高等教育機関および研究機関が実施するとされ（1998年規則2.2.）、それらの機関は、研修プログラムを事前に公開し、その中から教員が選択し、その研修費はバウチャーで賄われた。このようにバウチャー制度によって様々な機関が教員研修を実施するようになった<sup>92</sup>。また、研修の種類は中央研修（Төвлөрсөн）、地方研修（Орон нутгийн）と独自研修（Бие даасан）からなるとされた（1998年規則1.2.）。その後に出されたモンゴル国政府2001年6月5日120号決定添付資料「初等中等教員養成、専門性向上国家プログラム」（Монгол Улсын Засгийн газрын 2001 оны 6 сарын

<sup>88</sup> 教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所、前掲書、111頁。

<sup>89</sup> 同上書、117頁。

<sup>90</sup> Asia Development Bank, *Rapid Sector Assessment August 2008 Mongolia: Education Sector*, p.40.

<sup>91</sup> 教養大臣・財務大臣合同1998年3月24日62/125号合同決定添付「Мэргэжил дээшлүүлэх арга хэмжээг санхүүжүүлэх журам」（Гэгээрлийн сайд, Сангийн сайдын хамтарсан 1998 оны 3 сарын 24-ний өдрийн 62/125 дугаар тушаалын хавсралт）

<sup>92</sup> 教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所、前掲書、118頁。

5-ны өдрийн 120 дугаар тогтоолын 1 дүгээр хавсралт “Бага, дунд боловсролын багш бэлтгэх, мэргэжил дээшлүүлэх үндэсний хөтөлбөр”)によると教員研修は全国レベル、地方レベル、職場という3つのレベルで多種多様な形態のカリキュラム(モデル)によって教員のニーズと関心を重視した継続的に専門性を向上させる制度を整備するとされている。

このように、次々と規則や国家プログラムが出されたものの、2000年代に入ってもすべての教員を対象として教員に求められる基本的な資質能力に関する研修(基本研修(Үндсэн сургалт))よりも、体制移行後のモンゴル国の教育制度の確立に関する研修が優先され、実施されてきた。例えば、2005年から学制が10年制(4・4・2)から11年制に、2008年に12年制に移行する準備として6歳児童生徒入学に関する教員研修が実施されていた。

## (2) 教員専門性向上研究所の創設(再設置)

前述のように、1992年の新憲法制定により、民主主義国家となったモンゴル国においては、1995年に教育関連法(教育法、初等中等教育法、高等教育法)が制定された。1995年教育法第14条第2項では、アイマグ及び市の教育所(Боловсролын газар)は当該地域の教員の専門性向上を支援する役割を果たすとされているものの、教員研修に関する詳細な規定はなかった。また、初等中等教育法第24条第3項では、教員には教育権(Багшлах эрх)と上位資格を授与すると規定された。これを受け、1996年に教員免許の授与および上位資格に関する規則<sup>93</sup>が制定された。本規則の目的は、5年以内に専門性を有した教員を確保するとともに、1996年から1998年の間に非教員養成系大学で養成された現職教員に教授法の研修を受講させることである。その後、本規則は、1996、2003、2008、2013、2016、2018の各年に改正され、教員給与増額による離職防止が意図されつつも、改定ごとに教員の資質能力が拡大され、現在では、(指導)経験を他の教員と共有できることなどが求められるようになってきている。

一方、1990年代には深刻な経済不況の中で、新しい国家体制に相応しい人材育成が求められていたため、すでに述べたように国際機関の援助による短期間の研修によって教員研修を担う指導者の育成が行われた。例えば、ソロス財団(Soros Fund、現在はOpen Society Foundations)が援助した200-300時間の教授法コースを履修すれば、教員研修の指導を担当する「指導教員」(Суррагч-Багш)になることができた。また、アジア開発銀行ADBの教育開発プログラム(Education Sector Development program)の支援によって教育文化科学省が実施した1日または2日間の研修を受けた教員が指導教員として、様々な教員研修に推薦されていた<sup>94</sup>。このように、諸外国および国際機関の援助による短期間の研修によって教

<sup>93</sup> モンゴル国政府1996年2月23日38号決定「教育権の授与および資格、上位資格に関する規則」(Монгол Улсын Засгийн газрын 1996 оны 2 сарын 23-ны өдрийн 38 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах тухай журам”)

<sup>94</sup> *Effectiveness of official development assistance on rural area development*, p.34. ([https://www.forum.mn/en/index.php?sel=resource&f=resone&obj\\_id=528&menu\\_id=3&resmenu\\_id=5](https://www.forum.mn/en/index.php?sel=resource&f=resone&obj_id=528&menu_id=3&resmenu_id=5)Effectivene

員研修を担う指導教員が育成されたものの、国際機関の援助の条件に合わせたため、指導教員の一貫性を欠いた養成が行われた。新しい体制に相応しい人材育成のためには、すべての教員を対象とした教員研修が不可欠であったものの、当時の経済、社会の混乱の中で、諸外国の援助を得るために教員研修が体系化されないまま、実施されていた。

2008年には、教育文化科学大臣 2008 年 72 号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、管理職の研修規則」（Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багш, удирдах ажилтны мэргэжил дээшлүүлэх журам）（以下、2008 年規則）が出され、本規則はモンゴル国における教員研修制度の基盤になったと指摘されている<sup>95</sup>。2008 年規則によって、教員研修は教員免許更新の条件とされた。さらに、研修参加が教員評価に結びつけられるとともに、単位制とされ、取得した上位資格に応じて給与が増額されることとなった<sup>96</sup>。

その後、2012 年教育法第 40 条第 8 項において、設置形態を問わず幼稚園、一般教育学校教員の専門性を 5 年ごとに向上させると規定されるとともに、同法第 28 条第 1 項の 24 に基づくモンゴル国政府 2012 年 180 号決定<sup>97</sup>によって「教員専門性向上研究所規則」（Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн дүрэм）が定められた。本規則は、教員専門性向上研究所（以下、研究所）を創設（再設置）し、全教員（1 年目、5 年目、10 年目の教員）を対象とした 5 年ごとの国家基本研修を実施すると規定するものであった。

本規則によれば、教員専門性向上研究所は、就学前および一般教育学校の教員、管理職およびその他の職員、専門学校的一般教養担当教員（以下、教員とする）の専門性を向上させるための教育研究機関である（1.1.）。

また、研究所は以下のような運営理念を掲げている（2.1.）。

- 2.1.1. 教員の職能成長（багшийн хөгжил）について国際基準、方針を採用する。
- 2.1.2. 各々の教員の専門（мэргэжил）、方法（аргазүйн）の技能を向上させる平等な機会を提供する。
- 2.1.3. 専門性を向上させる選択性、公開性、柔軟性のある、継続的なサービスを提供する。

このように、研究所は、教員の職能成長（багшийн хөгжил）について国際基準、方針を採用したうえで、教員の専門性向上のための平等な機会を提供することであるとされている。

---

<http://www.itpd.mn/article/199>（最終アクセス：2021 年 04 月 01 日）

<sup>95</sup> 教育研究所『モンゴル国教育情報基礎報告書』、2019 年、260 頁。（Монгол Улсын Боловсролын Суурь Мэдээллийн тайлан, Боловсролын хүрээлэн, 2019 он, 260 хуудас。）

<sup>96</sup> ボロлма・トルバト「モンゴルにおける教員評価—給与制度を中心に—」国際教育 21 巻、25 頁。

<sup>97</sup> モンゴル国政府 2012 年 05 月 23 日 180 号決定「教員専門性向上研究所創設について」添付資料「教員専門性向上研究所規則」（Монгол Улсын Засгийн газрын тогтоол “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт” байгуулах тухай 2012 оны 05 дугаар сарын 23-ны өдөр. Засгийн газрын 2012 оны 180 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн дүрэм”）

そして、その際には、選択性、公開性、柔軟性のある、継続的なサービスを提供すること等が理念として掲げられている。

こうした運営理念のもとで、次のような方針が採用されている（2.2.）。すなわち、教員の専門性向上のための現状把握に基づき、国際的な教員の職能成長に関するスタンダードに合わせて研修計画やカリキュラムを作成し、中央教育行政機関（教育省）の決定を踏まえて実行する（2.2.2.）。

また、地方教育行政機関に対する支援（2.2.4.）や ICT を基盤とした全国的なネットワークの構築と遠隔教育による専門性向上を図る（2.2.5.）とともに、インターネットを通じて教材を公開する（2.2.6.）。

そして、5年ごとに教員の専門性を向上させる研修を実施（2.2.7.）し、専門性向上のための国家基本研修（төвлөрсөн）および地域基本研修を実施する（2.2.8.）とされている。さらに、教員の専門性向上のための創造的な提案を支援し、優れた方法や経験について研究し普及を図る（2.2.13.）。研修のカリキュラムや結果の評価を行うとともに（2.2.12.）、政府および非政府機関（2.2.14.）、外国の機関と協力する（2.2.16.）。そして、すでに述べたように、教育権（багшлах эрх）および上位資格の授与を行う（2.2.17.）。

研究所の管理運営に関しては、管理委員会、実行委員会（3.1.）が設置され、管理委員会（3.4.）は、研究所の教授、方法、研究の基本方針を定め、運営の戦略計画を決定、実行し、結果を評価する共同管理機関である。また、管理委員会は、教育文化科学省長官が指導し、管理委員会の構成、運営する規則は、中央教育行政機関が決定することとなっている（3.4.2.）。

また、研究所の所長は、中央教育行政期間によって任命され、研究所の日常的な運営、活動を管理する（3.5.1.）。所長は、研究所の年間計画の決定、実施の監督、結果評価、部門間の調整、予算管理、副所長及びその他の職員の任命、解雇等の人事権を行使する（3.5.3）とされている。

また、研究所の運営資金（4.1.1.）は、国家予算、国際機関事業、プログラム資金、研究・調査資金等からなる。

### 第三節 教員職能成長支援法（2019年）による教員研修の充実

モンゴル国では、教員の給与、社会保障が不十分であるため、積極的で、能力のある、知識・教養のある人材が教育分野で働くことの関心が低い状況にある。そのため、社会的に教員の権威、地位があまり高くなく、児童生徒を対象にした教職志望に関する調査（教員職能成長支援法の必要性に関する調査報告書<sup>98</sup>）からもそうした社会意識がうかがえる。

首都ウランバートルの53番、44番学校の生徒を対象にし「将来希望する職業」に関する

---

<sup>98</sup> モンゴル国国家大会議 WEB サイト (<http://forum.parliament.mn/projects/179>) (2019/10/30)

調査が実施された。調査対象となった 1152 人の生徒のうち、わずか 2.9%（小学校児童の 2.6%、中等学校生徒の 3.3%）が教員を希望する職業に選んだ。これに対し、芸能人 27.0%、モデル・写真家 14.0%、エンジニアが 12.0%となっている。このような調査結果から、モンゴルにおける教員の社会的地位を向上させる必要性、専門性を向上させる機会を保障することが教育分野で優先すべき課題であるといえることができる。

上述の課題を踏まえると、当時の教員の職能成長に関して 2012 年教育法では「学校、幼稚園の教員の専門向上（教員研修）を公私問わず、5 年ごとに一回国家予算で実施する」との規定以外に、教員の職能成長に関する規定はない。

モンゴル 1995 年 36 号決定によって定められた「モンゴル国教育戦略」では、教育活動を平等におこなえる環境づくり、教員の社会的地位の向上、教員の職務の正しい評価が、モンゴル国国家大会議 2008 年 12 月に決定した「2000 年の開発目標に基づいた国家発展重点政策」では、教員の専門性と教授法の上達と待遇等の社会課題を解決するための投資を増額させること、さらには、2016 年 45 号決定「モンゴル国家政府 2016 年－2020 年活動計画」では、教員、医者、病院の職員の勤務状況を配慮し、能力、専門、業績、勤続年数等に応じた待遇制度をつくと指摘されており、このことが教員の職能成長に関する新法制定の根拠になった。

法整備の改革、社会変化にしたがって 2002 年の教育関連法が 2016 年に改訂されている。ただし、本法にもとづく教員の資質能力向上政策では教員が自分自身で職能開発を行う環境が十分整っていないことに加えて、教員の勤務評価制度が適切ではなかった。さらに、教員の給与は国家補助職員<sup>99</sup>と変わらない状態にあるため、教員は夏休みに韓国で就労している。

上記の法的根拠および実践的必要性をもとに教育関連法の基本方針の策定、教員の職能成長の形態、明確な概念定義、教員の参加、個人の発展と教育の発展、専門性向上制度の充実等を図るために、教員の職能成長を支援する法案の作成が必要であるとされたのである。

このような社会的背景、法的な課題を踏まえて制定されたのが、教員職能成長支援法（Монгол улсын хууль Багшийн Хөгжлийг дэмжих тухай）である。本法は、2018 年 6 月 27 日に制定され、2019 年 1 月 1 日から実行されたモンゴル国初の教員法である。本法は 7 章 18 項からなる。

## 第 1 章 一般原則

## 第 2 章 教員の職能成長を支援する制度

## 第 3 章 教員の職能成長支援

## 第 4 章 倫理、権威

---

<sup>99</sup> 運転手、大工、清掃員等を指している。

## 第5章 国家機関の権利と責任

## 第6章 法律実行の管理

## 第7章 その他

本法の目的は教員養成、教員の職能成長、教員参加の支援、倫理、権威、処遇の改善を確保することである（同法第1条）。また、同法第3条において、教員の職能成長（Багшийн хөгжил）とは、教員の知識・技能、教授法、指導力を向上させる継続的な過程であるとされた。さらに、同法第9条によって、教員は、5年ごとの基本研修を受講する機会が保障された。また、同法第7条において、教員職能成長支援室が各学校に設置され、研究所からの情報提供や研修に関する助言が行われることになった。

### 小括

本章では、モンゴルにおける教員研修制度の史的変遷を明らかにした。

社会主義革命によって、1924年に憲法が制定され、モンゴルは、モンゴル人民共和国となった。度々起きた表記文字の変遷を経て、1940年のモンゴル人民革命党第10大議会では学齢期のすべて子どもに初等教育を受けさせることを目標に掲げた。これに関連して1940年、1955年にカリキュラムが改革され、学校数の増加もあり、教科専門の教員養成、再教育が求められてきた。さらに、1950年代初期の教員不足によって、初等中等学校では質の低い数多くの教員が勤務しているとされた。そのため、教員を審査し、初等中等学校教員という上位資格を授与する大臣委員会の1953年150号決定によって、当時勤務していた2000人の教員が審査され、1244人の教員が上位資格を授与される一方、652人の教員は専門性を向上するよう課題が与えられた<sup>100</sup>。1956年のソ連への訪問調査を踏まえ、モンゴル人民共和国教養省1956年10号決定によって、教員専門性向上研究所が創設された。当時、短期間での学制改革がなされたため、すべての教員を対象とした研修ではなく、学制改革に対応するための、対象を限定した教員研修が実施されていた。一方、1974年から、モンゴルで初の全ての教員を対象とした中央教員研修（1年目、5年目、10年、15年目、20年目、25年目、各1カ月間）が実施された。これによって、全国的な教育水準の向上に一定の効果を期待できる制度が整備された。その後、1982年教育法が制定され、翌1983年の教員専門性向上研究所創設に関する大臣委員会の84号決定によって、前身の指導力研究所の教員専門性向上部門と国立教員大学の教員専門性向上部門を統合し、一般教育学校教員、管理職、教員等の専門理論、政治的知識を向上させる「教員専門性向上研究所」を創設し、国民教育省に所属することとなった。

---

<sup>100</sup> 教育文化科学スポーツ省・教員専門性向上研究所、前掲書、6頁。

しかし、体制移行後は、社会経済的要因によって教員研修の停滞状況が続いた。また、1990年政府154号決定教育大臣令によって教員専門性向上研究所は、独立機関ではなく、国立教育大学の附属教員研修所となり、全教員を対象とした5年ごとの中央教員研修も実施されなくなった。1990年代には、国際機関の援助による新しい体制に相応しい教員の再教育（研修）がすべての教員を対象としてではなく、対象を限定して実施され、2004年以降は学制改革に対応するための研修が実施された。そして、体制移行後20年を経て、2012年教育法第40条第8項の規定により、設置形態を問わず幼稚園、一般教育学校教員の専門性を向上させる教員専門性向上研究所が創設（再設置）され、全教員を対象とした5年ごとの国家基本研修が制度化（再開）された。

以上を踏まえると、モンゴルでは、社会主義時代、民主主義時代を通じて、すべての教員を対象とした教員研修よりも、学制改革や国際機関の援助等への対応を優先し、対象を限定した教員研修が優先されてきたと言えよう。すなわち、全国的な教育水準の向上に資する全教員を対象とした、計画的な研修制度の整備と充実は、とりわけ、体制移行後の大きな課題となってきたと言える。

## 第四章 教員専門性向上研究所における教員研修の実態と課題

本章では、第三章で言及した教員専門性向上研究所（以下、研究所）による、すべての教員を対象とする基本研修の実態と課題を明らかにするため、基本研修の教育課程や履修方法について明らかにする。さらに、研究所の元管理職に対するインタビュー調査を行うとともに、関係者から提供された研究所の運営及び基本研修に関する資料の分析を合わせて行う。

### 第一節 2012年の教員専門性向上研究所の再設置

体制移行後、モンゴル国における教員研修は、国際機関および諸外国の支援によって行われていた。しかし、2008年に、教育文化科学大臣 2008年72号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、管理職の研修規則」（Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багш, удирдах ажилтны мэргэжил дээшлүүлэх журам）（以下、2008年規則）が出された。本規則は、モンゴル国における教員研修制度の基盤になったと指摘されている<sup>101</sup>。

表1に示すように、2008年規則3.1.によって、すべての教員は、研究所が実施する、専門性の継続的な改善を支援するために設けられた1年目（10日間）、5年目（14日間）、10年目（21日間）の基本研修（Үндсэн сургалт）（表1）を受けることが義務化された。また、新任教員は、1年目の基本研修に参加することによって教員免許を取得することができた。基本研修以外には、研究所によって認可された民間企業が実施する種類別研修（Төрөлжсөн сургалт）があり、種類別研修には単位の有無によって2種類規定された。また、教員及び管理職が職場で行う独自研修（Бие даасан сургалт）も規定された（2008年規則2.1.）。

---

<sup>101</sup> 教育研究所『モンゴル国教育情報基礎報告書』、2019年、260頁。（Монгол Улсын Боловсролын Суурь Мэдээллийн тайлан, Боловсролын хүрээлэн, 2019он, 260хуудас.）



表1 2008年規則に基づく基本研修の概要

基本研修	1年目	5年目	10年目
目的	理論と実践、学校環境に慣れ、適応する。教員の道徳、能力を身に付ける	教育スタンダードの実施方法の習得、自己開発し、経験の共有をする	経験や新しい教授法の共有。最新の研究方法、助言能力の向上
研修期間	10日間	14日間	21日間
カリキュラム編成	教育所	研究所、教員養成系大学、研修実施の認定を受けた機関	
基準の設定			
基本研修の実施機関	教育所、研究所、大学等		
教員免許更新の条件	○	○	○

出典：2008年規則を基に筆者作成

その後、教育文化科学省は2008年規則を基に、基本研修実施の準備として、2010年から2012年にかけて教員研修のニーズ調査を実施した。当時の国の財政状況や研修体制、教員の勤務年数等を考慮し1年目、5年目、10年目研修を継続することが妥当とされた<sup>102</sup>。しかし、実際には、例えば、2010年に実施された基本研修は、5年目の教員に対するもののみであった<sup>103</sup>。

一方、先述したように、もともと10年制であった学制を11年制、12年制に延長したことに伴う研修が実施された。例えば、2009年及び2010年には2年生、3年生、8年生を担当する教員の研修が実施された。さらに、2010年、2011年には4年生と9年生を担当する教員全員に対して、27科目の研修が実施された<sup>104</sup>。また、教員研修で指導を行う指導教員（Сургагч-Багш）に対しては、14科目、合計358人を対象に研修が実施された。

以上のように、2008年規則が出されたものの、基本研修が全面的に計画通り実施されていなかったのである。一方、2008年規則によって、教員研修は教員免許更新の条件となっており、さらに、研修参加は教員評価に結びついた。研修を単位制にし、単位を取得することによって上位資格を取得できるようにし、給与に反映させることにした<sup>105</sup>。以上のような教員研修は、世界銀行の援助によって実施されたものであった。例えば、ADBの2008年の

<sup>102</sup> 2009年度に、教員の3分の1は、5年目、6年目であり、これ踏まえ対象者（教職経験年数）が決定された（教育研究所、前掲書、260頁。）。

<sup>103</sup> 2010年の教職経験5年目の教員に対する基本研修は、8つの教科で合計847人が受講した（同上書、260頁。）。

<sup>104</sup> 同上書、259頁。

<sup>105</sup> ボロルマ・トルバト「モンゴルにおける教員評価—給与制度を中心に—」『国際教育』第21号、2015年、25頁。

報告書<sup>106</sup>によると12年制移行を支援するため教員専門性向上研究所のカリキュラム改善、指導教員の養成等が挙げられており、このことから国際機関の影響が大きかったと推察される。このような国際機関や外国からの援助によって部分的に実施されてきた教員研修は、2012年教育法第40条第8項に基づき、設置形態を問わず幼稚園、一般教育学校教員の専門性を5年ごとに向上させると規定された。そして、2012年教育法第28条第1項の24において教職員の専門性を向上させる規則を制定するとの規定に基づき、モンゴル国政府2012年180号決定<sup>107</sup>によって「教員専門性向上研究所規則（以下、研究所規則）」（Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн дүрэм）が定められた。この規則に基づき、すべての教員を対象に、国家予算で教員研修を実施するために、教員専門性向上研究所（Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт）が創設（再設置）された。本研究所は、就学前および一般教育学校の教員、管理職とその他の職員、専門学校の一般教養担当教員（以下、教員とする）の専門性を向上させるための指導（研修）及び研究を行う機関である（研究所規則一般原則1.1.）。

研究所が創設（再設置）された翌年の2013年に教育文化科学大臣決定「就学前、初等中等教育機関の教職員の専門性向上規則」（Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багш, удирдах ажилтны мэргэжил дээшлүүлэх журам）（以下、2013年規則）が出され、2008年規則は無効となった。

2013年規則は、すべての教員を対象に、教室と遠隔、オンラインをミックスした形態で国家、地域、職場で研修を実施することを規定したものである（2013年規則1.5.）。また、初任者（教職1年目）は、基本研修を受講したことによって教員免許を取得できるとされた（2013年規則2.4.）。すべての教員を対象とする基本研修は、国家基本研修と地域基本研修からなっており、1年目、5年目、10年目の教員を対象とした研修は「国家基本研修」（Үндэсний хэмжээний үндсэн сургалт）である（2013年規則2.6.）。また、教職経験が2年目、3年目、4年目の教員を対象とした研修は「地域基本研修」（Орон нутгийн үндсэн сургалт）とされた（2013年規則2.5.）。地域基本研修の目的は、教職経験やニーズをもとに教育機関（学校）と学習理論を発展させることである（2013年規則2.8.）。また、国家基本研修の受講が、教員免許更新の基礎条件とされた。

国家基本研修の期間は、10日間で、地域基本研修は3日間である。それ以外の研修である「種別別研修」（Төрөлжсөн сургалт）の目的は、教育政策の周知、実施方法や資質能力を

---

<sup>106</sup> Grant Agreement (Education Sector Reform Project) between Mongolia and Asian Development Bank, Dated 11 December 2008. (<https://www.adb.org/sites/default/files/project-document/67522/39254-mon-grj.pdf> 最終アクセス：2021年9月7日)。

<sup>107</sup> モンゴル国政府2012年05月23日180号決定「教員専門性向上研究所創設について」添付資料「教員専門性向上研究所規則」（Монгол Улсын Засгийн газрын тогтоол “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт” байгуулах тухай 2012 оны 05 дугаар сарын 23-ны өдөр. Засгийн газрын 2012 оны 180 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн дүрэм”）

支援することとされた。

表2 2013年規則に基づく国家基本研修の概要

国家基本研修	1年目	5年目	10年目
目的	自己開発、教職の理解	(記載なし)	能力、経験の共有、(他の教員への)助言方法の習得
研修期間	10日間		
教員免許更新の条件	○	○	○
カリキュラム編成基準の設定	中央教育行政機関(教育科学省)		
実施形態	オンライン・対面		

出典：2013年規則を基に筆者作成

その後、2013年規則は教育文化科学省2017年2/789号決定によって無効となった。ただし、その後、2019年現在、2013年の規則によって実施されている<sup>108</sup>。研究所の2018年前半の報告書によると、まず、基本研修の実施時期は表3に示したように、教職経験年数ごとに定められている。

表3 2018年の国家基本研修実施期間

期間(月)／教職経験	1年目	5年目	10年目	15年目
1月・2月			○	
3月・4月		○		
5月・6月	○			
9月・10月				○

出典：教員専門性向上研究『2018年上半期活動報告書』10頁を基に筆者作成

また、2018年の実施形態及び時間数は、表4に示したように、オンライン研修は、5日間(50時間)の対面研修の前後に、15日間ずつ合計30時間行われる。

表4 2018年の国家基本研修の実施方法及び日数・時間数

研修(実施順)	オンライン	対面	オンライン
日数	15日間	5日間	15日間
時間数	15時間	50時間	15時間

<sup>108</sup> 教育研究所『モンゴル国教育情報基礎報告書』、2019年、261頁。(Монгол Улсын Боловсролын Суурь Мэдээллийн тайлан, Боловсролын хүрээлэн, 2019он, 261хуудас.)

出典：教員専門性向上研究『2018年上半期活動報告書』11頁を基に筆者作成

しかし、直後の2018年に教員職能成長支援法（Монгол улсын хууль Багшийн хөгжлийг дэмжих тухай）が制定され、2019年から施行された。教員職能成長支援法施行後の国家基本研修は表5の通りである。

表5 2019年以降の国家基本研修の概要

国家基本研修	1年目	5年目	10年目
目的	職場で求められる能力を身に付けさせる。業務書類の書き方の指導。	各々の児童生徒の発達を目指した指導法を学ばせる。	経験の共有、優れた指導法の普及。助言能力の習得。
実施機関	教員専門性向上研究所		
実施方法	オンライン・対面		
カリキュラム	教育文化科学スポーツ省、研究所		
期間	オンライン学習—35日間（50時間）		
	対面学習—5日間（40時間）		
	合計40日間、90時間		

出典：『モンゴル国教育情報基礎報告書』教育研究所、2019年、262-263頁を基に筆者作成

2019年の国家基本研修はオンラインで35日間（50時間）受講した上で、教室で5日間（40時間）、合計40日間（90時間）実施されるようになっている。国家基本研修は教育改善策の実施、理論と実践、教授法、心理学、IT学習等の5つの内容からなっている<sup>109</sup>。

教員職能成長支援法第3条には、職能成長（багшийн хөгжил）とは教員の知識、指導法、能力、教育を向上させることであると規定されている。また、教員が職場で絶えず職能成長を果たすために必要な教材、施設設備のある環境であると規定された職能成長室（багшийн хөгжлийн төв）がすべての段階の教育機関に設置されることとなった（同法第7条）。そして研究所は、職能成長室の活動に対して、指導法に関する専門的助言をすとされている。職能成長室の活動に幼稚園、一般教育学校、専門教育機関の予算の最大2%を使用できることが規定されている（同法第7条第3項）。また、同法第16条において、教員専門性向上機関（研究所）の責務が、教員の再教育、研修プログラムのカリキュラムを毎年編成し、中央教育行政機関に提出し、認定を受けること、そして、教員の職能成長について定期的な調査をすることが研究所の役割とされた。

<sup>109</sup> 教育研究所、前掲書、262頁。

このように、法令及び関連規則によって実施されてきた教員研修は、教員職能成長支援法によって、職場での研修予算が確保され、学校現場での研修が重視されるようになった。

さらに、教員職能成長支援法に関連して出されたモンゴル国政府 2019 年 4 月 12 日 145 号決定「職能成長を支援する対策に関して」（Монгол Улсын Засгийн Тогтоол 2019 оны 4 дүгээр сарын 12-ны өдөр “Багшийн хөгжлийг дэмжих талаар авах зарим арга хэмжээний тухай”）によって、研究所の一部門として大学および専門教育機関の教職員の職能成長を支援することを目的とした「高等教育機関職能成長支援部」が創設された<sup>110</sup>。これによって、現在はずべての学校段階における教員研修を実施する機関となっている。

以上のように、体制以降後、モンゴル国における教員研修は、諸外国の援助による教員研修が部分的に実施されてきた。2008 年からは、全国レベルでの国家基本研修が実施される基礎ができたことによって国家基本研修を実施する基本的な制度が整えられた。ただし、定期的に全国で国家基本研修が実施されるようになったのは、2013 年以降である。言い換えれば、モンゴルにおける教員研修制度は、体制移行後、度々変更され、計画的かつ体系的な研修制度が確立されたとは言えない状況にあった。

## 第二節 国家基本研修の教育課程

本節では、2013 年以降実施されている国家基本研修の教育課程について、2021 年度の履修表（必修科目）を対象として「21 世紀のモンゴルの教員」の 4 領域を観点として分析を行う<sup>111</sup>。

2021 年度の国家基本研修プログラムは、合計 60 時間である。そのうち 36 時間は、3 つの領域（教育政策 10 科目、自己啓発 15 科目、情報技術 10 科目）からそれぞれ 1 科目選択（12 時間ずつ、計 36 時間）からなる選択必修科目である（表 6）。残りの 24 時間は担当教科に応じた教科専門科目である。

<sup>110</sup> 教員専門性向上研究所「高等教育職能成長支援部」（<http://www.itpd.mn/article/199>）（最終アクセス：2021 年 03 月 22 日）

<sup>111</sup> 2013 年から実施されている基本研修には毎年、全教員の平均 13.7%が受講している。国家基本研修は 2017 年には 15 科目の担当教員に加え、校長、教頭、ソーシャルワーカー、図書室員、医者（一般教育学校に勤務する医者）、寮担当教員、特別教育担当専門家（согог зүйч）が受講する。

2013 年－2017 年に国家基本研修の受講者数

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
1 年目	×	1755 人	1559 人	1636 人	1809 人
5 年目	1073 人	2409 人	1444 人	1538 人	1622 人
10 年目	991 人	1728 人	1158 人	1125 人	1489 人
合計	2064 人	5892 人	4161 人	4299 人	4920 人

出典：教育研究所『モンゴル国教育情報基礎報告書』、2019 年、262 頁をもとに筆者作成

表6 2021年度国家基本研修の選択必修科目

部門番号	科目、内容	時間	方法	評価	到達目標
<b>(1) 教育政策</b>					
1.1	国家公務員法	12	資料、PDF、Link...、PPT、オーディオ、ビデオ	テストによる自己評価	国家公務員法について知識、認識を身に付ける
1.2	国家行政及びサービス公務員倫理規則	12			国家行政及びサービス公務員倫理規則の実施に関する知識、理解、方法を身に付ける
1.3	教育文化科学スポーツ省 2018 年 A/812 号決定「上位資格授与・失格規則」	12			上位資格授与・失格に関する規則の規定を理解する、書類作成について理解を得る
1.4	教育文化科学大臣 230 号決定「一般教育学校委員会モデル規則」	12			組織マネジメントを基に委員会の公開性、透明性を確保し、地方行政、保護者、学習者の参加を促進し、共同して効果的に協働することを理解する
1.5	教育文化科学スポーツ省 2019 年 12 月 17 日 A/803 号決定「幼稚園、一般教育学校運営評価規則」	12			組織マネジメント、教育、学習過程の結果を改善するために、組織経営の評価方法の動向、自己評価および第三者評価導入の必要性及び目的、それらの区別、効果について所属機関の運営に応用できる能力を身に付ける
1.6	教育文化科学スポーツ省 2020 年 A/629 号決定「幼稚園児の保護政策実施に関する助言」	12			就学前教育機関の環境で子ども権利侵害、暴力、不適切なコミュニケーションのリスクを防止し、教職員を支援するために、協働改善、子どもに快適な社会環境及び心理的環境づくりの方法を学ぶ
1.7	児童保護関連法	12			一般教育学校、幼稚園の職員が、子どもの権利、保護に関する法的資料から子どもの保護範囲を理解し、子どもに対する暴力の基本形態の認識、子どもの犯罪、犯罪を防止の方法を理解する
1.8	教育均等関連法	12			均等学習に関する政策及び法令の関係性、実施方法を理解し、発達に特徴のある子どもを個別学習計画によって発達させる方法を身に付ける
1.9	教育文化科学スポーツ省 2019 年 11 月 28 日 A/756「生涯学習プログラム」	12			生涯学習教育センター運営、学習環境、教職員の専門性向上、社会要求、個人のニーズに相応しい公開のあり方、アクセス可能な形態で継続的に習得させる環境づくり、各学習機関の役割、参加について知識を得る
1.10	図書館関連法	12			一般教育学校教職員は図書館の標準的な環境、サービス、教科書使用する規則について知識を得る
合計 10 科目					
<b>(2) 自己啓発</b>					
2.1	保育指導方法	12	PPT 情報、ビデオの内容を学習し、議論	アンケート調査、テスト	幼児の指導法および幼児との関わり方を学ぶ
2.2	教授法および指導法	12	PPT 及びビデオ授業（指導法）		アクティブラーニングを支援する
2.3	効果的コミュニケーションスキル	12		ケーススタディ	コミュニケーション形態を認識し、コミュニケーションにおける問題解決方法を学ぶ
2.4	持続可能な開発のための教育および資源の節約	12	文献、ビデオ	テスト、アンケート	電気、水を節約する簡単な方法を学ぶことによって教育に使用できる環境づくりを学ぶ
2.5	乳幼児の発達特徴	12	PPT 及びビデオ	テスト、アンケート	学習者の発達特徴を理解することで、各々の子どもの特徴にあった教材作成の方法を習得する
2.6	能力「考える力」	12	Esurgalt@itpd.mn Web の選択必修オンライン学習、資料、PDF、Link...、PPT、オーディオ、ビデオ	テストによる自己評価	情報を把握し、分析して考える基礎知識を得る
2.7	生きる能力「自信」	12	同上	同上	他人に与えた印象、名誉と自己肯定感との関連、権力性、ロールモデル、ユニークな特徴が影響することについて理解する
2.8	生きる能力「計画する」	12	同上	同上	人生の目的および夢を実現するため、正しく計画する能力を身に付ける

2.9	生きる能力「決断する」	12	同上	同上	意識した行動による効果を計算し、分析結果を基に目的を達成するための決断を、意識的に選択できる能力を学ぶ
2.10	生きる能力「コミュニケーションする」	12	同上	同上	良い人間関係の構築方法および悪い人間関係の拒絶方法を身につける
2.11	学習者のEQ能力の支援	12	情報、PPT、自己評価アンケート	テスト試験	子どもが、正しいコミュニケーション（他者尊重、期待を裏切らない、責任感のある）、自己コントロールを習得できるよう支援する
1.12	公開教材	12	情報、自己評価アンケート	試験結果	公開教育についての基礎理解、公開されている学習教材を使用できる能力の獲得を支援する
2.13	財産管理	12	情報、ケース、自己評価シート、試験	財産管理の方法紹介	教職員は私有財産の管理方法を学び、正しい判断力、知識、能力を身に付ける
2.14	21世紀の教員の資質能力	12	情報、レポート、討論	レポート、試験結果	21世紀の教員に必要な資質能力について学び、自己評価し、求められている能力を把握し、互いに学ぼう
2.15	教育コミュニケーション-教員の影響	12	オンライン講義、読む教材、試験、討論課題	討論、エッセイ	教員間の教育的関係の一般的文化、伝統、現代傾向について理解し、自分自身の価値観、態度、影響力と比較して考え、討論する方法を学ぶ
合計 15 科目					
<b>(3) 情報技術</b>					
3.1	授業評価に関するインタラクティブおよびオンラインによる問題解決	12	PPT、ビデオ	作品評価、テスト試験	授業評価をインタラクティブおよびオンラインで解決する過程を理解し、最終評価実行シートを使用して、評価 A425 を算出する
3.2	オンライン授業の実施方法 (Zoom、meet、)	12	Tutorial 通りに使用する	作品評価、テスト試験	オンラインで授業ができる能力を身につける
3.3	HTML5 初級	12	Tutorial 通りに使用する	テスト試験	WEB作成の初級レベルの知識を習得し、簡単なWEBサイトを作成する
3.4	遠隔学習理論：学習者を積極的にするデザインとその作成方法	12	PPT、ビデオ	テスト	遠隔学習実施する際に、学習者の関心を集め、満足感を与える計画を立てるために必要な方法、知識を向上させる
3.5	幼稚園、教師教育機関の学習教材の作成方法およびオンラインでの画像化	12	PPT、ビデオ	作品評価、テスト試験	写真を撮影し、オンラインで教材として活用するための方法を身につける
3.6	Google Form を利用した調査、試験実施	12	PPT、ビデオ	テスト試験	調査及びテストの実施方法を学ぶ
3.7	Google Sheet 利用した情報編集	12	PPT、ビデオ	テスト試験	Cloud 環境で情報編集できる能力を身に付ける
3.8	Google Classroom	12	PPT、ビデオ	テスト試験	Google Classroom を利用し、遠隔学習を実施する方法を身に付ける
3.9	Google Meet、Jamboard、Docs などを用いた共同作業	12	PPT、ビデオ	テスト試験	Google Meet を効果的に使用できる方法を身に付ける
3.10	AR 技術	12	AR 技術紹介、広告ビデオ、演習	作品評価、テスト試験	携帯アプリを学習に効果的に用いる方法を身に付ける
合計 10 科目					

出典：教員専門性研究所「2021 年度国家基本研修プログラム」(Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт “Мэргэжил дээшлүүлэх сургалтын хөтөлбөр”, Зорилтог бүлэг:2021 онд бүх шатны сургалтын байгууллагад ажиллаж буй багш, удирдах болон бусад ажилтан) をもとに筆者作成

2021 年現在の国家基本研修の選択必修科目について、「21 世紀のモンゴルの教員」で示された資質能力の 4 つの領域を観点として分析したところ (表 7)、現在の国家基本研修は、①資質が 12 時間、20.0%、②基礎能力が 48 時間、80.0%、③専門能力が 60 時間、100.0%、④アカデミック能力 0 時間、0.0%となり、②基礎能力及び③専門能力を中心に研修が構成されていることがわかる。

表7 2021年度国家基本研修の必修および選択必修科目の4領域の時間数配分

領域	時間数	①資質	②基礎能力	③専門能力	④アカデミック能力
教育政策	12			12	
自己啓発	12	12	12	12	
情報技術	12		12	12	
教科専門	24		24	24	
合計	60	12	48	60	
領域比率		20.0%	80.0%	100.0%	0.0%

出典：教員専門性研究所「2021年度国家基本研修プログラム」（Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт “Мэргэжил дээшлүүлэх сургалтын хөтөлбөр”, Зорилтог бүлэг:2021 онд бүх шатны сургалтын байгууллагад ажиллаж буй багш, удирдах болон бусад ажилтан）をもとに筆者作成もとに筆者作成

①資質：子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性

②基礎能力：他者への理解と社会生活に積極的に参加する能力、伝統・文化を継承し、母語（モンゴル語）の高い能力を基盤とした自律的な創造力と問題解決能力

③専門能力：教授法に関する知識と教育活動を実践する能力及び研究能力

④アカデミック能力：専門分野の知識と技能

以上のように、現在の国家基本研修は、②基礎能力及び③専門能力の向上を図ることが重視されつつも、科目選択の自由が与えられ、各教員のニーズに応じた研修（科目）が受けられるものとなっている。しかしながら、一方で、必ずしも教員の専門性向上にはつながらないと考えられる。なぜなら、基本研修は、勤務年数（1年目、5年目、10年目）を基準として実施されるものでありつつも、選択必修科目の科目選択によっては、教員のキャリア・ステージに相応しくない科目（内容）を選択することができ、制度上の課題として指摘できる。

### 第三節 教員専門性向上研究所による国家基本研修の運用実態と課題

先述したように、教員専門性向上研究所（研究所）の報告書や関連資料から確認できることは、国家基本研修の目的、実施機関、大まかな研修方針等である。そのため、国家基本研修を担当する（講師）の選抜方法をはじめ、研修の成果や体制移行後から続いていた外国からの支援の影響等について十分に明らかにされていないままとされている。

そこで、研究所の創設によって国家基本研修が開始された2012年以降の国家基本研修を中心とした研修の実態を明らかにするため、国家基本研修を担当する国家基本研修担当講師（以下、講師）（Сургагч-Багш）の選抜基準、研修の成果や外国からの支援が現在の研修に与えた影響等について質問した。

インタビューは、2021年4月11日にFacebook Messengerを通しておこなったものである（約1時間）。インタビュー協力者のA氏は、1983年に大学卒業後、5年間の教員として勤務を経て、1988年から教員専門性向上研究所、教育省、教育研究所（Боловсролын хүрээлэн）で働き、2020年6月に定年退職した。教員専門性向上研究所で補助職員から管理職を経験した専門家である。さらに、研究所の創設60周年史（社会主義時代を含む）の編者である。A氏から60周年史（pdf版）の提供を受けた。また、研究所の職員から、2017年の活動報



告書、2018年國家基本研修報告書、2021年研修プログラム等の提供を受けた。

(1) 國家基本研修担当講師の選抜について

周知のように、体制移行後、モンゴル国では新しい國家体制に相応しい人材育成が求められる中、諸外國の援助によって教員研修を担う指導教員の養成が重視されてきた。このような状況の中、指導教員研修に関して、2000年規則「研修受講者への証明書授与に関する規則<sup>112)</sup>」(Мэргэжил дээшлүүлсэн багшид гэрчилгээ олгох журам) (以下、指導教員証明書授与規則) が出された。

指導教員証明書授与規則には、研修を受講した教員に指導教員証明書が授与されると規定している。

本規則は、はじめて「指導教員」について詳細に規定したものである。ここでは、指導教員になるためには、48時間以上の科目に特化した研修、種類別研修等のいくつかの形態の研修を数回に渡り合計144時間以上の研修を受講しなければならない(指導教員証明書授与規則3.2.)とされている。証明書の有効期間は5年間である(指導教員証明書授与規則3.10.)。ただし、本決定は「教育文化科学大臣2008年11月13日の72号決定」(БСШУС-ын 2008.11.13-ны өдрийн 72-р тушаалаар хүчингүй.)<sup>113)</sup>により、無効となった。

その後、2008年規則(「就学前及び初等中等教育機関の教員、管理職の研修に関する規則」)には、指導教員に関して、教育に係る国の事業やプログラムに関して実施される継続的な研修を受講するものと規定されている。ただし、研修時間について明確な規定はない。さらに、カリキュラム編成と教材作成を担当した教員は、その専門分野に関する学校、地域、國家レベルでの研修を担当できる「指導教員証明書」が授与されることとなっている。指導教員証明書の有効期限は5年間である。ただし、本決定は、「教育文化科学省大臣2013年A/287号決定」(БШУС-ын 2013 оны А/287 дугаар тушаал)<sup>114)</sup>によって無効となった。

一方、前述した國家基本研修について規定した2013年規則には、指導教員に関する規定はない。

そこで、A氏に2012年の研究所創設以降の指導教員の選抜方法について尋ねた。

A氏によれば、2013年以降は、研究所が指名したウランバートル市内の優秀な教員に対して、面接及び模擬授業を実施し、職務に対する意欲等を基準に國家基本研修担当講師(講師)を任命した。現在まで、中央教育行政機関である教育省が講師を任命することはないとした。

---

<sup>112)</sup> 教育文化科学大臣2000年12月11日118号決定「研修受講者に証明書を授与する決定」(Боловсрол соёл шинжлэх ухааны сайдын 2000 оны 12 сарын 11-ний өдрийн 118 дугаар тушаал “Мэргэжил дээшлүүлсэн багшид гэрчилгээ олгох журам”)

<sup>113)</sup> 教育文化科学大臣2008年11月13日の72号決定(БСШУС-ын 2008.11.13-ны өдрийн 72-р тушаалаар хүчингүй.)によって無効となった。

<sup>114)</sup> 教育文化科学大臣2013年A/287号決定(БШУС-ын 2013 оны А/287 дугаар тушаал)によって無効となった。

この点に関して、筆者が確認したところ、2013年の公募に関する情報がインターネット上に公開されているものの、選抜方法は示されていない。また、2012年に研究所が創設され、2013年にはじめて国家レベルの研修として国家基本研修が実施されたため、十分な人数の講師を確保するため、ウランバートル市内の優秀教員を指名したことが推測される。さらに、A氏によれば、講師に任命される教員は、優れた業績（例えば、教員自身と指導した生徒が数学や化学等のオリンピック代表であったり、指導した生徒が数学等の全国大会や国際大会で良い成績を修めたりしたこと等<sup>115</sup>）や多くの研修受講歴を持っているものの、講師とその他の教員が指導する生徒の教科の成績には差がなかったと述べていた。ただし、2013年11月に職員（講師）募集資格として5年以上の職務経験、国家及び地方レベルでの研修実施経験、カリキュラム作成・評価能力が求められている<sup>116</sup>。すなわち経験を重視していることがみられる。

A氏によれば、研究所による講師の指名がいつまで続いていたかは定かではないものの、2019年には、講師が公募され、書類選考、模擬授業、面接、継続的に勤務する意志確認を行い、採用されたという。先述のように指導教員に関する国の規則は無効となっているものの、研究所の内規には修士号取得者等の基準が定められているという。一方で、2018年の職員（講師）応募基準によれば、選抜は6段階（書類選考、ITスキルの試験、書類作成能力試験、専門教科教授法の試験、外国語試験、面接）にわたって実施されている。さらに、基本条件として教員研修実務経験、研修カリキュラム作成・評価できる。全国レベルで問題解決能力等が挙げられている<sup>117</sup>。

書類の限りはあるものの、上述のように、任命から始まった講師選抜が2018年の時点6では段階を踏むこととなっている。そして、2017年度の活動報告書によると、国家レベルの教育機関（研究所、大学、教育所等）が増えたことにより、講師のうち研究所の職員が71.2%、大学教員等（研究所の非正規の助言者及び教育国立大学、国立教育大学、医学国立大学、科学技術大学の教員）の講師が28.8%を占めている<sup>118</sup>。さらに、就学前及び初等教育段階の教員研修の94.6%は研究所の職員（講師）が担当している。このように、現在は、研究所の職員が中心となり国家基本研修等が実施されている。また、本研修評価報告書（Үндсэн сургалтын үнэлгээний тайлан<sup>119</sup>）によると国家基本研修の実施方法に関しては、9

---

<sup>115</sup> このようなA氏の証言は、モンゴルでは一般によく知られている事実であると言って良いと思われる。

<sup>116</sup> 教員専門性向上研究所公式 Facebook page に2013年11月15日に掲載されている職員募集。  
(<https://www.facebook.com/itpdMongolia/posts/507031309405170>) (最終アクセス:2021年7月6日)

<sup>117</sup> 教員専門性向上研究所公式 Facebook page に掲載されている2018年11月28日の職員募集には、5年以上の実務経験と研修実務経験、研修のカリキュラム作成の経歴等が挙げられて応募条件とされている。  
(<https://www.facebook.com/itpdMongolia/posts/1996659593775660>) (最終アクセス:2021年7月6日)。なお、これらの職員募集は研究所の公式 Facebook page には掲載されているものの、公式ホームページ (itpd.mn) には掲載されていない。

<sup>118</sup> 専門性向上研究所『活動報告書』2017年、16頁。(Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн 2017 оны үйл ажиллагааны тайлан, 2017 он, 16 хуудас)

<sup>119</sup> 本報告書は2018年に実施された基本研修の報告書である。基本研修を受講した7390人の教職員のう

割以上（「とても良い」（59.44%）、「良い」（38.13%）の合計）、対面での研修の満足度に関して9割以上（「とても良い」（63.4%）、「良い」（34.2%）の合計）であり、研修の総合的な満足度に関しても9割以上の教員は、肯定的に評価している（表8）。このように、研究所の職員等が中心となって国家基本研修を担当している現在の研修には高い評価が与えられている。このような高い評価を得ていることは職員（講師）の選抜が厳しくなったことが一定の役割を果たしていると言えよう。

表8 2018年の国家基本研修の実施評価（「とても良い」「良い」の合計）

オンラインと対面での研修内容の関連性	
対面研修の事前準備におけるオンライン研修	93.0%
対面研修の受講者ニーズへの適合性	97.6%
指導法の適用性	97.6%
ワークショップの有効性	96.8%
情報技術（IT）の研修内容の受講者ニーズへの適合性	95.9%
研修評価（一日及び定期）の適切性	97.1%
研修環境	84.0%
研修の手引きの質と量	96.9%

出典：「2018年国家基本研修のマネジメント評価報告書」を基に筆者作成

## (2) 教員専門性向上研究所に期待される役割

A氏によると今後は、研究所が教員の職能成長を支援する機関となることが目指されているとのことであった。現在は、教員が自分自身で専門性を向上させ、創造性をもつことが求められている。これに関してA氏は、研究所が教員自身の職能成長を支援する機関として情報を提供したり、職能成長に必要な本を出版したり、教員を正しい方向性に向かわせたりする研究所でありたいとも述べていた。これに関わって、A氏は、研究所は、英語では「Institute of Teacher's professional development」と翻訳でき、その性格を理解しやすいと述べた。この点に関して、研究所のパンフレット<sup>120</sup>に記載されている研究所の主な役割は、初等中等学校の教員及び管理職の職能開発を絶えず支援すること、教育政策と社会ニーズを考慮し、ICTを活用して、国際的に優れている人材開発することとされている。さらに、研究所のあり方として、学び続ける、道徳のあるチームを目指すこととされ、これらは、A氏

ち、4633人の教員つまり62.6%の教員が回答した調査である。1年目の教員が1880人、5年目は1349人、10年目は1080人であった。また、教職経験毎のグループ（5～10人程度）に対して、43回インタビューを実施し、410人の回答したものである。

<sup>120</sup> 教員専門性向上研究所のホームページ「研究所の紹介パンフレット（<http://www.itpd.mn/press/15#book/>）（最終アクセス：2021年9月1日）。

が証言と同様であると言える。

(3) 教員職能成長支援法制定による教員の職能成長を支援する条件整備について  
教員職能成長支援法では、学校現場での研修を通じて教員が職能成長できる環境が重視されている。具体的には、各教育機関（学校）レベルで職能成長室が設けられることと、学校予算の2%まで研修に使用することが可能となっていることである。これに関して A 氏は、特に僻地では、若手教員を中心に、生徒に対して稚拙な対応をとることで教員の評価を下げることもある。この背景には、学校の教員の年齢構成が若く、バランスが取れていないことがあり、ベテラン教員の経験を学校現場での研修を通じて共有することができないことがあるとした。つまり、若手教員の能力、自己管理能力の低さもあり、教員職能成長支援法が重視している学校現場での研修が十分行われていない現状がある。

また、本法律に基づき各学校では、職能成長室（багшийн хөгжлийн төв）を設けられ、カリキュラム編成や教材準備等ができるようになったものの、2部制、3部制で学校教育が実施されているため、実際には、職能成長室が授業等で使用されてしまい、自主的な研修を実施することが困難になっているとのことだった。

このような A 氏の認識は、モンゴルでは周知の事実であると言って良いだろう。ただし、全国の僻地で勤務している教員の年齢構成や新任教員の能力に関する情報を有していないため、A 氏の認識が正しいかどうかについては、断定できない。

#### (4) 国家基本研修の効果に関する調査について

2012年の研究所創設後、2013年以降実施されている国家基本研修の成果について尋ねたところ、A氏は、国家予算を使って実施される3度（教職経験1年目、5年目、10年目）にわたる国家基本研修の効果や課題について、詳細な調査は実施されていないとした。

筆者が研究所の現職員を通じて資料提供を受けた中においても、現在まで総合的な調査報告書は確認できなかった。ただし、2017年度、2018年度前期の研究所の活動報告書の中に、研修受講者の満足度等について報告されている。このことを踏まえれば、今後、国家基本研修に関する総合的評価が求められていると言えよう。

#### (5) 諸外国の研修への影響について

社会主義時代の1983年から1991年までは、外国の援助はなく、国家予算によって全教員を対象とした5年ごとの研修が実施されていた。その後は、諸外国の援助による専門に特化した研修が実施された反面、全教員を対象とした必修の研修は実施されていなかった。2013年以降研究所が中心となって実施されている全教員必修の国家基本研修に対しても、諸外国からの多くの援助があり、特に環境整備、講師の情報技術能力向上や、インターネットによる職員（講師）の専門性向上の研修も度々実施された。しかし、2015年に、中華人民

共和国政府の融資<sup>121</sup>によって、すべての教員にノートパソコンが1台を配布されたものの、すでに旧型となっており、機種を更新が必要であるという。

このように、諸外国からの経済的援助がないわけではないが、まだうまく活用できていない状況であるという。ただし、研修の内容についてA氏は、国が研修機関を認定する制度が整っているため、諸外国の影響はないとした。

ただし、筆者が収集した国際機関の報告書、特に *Grant Agreement (Education Sector Reform Project) between Mongolia and Asian Development Bank* の報告書<sup>122</sup>や、体制移行後、現在までのモンゴル国の教育の歴史を踏まえれば、国際機関の影響がないとは考えられない。例えば、ADBの本報告書の目的は12年制移行を支援するため教員専門性向上研究所カリキュラム改善、指導教員の養成等が挙げられており、本報告書の内容とモンゴルの教員研修制度の変遷が関連していることが窺える。

また、インタビュー調査及び資料分析を踏まえ、現在のモンゴル国における国家基本研修を中心とした教員研修の意義と課題は次のように言うことができる。まず、その意義としては、全ての教員を対象とする国家基本研修を担当する講師の選抜基準に関して、創設当時行われていた、研究所による任命から、選抜基準が明確にされ、6段階の選抜（書類選考、ITスキルの試験、書類作成能力試験、専門教科教授法の試験、外国語試験、面接）が行われていることである。このような講師の選抜方法によって、講師の専門性が担保され、国家基本研修の質が向上していると考えられる。このことは、受講者の国家基本研修に対する高い満足度からも推察される。また、体制移行後、国際機関の援助によって行われた教員研修とは異なり、研究所が国家基本研修の内容を策定し、実施していることもそのような受講者の評価につながっていると考えられる。

次に課題としては、国家基本研修の総合的評価が実施されていないことである。現在においても国家予算を使って実施される国家基本研修（教職経験1年目、5年目、10年目）の効果や課題について多面的な評価は実施されておらず、現在まで総合的な評価報告書は確認できなかった。ただし、2017年度、2018年度前期の研究所の活動報告書において、研修受講者の満足度等が報告されている。このことを踏まえれば、今後は、受講者の満足度にとどまらない国家基本研修に関する総合的評価が求められていると言える。

一方で、2013年から教員全員（勤務経験が1年目、5年目、10年目）を対象とした国家基本研修が実施されるようになり、教員の資質能力向上を図る基本的な制度が整備された。ここで課題として挙げられるのは、現行の教員研修制度では、10年目以上の職務経験のある教員に対する国家基本研修は実施されておらず、そうした教員が研修を受講したい場合

---

<sup>121</sup> WEB ニュースサイト・ikon.mn の2015年11月9日の記事「各々の教員にノートパソコンを提供した」によれば、中国政府の融資により、モンゴル国政府の「正しいモンゴル子」国家プログラムの「教員職成長プログラム」によって25000台のノートパソコンが教員に配布され、また、子どもの学習環境改善のために11340台のノートパソコンが提供された (<https://ikon.mn/n/119> (最終アクセス: 2021年7月9日))。

<sup>122</sup> Grant Agreement (Education Sector Reform Project) between Mongolia and Asian Development Bank, *ibid.*

には研修費を支払う必要があることである。こうした現状は、不公平な教員の職能成長につながっていると指摘されている<sup>123</sup>。歴史的にも、現在まで、勤務経験が15年、20年、25年目及びそれ以上の教員を対象とした国家基本研修は実施されておらず、このことは、社会主義体制における教育を経験した多くのベテラン教員に対して、体制移行後の国家体制に応じた研修機会が十分保障されているとは言えず、現在のモンゴル国の教員研修制度の課題と考えられる。

## 小括

本章では、現在のモンゴル国における教員研修制度の運用実態について関連法令を分析した上で、研究所の元管理職のインタビューおよび研修プログラムの分析をもとに考察した。

モンゴル国では、体制移行後、国際機関の援助によって教育の機会均等や、新しい体制に相応しい人材育成を目指した部分的な教員研修が実施されてきた。

このような状況の中、教員研修に関する規定が出されたのは、1998年の「専門性向上対策費用負担について」であった。しかし、この規定も、全国を網羅したものではなく、国際機関からの経済援助の条件の一つであった、新しい体制に相応しい人材の育成に関連する特定分野に限られていた。

その後、2012年教育法第40条第8項において設置形態を問わず5年ごとに教員研修を実施すると規定された。そして、この規定をもとに、2012年に教員専門性向上研究所が創設され、全教員を対象とした国家基本研修が開始されたのである。体制移行後、資本主義経済、民主主義体制に相応しい人材育成を目指して、全教員を対象とした必修の国家基本研修が制度化され、2013年から実施されていることは、モンゴル国の教育改善を進める上で大きな意義があると言えよう。

また、研究所の設置当初は、現職教員が指名され講師として国家基本研修を担当していたものの、現在は、5年以上の職務経験を持つ元教員である研究所の職員が講師を務めており、このような研究所所属の講師の経験が、現場のニーズを踏まえつつ、国家基本研修を担当することで、これに対する高い評価（9割以上）に繋がっていると考えられる。このような国家基本研修に対する受講者の高い評価は、現在のモンゴル国における教員研修の意義として指摘できよう。

さらに、2021年度の国家基本研修の選択必修科目について、「21世紀のモンゴルの教員」で示された資質能力の4つの領域を観点として分析したところ、現在の国家基本研修は、③専門能力及び②基礎能力の向上を図ることが重視されつつも、科目選択の自由が与えられ、

---

<sup>123</sup> 教育研究所、前掲書、2019年、20頁。

各教員のニーズに応じた研修（科目）が受けられるものとなっている。しかしながら、一方で、必ずしも教員の専門性向上にはつながらないと考えられる。なぜなら、基本研修は、勤務年数（1年目、5年目、10年目）を基準として実施されるものでありつつも、選択必修科目の科目選択によっては、教員のキャリア・ステージに相応しくない科目（内容）を選択することができ、制度上の課題として指摘できる。また、教員の①資質に関する科目が欠けているのは課題である。

## 終章 モンゴル国における教員の資質能力向上政策の意義と課題

### 第一節 「21世紀のモンゴルの教員」の資質能力の4領域に基づく教員養成及び教員研修制度の史的考察

本論文では、モンゴル（モンゴル国）における教員養成制度及び教員研修制度の史的展開及び教員専門性向上研究所による国家基本研修の運用実態について「21世紀のモンゴルの教員」で示された教員に求められる資質能力の4つの領域の観点から、その意義と課題を考察してきた。以下では、その内容を要約する。

#### (1) 社会主義時代のモンゴルにおける教員養成制度の史的展開

1924年のモンゴル人民共和国の成立後、1930年代の識字率は非常に低かった。そのため初等教員の養成機関が設置された。その後、1951年創設の国立大学附属教員養成専門学校において前期中等教員の養成が開始された。さらに、1957年からは、国立教育大学、すなわち教員養成を主目的とした高等教育機関が設立された。その結果、1930年代に10%未満だった識字率は、1961年には99.7%となった。これは、モンゴルの教員養成制度の発展、整備がその重要な要因になっていたと考えられる。

その後、1963年教育法では、すべての段階の学校の無償教育が保障されるとともに、大学を卒業した者（学士号取得者）を教職に就かせることを促進する規定が設けられた。このことから、大学での教員養成を重視し、学士号を有する者を教員として定着・普及させる方向性が明確になった。

1982年教育法は、教員養成に関して、大学および特別専門学校において養成すると規定された。同法には、全国的に教育水準を向上させ、国内での学位取得を促進し、大学生等に対して国の奨学金を支給し、物的その他の援助、割引を与えることなどが規定されており、経済的な支援を充実させることで教員の質向上を図ろうとするものであった。

#### (2) 体制移行後のモンゴル国における教員養成制度

1991年、制度上は、未だ社会主義時代のままであったモンゴル人民共和国において、1991年教育法が制定され、私立大学の設置が認められた。体制移行後は、1995年教育法が制定されたのに続き、初等中等教育法、高等教育法が制定され、モンゴル国においてはじめて教育法が体系化された。

1995年の教育法および初等中等教育法によって、全ての学校段階の教員養成が高等教育段階で行われることとなった。このような高等教育段階での教員養成は、制度上、「21世紀のモンゴルの教員」における④アカデミック能力（専門分野の知識と技能）を大学レベルで



保障するようになったという意義を有していた。

また、非教員養成系高等教育機関の卒業生は、指導法教育コースを受講したのち、教員として勤務することが可能となった。これは、③専門能力（教育学に関する知識と教育活動を実践する能力及び研究能力）を確保しようとするものであったと言える。ただし、大学レベルの④アカデミック能力を前提とした教員養成を原則としながらも、教員不足への対応を優先させることで、④アカデミック能力あるいは、①資質（子どもへの愛情や理解、倫理性、協調性）、②基礎能力（他者への理解と社会生活に積極的に参加する能力、伝統・文化を継承し、母語（モンゴル語）の高い能力を基盤とした自律的な創造力と問題解決能力）を十分持たない教員の養成が制度化されていた。また、新憲法によって居住権の自由が保障されたことで、首都ウランバートル市への移住が急増し、教員養成課程の認定制度が未整備のまま、新設間もない私立大学で養成された教員が教職に就くことになった。

現行の教員養成制度については、教員養成の定員の 50%を占めるモンゴル国立教育大学における「モンゴル語－文学教育」の科目履修表を事例に、「21 世紀のモンゴルの教員」の 4 つの領域に関して分析した結果、高等教育レベルの④アカデミック能力を基盤として、②基礎能力と③専門能力が同程度に求められていた。一方、①資質は、3 領域と比較すると単位数が少ないものの、これら 4 領域が全て同じ割合（単位数）である必要は必ずしもなく、教員養成段階で習得すべき資質能力、あるいは、就職後、研修等で習得すべき資質能力もあると考えられる。

### (3) モンゴルにおける教員研修制度の史的変遷

社会主義国家・モンゴル人民共和国では学齢期のすべての子どもに初等教育を受けさせる目標を掲げるとともに、教科専門の教員養成、再教育が重視された。1950 年代初期には、教員不足を背景に、教員を審査し、初等中等学校教員という上位資格を授与する政策によって教員の資質能力の向上を目指した。1956 年には、ソ連への訪問調査を踏まえ、教員専門性向上研究所が創設され、学制改革に対応するために、対象を限定した教員研修が実施されていた。一方、1974 年から、モンゴルで初の全ての教員を対象とした中央教員研修（1 年目、5 年目、10 年、15 年目、20 年目、25 年目、各 1 カ月間）が実施され、全国的な教育水準の向上に一定の効果を期待できる制度が整備された。

しかし、体制移行後は、社会経済的要因によって教員研修の停滞状況が続いた。また、1990 年政府 154 号決定教育大臣令によって教員専門性向上研究所は、独立機関ではなく、国立教育大学の附属教員研修所となり、全教員を対象とした 5 年ごとの中央教員研修も実施されなくなった。1990 年代には、国際機関の援助による新しい体制に相応しい教員の再教育（研修）がすべての教員を対象としてではなく、対象を限定して実施され、2004 年以降は学制改革に対応するための研修が実施された。体制移行後 20 年を経て、2012 年教育法第 40 条第 8 項の規定により、設置形態を問わず幼稚園、一般教育学校教員の専門性を向上させる教

員専門性向上研究所が創設（再設置）され、全教員を対象とした5年ごとの国家基本研修が制度化（再開）された。

以上を踏まえると、モンゴルでは、社会主義時代、民主主義時代を通じて、すべての教員を対象とした研修よりも、学制改革や国際機関の援助等への対応を優先し、対象を限定した教員研修が優先されてきたと言えよう。すなわち、全国的な教育水準の向上に資する全教員を対象とした、計画的な研修制度の整備と充実は、とりわけ、体制移行後の大きな課題となってきたと言える。

#### （4）教員専門性向上研究所における教員研修の実態と課題

2012年教育法第40条第8項において設置形態を問わず5年ごとに教員研修を実施すると規定された。そして、この規定をもとに、2012年に教員専門性向上研究所が創設され、全教員を対象とした国家基本研修が開始された。体制移行後、全教員を対象とした国家基本研修が義務化され、2013年から実施されていることは、モンゴル国の教育改善を進める上で大きな意義があると言えよう。

また、研究所の設置当初は、現職教員が指名され、講師として国家基本研修を担当していたものの、現在は、5年以上の職務経験を持つ元教員である研究所の職員が講師を務めており、このような研究所所属の講師の経験が、現場のニーズを踏まえつつ、国家基本研修を担当することで、これに対する高い評価（9割以上）に繋がっていると考えられる。このような国家基本研修に対する受講者の高い評価は、現在のモンゴル国における教員研修の意義として指摘できよう。

2021年度の国家基本研修の選択必修科目について、「21世紀のモンゴルの教員」で示された資質能力の4つの領域を観点とした分析を踏まえれば、現在の国家基本研修は、③専門能力及び②基礎能力の向上を図ることが重視されつつも、科目選択の自由が与えられ、各教員のニーズに応じた研修（科目）が受けられるものとなっている。しかしながら、一方で、必ずしも教員の専門性向上にはつながらないと考えられる。なぜなら、基本研修は、勤務年数（1年目、5年目、10年目）を基準として実施されるものでありつつも、選択必修科目の科目選択によっては、教員のキャリア・ステージに相応しくない科目（内容）を選択することができ、制度上の課題として指摘できる。また、教員の①資質に関する科目が欠けているのは課題である。

このように、モンゴル国では、教員の資質能力向上に関する制度が整いつつあるものの、体制移行後、現在まで制度変更が繰り返されてきたため、体系的な制度を基盤とした教員の資質能力向上は、まだ端緒についたばかりである。

## 第二節 モンゴル国における教員の資質能力向上政策の展望と今後の研究課題

以上、モンゴル国の教員の資質能力向上政策に関して教員養成制度及び教員研修制度の史的変遷を中心とした考察を踏まえれば、今後、モンゴル国において教員の資質能力を向上させるためには、以下のようなことが求められていると考えられる。

まず、教員のキャリア全体を視野に入れた国家基本研修の充実である。社会主義時代および民主主義時代の全ての教員を対象とする基本研修の史的変遷を踏まえると、全ての教員を対象として計画的に実施されてきたものの、体制移行や頻繁に行われてきた教育改革への対応を考慮すれば、そうした状況変化への対応がより困難で、より基本研修の必要性が高いと考えらえるベテラン教員の専門性向上が十分保障されていない状態が繰り返されてきた。例えば、1996年に指導法教育コースを通して養成された教員は、体制移行後、(1年目、5年目、10年目の全教員を対象とする)国家基本研修が初めて実施された2013年には勤続18年となり、対象外となった。このような状況が繰り返されているため、全ての教員の専門性向上を教職キャリア全体で保障し、キャリアに応じた適切な支援を行うためにも、キャリアごとの課題を把握した上で、国家基本研修の実施、充実が求められている。

また、現在の国家基本研修に対しては、受講した教員の満足度が非常に高いことが明らかとなっていた。ただし、これは、研修の実施主体である教員専門性向上研究所が自ら調査した結果であり、今後は、第三者評価の実施も含め、より客観的な評価をもとにした研修内容や方法に関する改善が求められよう。

上記のようなモンゴル国における教員の資質能力向上政策の今後の展望を踏まえれば、国家による全ての教員を対象に研修の機会均等を図りつつ、次の段階としては、個々の教員の主体性やニーズを重視し、また、全国各地の教育現場や子どものニーズに応じた協働的な研修機会の保障が重要になってくるものと思われる。

本論文の課題としては、大きく、次の2点があげられる。まず、第一に、本論文では、教員養成及び研修の制度やその実施概要を明らかにしたものの、それぞれの内容については、各科目のシラバス分析や詳細な運用実態に関するインタビュー調査、アンケート調査などは行っておらず、運用実態の詳細な解明が必要である。

第二に、本論文では、研究所が実施する国家基本研修に関する法令分析を踏まえ、運用実態に関するインタビュー調査をした。一方、同時に導入された地域基本研修については、そうした方法を用いて制度の詳細や実施状況を明らかにしていない。今後は、地域基本研修の実施状況や国家基本研修との関係性、さらには、受講者の満足度等に関する研究を進める必要がある。

## 主要資料及び主要参考文献一覧

### <モンゴル語文献>

- (1) Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе, “Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл Монголын орон нутгийн хүчин зүйл” Адмон компани, 2007 он. (ギタ・スタイナー・ハムシ、イネス・イシトルフ『教育政策借用』アドモン、2007年。)
- (2) Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” I боть, Старлайн ХХК, УБ., 2009 он. (シャラブ・シャグダル、В.バトサイハン『モンゴル教育史 I』スターライン、2009年。)
- (3) Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” II боть, Старлайн ХХК, УБ., 2010 он. (シャラブ・シャグダル、В.バトサイハン『モンゴル教育史 II』スターライン、2010年。)
- (4) Шаравын Шагдар, Б.Батсайхан “Монголын боловсролын түүх” III боть, Старлайн ХХК, УБ., 2010 он. (シャラブ・シャグダル、В.バトサイハン『モンゴル教育史 III』スターライン、2010年。)
- (5) А.Заяадэлгэр“Боловсролын эдийн засаг” Мөнхийн үсэгХХК, УБ.,2011он. (ア。ザヤデルゲル『教育経済学』ムンフィン・ウィセグ株式会社、2010年。)
- (6) Монгол улс боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны яам “Боловсролын салбарын эрхзүйн түүхийн эх сурвалж, Ган принт,УБ., 2012 он. (モンゴル国教育文化科学省『教育分野の歴史的文集—モンゴル国現代教育誕生 90周年—』第1巻、ガンプリント出版会社、2012年。)
- (7) Монгол улсын засгийн газар, Боловсрол шинжлэх ухааны яам “Боловсрол, шинжлэх ухааны салбарын хууль тогтоомжийн түүхэн эмхэтгэл II”Бит пресс ХХК, УБ., 2014 он. (モンゴル国教育科学省『教育・科学分野の法令集II』ビットプレス、2014年。)
- (8) М.Дэлгэржав “Багшийн хөгжил” баримтын эмхэтгэл гурав дахь хэвлэл, Соёмбо Принтинг ХХК, УБ., 2018 он. (エム。デルゲルジャワ『教員発展—法令集—第3版』ソヨンボ・プリンティング、2018年)
- (9) Монгол Улсын Боловсролын Суурь Мэдээллийн Тайлан, УБ., 2019 он. (モンゴル国における教育分野に関する基礎情報報告書、2019年。)
- (10) ЮНЕСКО, Монгол Улсын Боловсролын Бодлогын Тойм Шинжилгээ Насан Туришийн Суралцахуйн Тогтолцоог бүрдүүлэх нь , 2019он. (ユネスコ『モンゴル国における教育政策レビュー：生涯学習システム構築に向けて』2019年。)

### <モンゴルにおける教育関係法規>

- (1) «БНМАУ-ын Сургууль, амьдарлын холбоог бэхжүүлж ардын боловсролын системийг цаашид хөгжүүлэх тухай 1963 он» 「学校と生活との結びつきを強化するための人民教育制度を発展させる法律」
- (2) «БНМАУ-ын Ардын Боловсролын хууль 1982 он» 「モンゴル人民共和国国民教育法」
- (3) «БНМАУ-ын Боловсролын хууль 1991 он» 「モンゴル人民共和国教育法」
- (4) «Монгол улсын хууль Боловсролын тухай 1995 он» 「1995年モンゴル国教育法」

- (5) «Монгол Улсын хууль Бага, дунд боловсролын тухай 1995 он» 「1995 年モンゴル国初等中等教育法」
- (6) «Монгол Улсын хууль Дээд боловсролын тухай 1995 он» 「1995 年モンゴル国高等教育法」
- (7) «Монгол Улсын хууль Боловсролын тухай 2002 он» 「2002 年モンゴル国教育法」
- (8) «Монгол Улсын хууль Бага, дунд боловсролын тухай 2002 он» 「2002 年モンゴル国初等中等教育法」
- (9) «Монгол Улсын хууль Дээд боловсролын тухай 2002 он» 「2002 年モンゴル国高等教育法」
- (10) «Монгол Улсын хууль Мэргэжлийн боловсрол, сургалтын тухай 2002 он» 「2002 年モンゴル国職業教育法」
- (11) «Монгол Улсын хууль Сургуулийн өмнөх боловсролын тухай 2008 он» 「2008 年モンゴル国就学前教育法」
- (12) «Монгол Улсын Их Хурлын 1995 оны 6 дугаар сарын 22-ны өдрийн тогтоол “Боловсролын тухай хуулиуд батлагдсантай холбогдуулан авах зарим арга хэмжээний тухай”» 「モンゴル国国家大会議 1995 年 6 月 22 日決議 「教育法制定に関連して実施する対策について」」
- (13) «Монгол Улсын Ерөнхийлөгчийн 1996 оны 12 дугаар сарын 13-ны өдрийн 235 дугаар зарлиг “Багш нарын талаар авах зарим арга хэмжээтэй холбогдуулан засгийн газарт чиглэл өгөх тухай”» 「モンゴル国大統領令 1996 年 12 月 13 日 235 号 「教員に関連して実施する対策に関する政府への方針について」」
- (14) «Монгол Улсын Засгийн газар 1921 оны 8 дугаар сарын 31-ний өдөр “Бага сургуулийг дотоод яаманд захируулах ба сургуулийн хэлтэс байгуулах тухай”» 「モンゴル国政府 1921 年 8 月 31 日 「小学校の内務省管理および学校部門設置について」」
- (15) «Ардын сайд нарын зөвлөлийн 1933 оны 10 сарын 13-ны өдрийн 31 дүгээр хурлын 1 дүгээр тогтоол “Багш нарыг бэлтгэх сургуулийн дагаж явах дүрэм”» 「人民大臣委員会 1933 年 10 月 13 日 31 番会議 1 号決定 「教員養成学校規則」」
- (16) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1945 оны 3 сарын 23-ны өдрийн 20 дугаар тогтоол “Багш нарыг Бэлтгэх сургуулийн ажлыг сайжруулах тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1945 年 3 月 23 日 20 号決定 「教員養成学校の質向上について」」
- (17) «МАХН-ын Төв Хорооны Улс төрийн товчооны 1948 оны 5сарын 28-ны өдрийн 25 дугаар тогтоол “Сургуулиудын сурлага, хүмүүжлийн ажил байдал ба түүнийг сайжруулах арга хэмжээний тухай» 「モンゴル人民革命党中央委員会政治委員会 1948 年 5 月 28 日 25 号決定 「学校教育活動の実態とその改善について」」
- (18) «МАХН-ын Төв Хорооны Улс төрийн товчооны 1949 оны 10 сарын 27-ны өдрийн 56/15 дугаар тогтоол “Сургуулиудын 1949-1950 оны хичээлийн жилийн бэлтгэл ажлын тухай”» 「モンゴル人民革命党中央委員会政治委員会 1949 年 10 月 27 日 56/15 号決定 「1949 年 - 1950 年学年度開始に向けて」」

- (19) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1951 оны 8 сарын 9-ний өдрийн 178 дугаар тогтоол “Багшлах хүчнийг бэлтгэх тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1951年8月9日178号決定「教授する人材の養成について」」
- (20) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1953 оны 4 сарын 30-ны өдрийн 150 дугаар тогтоол “Багш нарыг шалгаж, тэдэнд бага дунд сургуулийн багш гэдэг цолыг олгох тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1953年4月30日150号決定「教員を審査し、小・中学校教員という職名を授与する」」
- (21) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1954 оны 1 сарын 22-ны өдрийн 23 дугаар тогтоолын хавсралт “Монгол улсын багшийн институтын дүрэм”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1954年1月22日23号決定添付「モンゴル国師範学校規則」」
- (22) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1956 оны 1 сарын 20-ны өдрийн 10 дугаар тогтоолын хавсралт “Багш нарын мэргэжлийг дээшлүүлэх институтын дүрэм”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1956年1月20日10号決定添付「教員専門性向上研究所規則」」
- (23) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1957 оны 9 сарын 12-ны өдрийн 383 дугаар тогтоол “Багшийн дээд сургуулийг байгуулах тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1957年9月12日383号決定「師範大学創設について」」
- (24) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1969 оны 5 сарын 30-ны өдрийн 176 дугаар тогтоол “Ерөнхий боловсролын сургуулийн багш нарын мэргэжлийг дээшлүүлэх зарим арга хэмжээний тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1969年5月30日176号決定「一般教育学校教員専門性向上に関するいくつかの方針」」
- (25) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1974 оны 4 сарын 5-ны өдрийн 119 дүгээр тогтоол “Дээд сургуулийн дүрэм батлах тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1974年4月5日119号決定「大学規則に関する決定」」
- (26) «Ардын боловсролын яамны сайдын 1979 оны 108 дугаар тушаалаар батлав. “Ерөнхий боловсролын сургууль цэцэрлэгийн багш, хүмүүлэгчдийн аттестатчиллын заавар”» 「人民教育省大臣 1979年108号決定「一般教育学校教員、幼稚園教員、教育者の認定基準」」
- (27) «БНМАУ-ын Сайд нарын Зөвлөлийн 1983 оны 4 сарын 1-ний өдрийн 84 дүгээр тогтоол “Багш нарын мэргэжил дээшлүүлэх институт байгуулах тухай”» 「モンゴル人民共和国大臣委員会 1983年4月1日84号決定「教員専門性向上研究所創設について」」

- (28) «БНМАУ-ын Засгийн газрын 1990 оны 11 сарын 16-ны өдрийн тогтоол “Дээд боловсролын тогтолцоог шинэчлэх, боловсон хүчин бэлтгэх зарим арга хэмжээний тухай”» 「モンゴル人民共和国政府 1990 年 11 月 16 日 決定 「高等教育制度改革、人材育成について」
- (29) «БНМАУ-ын Засгийн газрын 1992 оны 5 сарын 6-ны 72 дугаар тогтоолын 2 дугаар хавсралт “Их сургуулийн статус”»  
「モンゴル人民共和国政府 1992 年 5 月 6 日 72 号 決定 2 号 添付 「大学の地位」
- (30) «БНМАУ-ын Засгийн газрын 1993 оны 9 сарын 1-ний өдрийн 141 дүгээр тогтоол “Боловсролын талаар авах зарим арга хэмжээний тухай”»  
「モンゴル人民共和国政府 1993 年 9 月 1 日 141 号 決定 「教育に関して実施するいくつかの政策について」
- (31) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоол “Төрийн албан хаагчид нэмэгдэл олгох журам батлах тухай”»  
「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号 決定 「国家公務員の報酬規則決定について」
- (32) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоолын 1 дүгээр хавсралт “Төрийн захиргааны албан хаагчид албан ажлын онцгой нэмэгдэл олгох журам”»  
「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号 決定 「国家公務員の報酬規則決定について」 第 1 添付 「国家公務員行政職の報酬規則」
- (33) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоолын 2 дугаар хавсралт “Төрийн захиргааны албан хаагчид төрийн алба хаасан хугацааны нэмэгдэл нэмэгдэл олгох журам”»  
「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号 決定 「国家公務員の報酬規則決定について」 第 2 添付 「国家公務員行政職の在職期間に関連する報酬規則」
- (34) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоолын 3 дугаар хавсралт “Төрийн албан хаагчид эрдмийн зэрэг, цолны нэмэгдэл олгох журам”»  
「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号 決定 「国家公務員の報酬規則決定について」 第 3 添付 「国家公務員の学位に関する規則」
- (35) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоолын 4 дүгээр хавсралт “Төрийн үйлчилгээний албан хаагчид ур чадварын нэмэгдэл олгох нийтлэг журам”» 「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号 決定 「国家公務員の報酬規則決定について」 第 4 添付 「国家サービス公務員の能力報酬に関する一般規則」
- (36) «Монгол Улсын Засгийн газрын 1995 оны 6 сарын 14-ний өдрийн 96 дугаар тогтоолын 5 дугаар хавсралт “Төрийн үйлчилгээний албан хаагчид мэргэшлийн зэргийн нэмэгдэл олгох нийтлэг журам”»

「モンゴル国政府 1995 年 6 月 14 日 96 号決定第 5 添付「国家サービス公務員の上位資格の報酬に関する一般規則」」

- (37) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 1996 оны 2 сарын 23-ны өдрийн 38 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах тухай журам”>>

「モンゴル国政府 1996 年 2 月 23 日 38 号決定添付「教員免許の上位資格授与及び失効に関する規則」」

- (38) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2001 оны 6 сарын 5-ны өдрийн 120 дугаар тогтоол “Үндэсний хөтөлбөр батлах тухай”>>

「モンゴル国政府 2001 年 6 月 5 日 120 号決定「国家プログラムの決定について」」

- (39) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2001 оны 6 сарын 5-ны өдрийн 120 дугаар тогтоолын 1 дүгээр хавсралт “Бага, дунд боловсролын багш бэлтгэх, мэргэжил дээшлүүлэх үндэсний хөтөлбөр”>>

「「モンゴル国政府 2001 年 6 月 5 日 120 号決定「国家プログラム決定」第 1 添付「初等中等教員養成、専門性向上に関する国家プログラム」」

- (40) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2008 оны 8 сарын 13-ны өдрийн 316 дугаар тогтоол “Үндэсний хөтөлбөр батлах тухай”>>

「モンゴル国政府 2008 年 8 月 13 日 316 号決定「国家プログラムの決定について」」

- (41) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2008 оны 8 сарын 13-ны өдрийн 316 дугаар тогтоолын 1 дүгээр хавсралт “Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын багш бэлтгэх, мэргэжил дээшлүүлэх үндэсний хөтөлбөр”>>

「モンゴル国政府 2008 年 8 月 13 日 316 号決定「国家プログラムの決定について」第 1 添付「初等中等教員養成、専門性向上に関する国家プログラム」」

- (42) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2010 оны 2 сарын 3-ны өдрийн 31 дугаар тогтоол “Хөтөлбөр батлах тухай”>>

「モンゴル国政府 2010 年 2 月 3 日 31 号決定「プログラムの決定について」」

- (43) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2010 оны 2 сарын 3-ны өдрийн 31 дугаар тогтоолын 1 дүгээр хавсралт “Боловсрол үндэсний хөтөлбөр 2010-2021”>>

「モンゴル国政府 2010 年 2 月 3 日 31 号決定「プログラムの決定について」第 1 添付「教育国家プログラム 2010 年-2021 年」」

- (44) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2012 оны 5 сарын 23-ны өдрийн 180 дугаар тогтоол “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институт байгуулах тухай”>>

「モンゴル国政府 2012 年 5 月 23 日 180 号決定「教員専門性向上研究所創設について」」

- (45) <<Монгол Улсын Засгийн газрын 2012 оны 5 сарын 23-ны өдрийн 180 дугаар тогтоолын хавсралт “Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн дүрэм”>>



- 「モンゴル国政府 2012 年 5 月 23 日 180 号決定「教員専門性向上研究所創設について」添付「教員専門性向上研究所規則」
- (46) <<Гэгээрлийн сайд, Сангийн сайдын хамтарсан 1998 оны 3 сарын 24-ний өдрийн 62/125 дугаар тушаал “Журам батлах, мэргэжил дээшлүүлэгчийн зардлын хэмжээг тогтоох тухай”>>  
「教養大臣、財務大臣共同 1998 年 3 月 24 日 62/125 号決定「規則決定、専門性向上者の諸費用の認定」
- (47) <<Гэгээрлийн сайд, Сангийн сайдын хамтарсан 1998 оны 3 сарын 24-ний өдрийн 62/125 дугаар тушаалын хавсралт “Мэргэжил дээшлүүлэх арга хэмжээг санхүүжүүлэх журам”>>  
「教養大臣、財務大臣共同 1998 年 3 月 24 日 62/125 号決定添付「専門性向上活動の資金提供規則」
- (48) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2000 оны 12 сарын 11-ний өдрийн 118 дугаар тушаал “Журам батлах тухай”>>  
「教育文化科学大臣 2000 年 12 月 11 日 118 号決定「規則決定について」
- (49) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2000 оны 12 сарын 11-ний өдрийн 118 дугаар тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Мэргэжил дээшлүүлсэн багшид гэрчилгээ олгох журам”>>  
「教育文化科学大臣 2000 年 12 月 11 日 118 号決定「規則決定について」第 1 添付「専門性向上した教員の証明書を授与する規則」
- (50) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2002 оны 3 сарын 4-ний өдрийн 55 дугаар тогтоол “Багш бэлтгэх ажлыг боловсронгуй болгох зарим арга хэмжээний тухай”>>  
「教育文化科学大臣 2002 年 3 月 4 日 55 号決定「教員養成の質改善に関する方針」
- (51) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2003 оны 7 сарын 9-ний өдрийн 239 дүгээр тушаал “Журам батлах тухай”>>  
「教育文化科学大臣 2003 年 7 月 9 日 239 号決定「規則決定」
- (52) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2003 оны 7 сарын 9-ний өдрийн 239 дүгээр тушаалын хавсралт “Багшлах эрх олгох, хасах тухай”>>  
「教育文化科学大臣 2003 年 7 月 9 日 239 号決定添付「教員免許授与及び失効」
- (53) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайд, нийгмийн хамгаалал, хөдөлмөрийн сайд, Санхүү, эдийн засгийн сайдын хамтарсан 2003 оны 10 сарын 10-ны өдрийн 328/131/283 дугаар тушаал>>  
「教育文化科学大臣、社会福祉労働大臣、財務大臣共同 2003 年 10 月 10 日 328/131//283 号令」
- (54) <<Боловсрол соёл, шинжлэх ухааны сайд, нийгмийн хамгаалал, хөдөлмөрийн сайд, Санхүү, эдийн засгийн сайдын хамтарсан 2003 оны 10 сарын 10-ны өдрийн 328/131/283 дугаар тушаалын хавсралт “Багшид мэргэжлийн зэрэг олгох, хүчингүй болгох журам”>>

「教育文化科学大臣、社会福祉労働大臣、財務大臣共同 2003 年 10 月 10 日 328/131//283 号令添付「教員の上位資格授与及び失効に関する規則」

- (55) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 72 дугаар тушаал “Мэргэжил дээшлүүлэх журам батлах тухай”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 72 号決定「専門性向上規則決定について」
- (56) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 72 дугаар тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багш, удирдах ажилтны мэргэжил дээшлүүлэх журам”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 72 号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、管理職の専門性向上に関する規則」
- (57) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 73 дугаар “Багшийн мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах журам батлах”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 73 号決定「教員の上位資格授与及び失効に関する規則決定について」
- (58) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 73 дугаар тушаалын хавсралт “Багшид мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах журам”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 73 号決定添付「教員の上位資格授与及び失効に関する規則」
- (59) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 74 дүгээр тушаал “Багшлах эрх олгох, хасах журам батлах тухай”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 74 号決定「教員の上位資格授与及び失効に関する規則決定について」
- (60) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2008 оны 11 сарын 13-ны өдрийн 74 дүгээр тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багшид багшлах эрх олгох, хасах журам”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2008 年 11 月 13 日 74 号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、管理職の専門性向上に関する規則」
- (61) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2009 оны 5 сарын 1-ний өдрийн 179 дүгээр тушаал “Сургалтын хөтөлбөрийг зөвшөөрөх тухай”>>  
「モンゴル国教育文化科学大臣 2009 年 5 月 1 日 179 号決定「カリキュラム認定について」
- (62) <<Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2009 оны 5 сарын 1-ний өдрийн 179 дүгээр тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын багш, ажилтанд кредит олгох төрөлжсөн сургалтын хөтөлбөрүүд”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2009 年 5 月 1 日 179 号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、職員に単位認定する種類別研修のカリキュラム」

- (63) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 1 сарын 13-ны өдрийн 9 дүгээр тушаал “Журам батлах тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 1 月 13 日 9 号決定「規則決定について」

- (64) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 1 сарын 13-ны өдрийн 9 дүгээр тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Дээд боловсролын сургалтын байгууллагыг аттестатчилах журам”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 1 月 13 日 9 号決定第 1 添付「高等教育機関認定規則」

- (65) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 1 сарын 13-ны өдрийн 9 дүгээр тушаалын 2 дүгээр хавсралт “Дээд боловсролын сургалтын байгууллагын аттестатчлалын шалгуур үзүүлэлтүүд”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 1 月 13 日 9 号決定第 2 添付「高等教育機関認定基準」

- (66) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 7 сарын 8-ны өдрийн 262 дугаар тушаал “Сургалтын хөтөлбөрийг зөвшөөрөх тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 7 月 8 日 262 号決定「カリキュラム認定」

- (67) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 10 сарын 11-ний өдрийн 378 дугаар тушаал “Журам батлах тухай /Мэргэжлийн боловсрол, сургалтын байгууллагын багшид мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах журам”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 10 月 11 日 378 号決定「規則決定について「専門職教育、学習機関の教員に上位資格授与に関する規則」

- (68) <<Монгол Улсын Боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайдын 2011 оны 10 сарын 11-ний өдрийн 378 дугаар тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Багшид мэргэжлийн зэрэг олгох, хүчингүй болгох журам”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2011 年 10 月 11 日 378 号決定第 1 添付「教員の上位資格授与及び失効に関する規則」

- (69) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2012 оны 11 сарын 22-ны өдрийн А/136 дугаар тушаал “Багшийн хөгжил” хөтөлбөр батлах тухай>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2012 年 11 月 2 日 А/136 号決定「教員職能開発」プログラム決定について」

- (70) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2012 оны 11 сарын 22-ны өдрийн А/136 дугаар тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Багшийн хөгжил” хөтөлбөр>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2012 年 11 月 2 日 A/136 号決定第 1 添付「教員職能開発」プログラム決定について」

- (71) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2012 оны 11 сарын 22-ны өдрийн A/136 дугаар тушаалын 2 дугаар хавсралт “Багшийн хөгжил” хөтөлбөрийг хэрэгжүүлэх үйл ажилгааны төлөвлөгөө>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2012 年 11 月 2 日 A/136 号決定第 2 添付「教員職能開発」プログラム実施に関する計画」

- (72) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2013 оны 8 сарын 9-ний өдрийн A/287 дугаар тушаал “Журам шинэчлэн батлах тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2013 年 8 月 9 日 A/287 号決定「規則の改訂及び決定」」

- (73) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2013 оны 8 сарын 9-ний өдрийн A/287 дугаар тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх болон бага, дунд боловсролын сургалтын байгууллагын багш, ажилтны мэргэжил дээшлүүлэх журам”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2013 年 8 月 9 日 A/287 号決定添付「就学前、初等中等教育機関の教員、職員 of 専門性向上規則」」

- (74) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2013 оны 8 сарын 15-ны өдрийн A/35 дугаар тушаал “Журам батлах тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2013 年 8 月 15 日 A/35 号決定「規則決定について」」

- (75) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2013 оны 8 сарын 15-ны өдрийн A/35 дугаар тушаалын хавсралт “Багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах журам”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2013 年 8 月 15 日 A/35 号決定添付「教員の上位資格授与及び失効に関する規則」」

- (76) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2014 оны 2 сарын 28-ны өдрийн A/52 дугаар тушаал “Шалгуур үзүүлэлт батлах тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2014 年 2 月 28 日 A/52 号決定「認定基準決定について」」

- (77) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2014 оны 2 сарын 28-ны өдрийн A/52 дугаар тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх боловсролын байгууллагын багшид багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах, арга зүйчид мэргэжлийн зэрэг олгох, хасахад баримтлах шалгуур үзүүлэлт”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2014 年 2 月 28 日 A/52 号決定添付「就学前教育機関の教員の上位資格授与及び失効に関する基準」」

- (78) <<Монгол Улсын Боловсрол, шинжлэх ухааны сайдын 2014 оны 12 сарын 30-ны өдрийн A/95 дугаар тушаал “Журамд өөрчлөлт оруулах тухай”>>

「モンゴル国教育文化科学大臣 2014 年 12 月 30 日 A/95 号決定「規則の改訂及び決定」」

- (79) <<Хөдөлмөрийн сайдын 2016 оны 4 сарын 18-ны өдрийн А/93 дугаар тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Багшид багшлах эрх, мэргэжлийн зэрэг олгох, хасах журам”>>  
「労働大臣 2016 年 4 月 18 日 A/93 号決定第 1 号決定「教員の上位資格授与及び失効に関する規則」」
- (80) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 5 сарын 28-ны өдрийн А/43 дугаар тушаалын хавсралт “2014 онд төрөлжсөн сургалт явуулах зөвшөөрөл олгогдсон хөтөлбөрүүд”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 5 月 28 日 A/43 号決定添付「2014 年に種別研修を開催する認定を受けたカリキュラム」」
- (81) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 6 сарын 30-ны А/51 дүгээр тушаал “Багшаар ажиллах эрх олгох шалгалтыг зохион байгуулах тухай”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 6 月 30 日 A/51 号決定「教員免許を授与する試験開催について」」
- (82) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 6 сарын 30-ны А/51 дүгээр тушаалын хавсралт “Сургуулийн өмнөх боловсролын байгууллага болон ерөнхий боловсролын сургуульд багшаар ажиллах эрх олгох шалгалт зохион байгуулах журам”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 6 月 30 日 A/51 号決定添付「就学前教育機関及び初等中等教育機関の教員に教員免許を授与する試験開催に関する規則」」
- (83) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 10 сарын 7-ны өдрийн А/78 дугаар тушаал “Журамд өөрчлөлт оруулах тухай”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 10 月 7 日 A/78 号決定「規則改訂について」」
- (84) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 11 сарын 4-ний өдрийн А/84 дүгээр тушаал “Мэргэжлийн шалгалт зохион байгуулах тухай”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 11 月 4 日 A/84 号決定「専門試験の実施について」」
- (85) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2014 оны 11 сарын 4-ний өдрийн А/84 дүгээр тушаалын хавсралт “Мэргэжлийн шалгалт зохион байгуулах журам”>>  
「教員専門性向上研究所長 2014 年 11 月 4 日 A/84 号決定添付「専門試験実施規則」」
- (86) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2016 оны 1 сарын 6-ны өдрийн А/3 дугаар тушаал “Мэргэжлийн шалгалт зохион байгуулах тухай”>>  
「教員専門性向上研究所長 2016 年 1 月 6 日 A/3 号決定「専門試験実施規則について」」
- (87) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2016 оны 1 сарын 6-ны өдрийн А/3 дугаар тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Мэргэжлийн шалгалт зохион байгуулах журам”>>  
「教員専門性向上研究所長 2016 年 1 月 6 日 A/3 号決定第 1 添付「専門試験実施規則」」

- (88) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2016 оны 1 сарын 6-ны өдрийн А/03 дугаар тушаалын 2 дугаар хавсралт “2016 оны мэргэжлийн шалгалтын эсээг дүгнэх ажлын хэсгийн бүрэлдэхүүн”>>  
「教員専門性向上研究所長 2016 年 1 月 6 日 A/3 号決定第 2 添付「2016 年専門試験の小論文を評価する専門部門メンバー」」
- (89) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2016 оны 1 сарын 6-ны өдрийн А/03 дугаар тушаалын 3 дугаар хавсралт “2016 оны мэргэжлийн шалгалтын эсээг дүгнэх ажлын хэсгийн үйл ажиллагааны удирдамж”>>  
「教員専門性向上研究所長 2016 年 1 月 6 日 A/3 号決定第 3 添付「2016 年専門試験の小論文を評価する専門部門の活動ガイダンス」」
- (90) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2017 оны 1 сарын 9-ний өдрийн А/4 дүгээр тушаал “Мэргэжлийн шалгалт зохион байгуулах тухай”>>  
「教員専門性向上研究所長 2017 年 1 月 9 日 A/4 号決定「専門試験の実施について」」
- (91) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2017 оны 1 сарын 9-ний өдрийн А/4 дүгээр тушаалын 1 дүгээр хавсралт “Мэргэжлийн шалгалт байгуулах журам”>>  
「教員専門性向上研究所長 2017 年 1 月 9 日 A/4 号決定第 1 添付「専門試験実施規則」」
- (92) <<Багшийн мэргэжил дээшлүүлэх институтийн захирлын 2017 оны 1 сарын 9-ний өдрийн А/4 дүгээр тушаалын 3 дугаар хавсралт “Мэргэжлийн шалгалтын эсээг дүгнэх ажлын хэсгийн үйл ажиллагааны удирдамж”>>  
「教員専門性向上研究所長 2017 年 1 月 9 日 A/4 号決定第 3 添付「専門試験の小論文を評価する部門のガイダンス」」

<日本語文献>

- (1) バトエルデネ・ダギーマー「現代モンゴルにおける教員養成制度に関する研究—1945 年「モンゴル人民共和国教員学校規則」に着目して—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』（CD-ROM 版）第 64 巻、2018 年。
- (2) バトエルデネ・ダギーマー「現代モンゴルにおける教員養成制度に関する研究—関連法令の分析を中心に—」広島大学大学院教育学研究科、修士論文、2019 年。
- (3) バトエルデネ・ダギーマー「体制移行期におけるモンゴルの教員養成制度に関する研究—1990 年代の法令分析を中心に—」西日本教育行政学会『教育行政研究』第 41 号、2020 年、13-24 頁。
- (4) バトエルデネ・ダギーマー「モンゴル国における教員研修制度の運用実態—基本研修を中心に—」『広島大学大学院人間社会科学研究科紀要「教育学研究」』第 2 号、2021 年、539-548 頁。

- (5) ボロルマ・トルバト「モンゴルにおける教員評価制度に関する考察－業績評価と上位資格を中心－」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第57集第2号、2009年、93-105頁。
- (6) ボロルマ・トルバト「第2章 モンゴル 価値観の転換が求められる教員たち」小川佳万・服部美奈『アジアの教員－変貌する役割と専門職への挑戦－』ジヤース教育新社、2012年、54-76頁。
- (7) ボロルマ・トルバト「モンゴルにおける教員評価－給与制度を中心－」『日本国際教育学紀要』第21号、2015年、23-40頁。
- (8) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（1）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第98号、北海道大学大学院教育学研究院、2006年、263-302頁。
- (9) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（2）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第100号、北海道大学大学院教育学研究院、2007年、167-219頁。
- (10) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（3）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第102号、北海道大学大学院教育学研究院、2007年、161-193頁。
- (11) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（4）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第106号、北海道大学大学院教育学研究院、2008年、149-181頁。
- (12) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（5）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第109号、北海道大学大学院教育学研究院、2009年、19-50頁。
- (13) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（6）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第111号、北海道大学大学院教育学研究院、2010年、41-63頁。
- (14) 小出達夫「モンゴル人と教育改革（7）：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第112号、北海道大学大学院教育学研究院、2011年、27-58頁。
- (15) LKHAGVA・ARIUNJARGAL『現代モンゴル地方教育行政制度に関する研究－1990年代以降の教育改革関連諸法の分析を中心－』広島大学大学院教育学研究科、学位請求論文、2013年。
- (16) 小川佳万「教員評価の意義－中国、モンゴル、イタリア、イギリスの事例から－」『日本国際教育学紀要』第21号、2015年、1-8頁。

## 謝辞

本論文執筆にあたり、多くの方々からご指導、ご支援いただきました。ここに心より感謝の意を表したいと思えます。

本論文の主査である滝沢潤先生には、広島大学大学院教育学研究科に在籍以来、終始、あたたかく、熱心なご指導を贈りました。滝沢先生には、教育学研究の魅力と責任感、研究者として如何に対象に向き合うかという姿勢を教えていただくとともに、常に、相手のことを優先して考え行動することを学ばせていただきました。滝沢先生の長時間にわたる熱心な個別指導がなければ、私が博士論文をまとめることはできなかつたと思えます。改めて心より感謝申し上げます。

古賀一博先生は、広島大学大学院教育学研究科に在籍する機会を与えていただき、教育学の指導だけではなく、日ごろのコミュニケーションを通して、常に、日本文化への理解を促していただきました。公私にわたり、言葉では表現できないほどのご指導をいただきました。心より感謝申し上げます。

教育行財政学研究室の先輩であり、モンゴルでの指導教員であるルハグワ・アリウンジャルガル先生には日本への留学を後押ししていただき、また、留学中にも常にご心配、ご指導をいただきました。心よりお礼申し上げます。

本論文執筆には、副指導教員として、小川佳万先生、曾余田浩史先生、山田浩之先生にもご指導いただきました。小川先生には、投稿論文および本論文に対して貴重なご意見、ご指導をいただき、大変参考になりました。心よりお礼申し上げます。将来、共同研究で一緒にできるように頑張ります。曾余田先生には、投稿論文および本論文に関するご指導のみではなく、先生のお声がけのお陰で、明るく楽しい留学生活を送ることができました。誠にありがとうございました。山田先生には、投稿論文および本論文にあたって貴重なご意見、ご指導をいただき、本論文をまとめる際の重要な指針となりました。心より感謝申し上げます。

教育行財政学研究室の一員となって以来、修士論文、博士論文の完成に5年半かかりました。本当に、この研究室の一人で良かったと思っております。この5年半、ずっと応援し、孤独感を感じさせないようにしていただいた先輩方、同級生、後輩に心から感謝申し上げます。特に、長時間にわたり、研究や日常生活の支援をしてくれた吉野全洋さん、内田圭佑さん、ありがとうございました。

日本での充実した留学生生活を支援してくださった、公益財団法人ロータリー米山記念奨学会・東広島ロータリークラブおよび文部科学省国費外国人留学生奨学金に感謝申し上げます。

最後に、大学で学び、研究することを支援し、日本にまで留学させてくれ、母国モンゴルであたたかく、静かに見守ってくれた両親、妹に心より感謝いたします。

これまで多くの方からいただいたご支援、ご指導に報いることができるよう、これからも真摯に研究に取り組んでまいります。

2022年1月  
バトエルデネ・ダギーマー